

**インターネットを利用した
旅行取引に関するガイドライン**

平成20年1月

**社団法人日本旅行業協会
社団法人全国旅行業協会**

(空白ページ)

目 次

本ガイドライン利用上の注意	5
このガイドラインを適用する取引の範囲	6
1．基本的な考え方	6
2．ポータルサイト等を利用する場合のガイドラインの適用について	6
3．航空券のみを販売するサイトについて	7
旅行者と取引するウェブサイトの運営上の一般的な留意事項	8
1．ウェブサイトを管理する営業所	8
(1) 運営営業所	8
(2) 運営営業所における取引サイトの運営についての一般的な留意事項	8
(3) 取引サイトの安全管理	9
2．取引サイト上の表示に関する一般的な留意事項	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 運営営業所に関する表示	10
(3) インターネット取引の流れについての表示と取引記録の保存の勧め	11
インターネットを利用した募集型企画旅行の販売	12
1．インターネットを利用した募集型企画旅行の広告等	12
(1) ウェブサイト上の広告の広告表示画面	12
(2) メールマガジン等による広告	15
2．募集型企画旅行の取引に係る取引サイトの構成	16
(1) 募集型企画旅行の取引条件説明画面	18
(2) 申込内容入力画面	32
(3) 取引条件説明書面・契約書面の交付	35
(4) 申込内容確認画面	42
(5) 契約成立通知画面(ウェブサイト上で契約を成立させる場合)	45
(6) 申込受付通知画面(ウェブサイト上で契約を成立させず、別途承諾通知を発する場合)	48
(7) 予約成立通知画面(ウェブサイト上で旅行契約の予約を成立させ、改めて旅行者に予約完結の意思表示をしてもらう場合)	51
インターネットを利用した手配旅行の販売	54
1．インターネットを利用した手配旅行の広告等	54
(1) 手配旅行の広告表示画面	54
(2) メールマガジン等による広告	54

2 . 手配旅行の取引に係る取引サイトの構成	56
(1) 手配旅行の取引条件説明画面	57
(2) 申込内容入力画面	63
(3) 取引条件説明書面・契約書面の交付	65
(4) 手配旅行の申込内容確認画面	70
(5) 契約成立通知画面 (ウェブサイト上で契約を成立させる場合)	72
(6) 申込受付通知画面 (ウェブサイト上で契約を成立させず、別途承諾通知を発する場合)	74
ポータルサイト等との連携による販売	76
1 . アフィリエイト広告	76
2 . ポータルサイト等を利用する場合の注意事項	76
特殊なウェブサイト上の取引についての留意事項	79
1 . 「ダイナミックパッケージ」について	79
2 . 旅行業者が行うインターネット上のオークションについて	79
3 . いわゆる「ギャザリング」について	80
「e-T B T (電子旅行取引信頼マーク) 」について	81
資 料	83
電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律	85
旅行業法【抜粋】	87
旅行業法施行規則【抜粋】	89
旅行業法施行要領【抜粋】	94
インターネット取引を利用する旅行業務に関する取扱について	95
企画旅行に関する広告の表示基準等について	97
標準旅行業約款【抜粋】	107
旅行業における電子商取引に係る検討委員会報告書	114

インターネットを利用した旅行取引に関するガイドライン

本ガイドライン利用上の注意

このガイドラインでは、ウェブサイト上で旅行広告を実施する場合、ウェブサイト上で旅行者と取引する場合に必要なことのうち、ウェブサイト固有の問題について定めたものです。このガイドラインの他に、平成17年12月発行の「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」（発行後の変更内容を含む。以下において同じ。）を併せて使用してください。

本ガイドラインに掲載されたウェブページのイメージ図は、ガイドライン本文の理解を容易にするためのものであり、旅行業で想定される全ての取引についてウェブページのイメージを掲載しているものではありません。

このため、記載されている項目・文章も、必ずしも実際の旅行取引に必要なかつ十分なものではありません。

また、本ガイドラインに掲載されているウェブページの画面推移、レイアウトと同一のものを作成することを要求しているものではありません。

各社におかれましては、自社の責任において、旅行業法令、通達、当協会の「旅行広告・取引条件説明書面作成ガイドライン」及び本ガイドライン本文に沿った内容でウェブサイトをご設計してください。

このガイドラインを適用する取引の範囲

1. 基本的な考え方

このガイドラインは、日本国内に営業所を持つ旅行業者等が行う旅行業務に関する取引のために利用されるウェブサイトを経営する場合について必要な事項を定めたものです。また、インターネットサービスプロバイダー等が運営するポータルサイトやモール等（以下「ポータルサイト等」といいます。）の第三者のウェブサイトに募集広告を掲載したり、そのウェブサイトを利用して旅行者からの申込を受けるなどの取引をする場合も、本ガイドラインが適用されます。

2. ポータルサイト等を利用する場合のガイドラインの適用について

(1) 旅行業者が、ポータルサイト等を利用する場合で、本ガイドラインが適用されることがあるケースを例示すると以下のようなものです。

- イ. 旅行業者が募集型企画旅行又は手配旅行の広告をポータルサイト等に出し、当該広告にリンクされた旅行業者のサイトで旅行を販売する場合
- ロ. 旅行業者がポータルサイト等の提供するシステムを利用して、旅行を販売する場合

(2) 旅行業者が、ポータルサイト等を利用する場合は、旅行者の申込みを受けた旨の通知（旅行者の使用するコンピュータのモニター画面に表示されるものを含む。）又は運送・宿泊機関等のサービス提供者（以下「サービス提供者」といいます。）との契約が成立した旨の通知（注1）を旅行業者の名において行わなければなりません。このように、旅行業者がポータルサイト等を利用した場合であっても、その取引の実態が旅行業者によって行われるときは、このガイドラインが適用されます。

サービス提供者との契約等の成立をポータルサイト等の運営事業者の名で旅行者に通知する場合は、そのポータルサイト等の運営事業者が旅行業務を行ったこととなります。ポータルサイト等の運営事業者は、このような業務を行う場合は、旅行業の登録を受けた上で、本ガイドラインに従ってポータルサイト等を運営することが求められます。

注1： 「サービス提供者との契約が成立した旨の通知」とは、例えば「以下の条件でお申し込みの旅館の予約がおりできました。」というような電子メールによる通知又はモニター画面への表示をいいます。

(3) ポータルサイト等の広告等に掲載された旅行について、旅行者からの参加申込みを専用の窓口等を設けて受け付ける場合は、旅行者からの申し込みを受ける窓口は次のいずれかでなければなりません。

イ. 当該ポータルサイト等に広告された旅行が募集型企画旅行の場合

- (イ) 企画旅行業者
- (ロ) 企画旅行業者の旅行業者代理業者

(八) 企画旅行業者の受託旅行業者又はその代理業者(受託旅行業者代理業者)

ロ. 当該ポータルサイト等に広告された旅行が手配旅行の場合

(イ) 広告を実施する旅行業者

(ロ) 広告を実施する旅行業者の旅行業者代理業者

旅行業等の登録のない者が、企画旅行を実施又は手配旅行を取り扱う旅行業者の委託を受けて旅行者からの参加申込を受けた場合は、旅行業法違反(無登録営業)となります。

(4) ウェブサイト上に掲載された広告を経由した旅行者からの契約数に応じて支払う、いわゆる「アフィリエイト広告」については、広告主である旅行業者と旅行者との間で旅行契約が成立していることが明確であれば、広告の媒体を提供しているウェブサイトの運営者は旅行業者である必要はありません。しかし、広告の表示内容については、本ガイドラインの適用があります。

3. 航空券のみを販売するサイトについて

航空会社と航空運送の販売について代理権を与えられている事業者(以下「航空運送代理店」といいます。)が当該代理業務のみを事業として行う場合であって、ウェブサイトで航空会社を代理して契約を締結する場合には、当該事業者の行為は旅行業に該当せず、本ガイドラインの適用はありません。(この場合、ウェブサイトで販売することについて航空会社の個別の承認が必要になると思われます。)

しかし、航空運送代理店以外の者がウェブサイトで、航空券の販売・手配について旅行者と契約を締結する場合は旅行業の登録を受けなければなりません。また、本ガイドラインの適用を受けます。

旅行者と取引するウェブサイトの運営上の一般的な留意事項

ウェブサイト上で、旅行契約（旅行契約の予約を含む。）を成立させる場合は、そのウェブサイトの運営に当たっては、以下の点に留意しなければなりません。

1. ウェブサイトを管理する営業所

(1) 運営営業所

ウェブサイトを旅行業務に関する取引のために利用する場合（以下、旅行業務に関する取引のために利用するウェブサイトを「取引サイト」といいます。）は、その取引サイトを管理する営業所（以下、便宜的に「運営営業所」といいます。）は、旅行業の登録を受けていなければなりません。また、旅行業務取扱管理者の選任、標識（旅行業登録票）及び旅行業務取扱料金表の掲示、旅行業約款の掲示又は備え置きなど、旅行業の営業所に旅行業法で要求されている全ての要件を満たしていなければなりません。

(2) 運営営業所における取引サイトの運営についての一般的な留意事項

運営営業所は、取引サイトを運営するあたり、以下の事項に留意しなければなりません。

イ. 掲載情報の最新性・正確性の維持

取引サイトに掲載される情報は、定期的または時機を失することなく更新されなければなりません。

(イ) 既に募集人員に達した旅行、催行を中止した旅行に係る広告等が掲載されることがないように留意すること。

(ロ) 旅行先に関する情報は、常に最新のものであるよう留意すること。

(ハ) 掲載情報に有効期間がある場合は、それを明示すること。

ロ. 運営営業所の営業時間と取引サイトの営業時間

(イ) 取引サイトで旅行者との契約の成立、契約解除の申し出の受付等の取引をする時間（以下「サイト営業時間」といいます。）は特に制限はありません。サイト営業時間は、24時間営業とすることでも、あるいは一定の範囲に限定することでも可能です。また、運営営業所の営業時間とサイト営業時間が異なっても差し支えありません。

(ロ) サイト営業時間が一定の範囲に定められている場合は、サイト営業時間にあつては、契約の締結と契約の解除の両方が行われなければなりません。例えば「参加申込は24時間受け付けるが、取消の申し出の受付は9時から17時に限る。」というような取扱いは認められません。

(ハ) サイト営業時間を一定の範囲に定めた場合は、サイト営業時間外に受信した旅行者からの電子メール等の取扱い方について明示する必要があります。例えば、

電子メールで契約の解除の申し出を受けるとしていた場合に、サイト営業時間を過ぎて契約解除の申し出の電子メールが到着したときには当日扱いとするのか翌営業日扱いとするのかなどを、表示しておく必要があります。

八．旅行者から運営営業所への連絡体制の確保

取引サイトに表示・記載されている旅行に関する問い合わせを受けるため、旅行者からの連絡を受ける体制を確保し、これをサイトに表示しなければなりません。

(イ) 通信手段による問合せの方法

旅行者からの通信手段による問合せの方法については、とくに制限はありません。電話、電子メールの両方を使用すること、又はいずれか一方のみを選択することができます。しかし、本来の取引のあり方である来店による問い合わせや相談を否定すること(例えば「営業所への来店のうえの問合せ、ご相談はお受けしておりません。」というような表示を取引サイト上に表示すること。)は認められません。

(ロ) 通信手段による問合せの受付時間等

電話による問合せを受けるとした場合には、受付業務を行う時間帯を定めて、旅行者からの問合せを受けられる体制を確保しておかなければなりません。

旅行者からの問合せを電子メールのみで受けるとした場合には、メールを受信したこと及び概ね何日以内に回答することを原則としているかなどを旅行者に折り返し通知するような仕組みを整えておくことが望まれます。

(ハ) 旅行業務取扱管理者による説明体制

旅行者が旅行業務取扱管理者から説明を受けることを希望した場合には、それに対応できる体制を整えておかなければなりません。

二．苦情相談窓口の設置

運営営業所は、ウェブサイト取引に係る苦情に対応するため苦情相談窓口を設置する必要があります。また、その受付時間を取引サイトに表示します。

(3) 取引サイトの安全管理

イ．取引サイトでは、旅行者の個人情報を始め、旅行先、旅行期間などのプライバシー情報を取り扱うこと、インターネットを通じてクレジットカード番号の授受を行う場合があることなどから、ウェブサイトを通じて行われるこれらの情報の送受信については、SSLによる暗号化などの安全対策を講じておかなければなりません。

ロ．また、取引サイト上で、旅行者が自分自身の個人情報の登録状況、申込状況、申込みに係る旅行の取引条件説明書面等を確認できるようにするときは、個人情報を含む旅行者の情報が不用意に外部から閲覧されないことがないよう、IDとパスワードによって認証されたものでなければ該当ページを閲覧できないような措置を取るなど、アクセス管理をすることが必要です。

八．取引サイトに使用する日常的なシステム管理体制のほか、データの自動バックアップ、取引に係るデータの授受のログの保存など、システム障害等不測の事態が発生した場合に速やかに対応できる体制を整備しておくことが必要です。

2．取引サイト上の表示に関する一般的な留意事項

(1) 基本的な考え方

取引サイト上の取引では、旅行者が営業所で取引した際に目にすることができたり、交付を受けたり、説明を受けたりすることができるものが、すべて、同じように実現できることが基本的な考え方となります。

(2) 運営営業所に関する表示

取引サイトには、「旅行業法に基づく営業所の表示」と題して、以下の要領で運営営業所に関する事項を表示しなければなりません。

イ．表示すべき項目

運営営業所に係る旅行業者の氏名又は名称、営業所の名称及び営業所の所在地、電話番号、メールアドレス（メールフォーム等メールアドレスの表示に代わるインターフェースを含む。）

標識（旅行業登録票）の記載事項（業務範囲、登録番号、登録年月日、登録有効期間（旅行業者の場合）、所属旅行業者の登録番号及び名称（旅行業者代理業者の場合）、旅行業者等の名称、営業所の名称、旅行業務取扱管理者の氏名、受託取扱企画旅行）

旅行業約款（運営営業所が旅行業者代理業者の場合は所属旅行業者の旅行業約款）

旅行業務取扱料金表（運営営業所が旅行業者代理業者の場合は所属旅行業者の旅行業務取扱料金表）

運営営業所の営業日、営業時間

旅行者からの申込み、契約解除の申し出等取引に関する申し出を非対話的な通信手段で営業時間外に受信した場合の取扱い（受信当日に受理したものとして扱うのか、翌営業日扱いとするのかなど）

旅行業務取扱管理者が旅行者からの問合せに対し、電話等により対話で対応できる時間

旅行者からの苦情に対応する相談窓口名及び電話番号

個人情報保護方針、セキュリティポリシー等他の法令等により表示が求められる事項

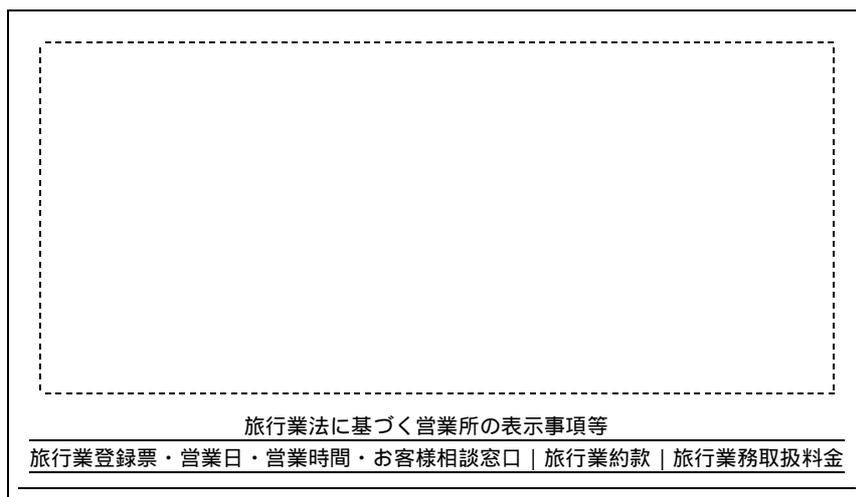
ロ．表示の場所

運営営業所に関する表示は、旅行業務の取引サイトのトップページから直接リンクされたページ又はトップページから当該表示事項の項目を列記したページを經由

したページ。この場合、トップページにおいて、それぞれのページにリンクされていることが容易にわかるようになっていなければなりません。

ここでいうトップページとは、ウェブサイトのうち、旅行業務に関し取引を行う部分の最上位階層にあるページを言います。専業旅行者の場合は、通常、ウェブサイトのトップページがここでいう「トップページ」となります。

トップページにおける表示項目へのリンクのイメージ



旅行業務取扱料金は、取引サイトで取扱わない業務についても、ウェブページ上に掲示しなくてはならない。

運営営業所が旅行者代理業者の営業所であるときは、所属旅行者の旅行業約款、旅行業務取扱料金表を表示すること。

(3) インターネット取引の流れについての表示と取引記録の保存の勧め

インターネットに係る取引は、対面取引と異なる面が多くあるため、取引サイトで取り扱う旅行契約の種類に応じて、広告（広告を表示する場合）から契約成立の確認にいたるまでの「流れ」を図示するなどの方法で、説明しなければなりません。

また、将来的なトラブルに備え、旅行者に対して、取引の局面毎にウェブページの画面のハードコピーを保存するよう勧めることが必要です。このため、取引条件の説明、申込内容の入力などの取引の局面で旅行者のコンピュータに表示するウェブページについては、閲覧者によるウェブページの保存や印刷を禁止する仕様にすることはできません。

．インターネットを利用した募集型企画旅行の販売

1．インターネットを利用した募集型企画旅行の広告等

(1) ウェブサイト上の広告の広告表示画面

イ．広告を表示する画面は、旅行業法施行規則第28条の2及び第29条、「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成17年国総旅振第387号）並びに当協会の「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」に基づき、必要な事項が、同一のページに表示されなければなりません。標識（旅行業登録票）に必要な事項が記されている場合であっても、企画旅行業者名、登録番号等を広告ページにおいて省略することはできません。（14ページ参照）

ロ．旅行業者のウェブサイト又はポータルサイトでは、旅行者が方面、出発日等旅行者が希望する事項を入力することで、旅行者の希望にマッチするコースの名称、旅行代金等のリストを表示する機能（いわゆる「検索機能」）を提供しているものがあります。このような検索結果の表示画面は、当該リストから上記「イ」の要件を満たす広告ページにリンクされている場合には、当該検索結果の表示画面は広告とはみなされず、上記「イ」の要件を満たす必要はありません。（13ページ参照）

募集型企画旅行の広告画面イメージ

画面例 【検索結果の表示イメージ】

次の条件で検索しました。

出発地
 方面
 出発日 月 日 ~ 月 日
 旅行代金 円 ~ 円

次の コースがみつかりました。

(タイトル)	【 日間】	コード: -
年 月 ~ 年 月の毎日出発		¥ ~¥
食事回数 朝 昼 夜	添乗員なし	この旅行の広告を見る

(タイトル)	【 日間】	コード: -
年 月 ~ 年 月の毎日出発		¥ ~¥
食事回数 朝 昼 夜	添乗員同行	この旅行の広告を見る

(タイトル)	【 日間】	コード: -
年 月 ~ 年 月の毎日出発		¥ ~¥
食事回数 朝 昼 夜	添乗員なし	この旅行の広告を見る

(タイトル)	【 日間】	コード: -
年 月 日 ~ 年 月 日の毎、 、 曜日出発		¥ ~¥
食事回数 朝 昼 夜	添乗員同行	この旅行の広告を見る

(タイトル)	【 日間】	コード: -
年 月 日 ~ 年 月 日の毎、 、 曜日出発		¥ ~¥
食事回数 朝 昼 夜	添乗員なし	この旅行の広告を見る

(タイトル)	【 日間】	コード: -
年 月 日 ~ 年 月 日の毎、 、 曜日出発		¥ ~¥
食事回数 朝 昼 夜	添乗員同行	この旅行の広告を見る

⋮
⋮
⋮

検索結果画面は、左イメージのように、広告ページにリンクされている場合には、旅行業法施行規則で定める「広告」の表示事項を満たす必要はない。

画面例 【募集型企画旅行の広告画面のイメージ】

旅行企画・実施

国土交通大臣登録旅行業第 号
 旅行株式会社
 県 市 丁目 -
 社団法人日本旅行業協会正会員

年夏季 方面 ツアーご案内

取引条件説明画面で取引条件をお確かめのうえお申し込みください。

コース名： 、 、 【 日間】

日程表

(日程) 食事回数 朝 回 昼 回 夜 回	(写真など)
--------------------------------------	--------

添乗員 最少催行人員

出発日と旅行代金 [旅行代金には燃油サーチャージを含みません]

出発日						
旅行代金						

コース名： 、 、 【 日間】

日程表

(日程) 食事回数 朝 回 昼 回 夜 回	(写真など)
--------------------------------------	--------

添乗員 最少催行人員

出発日と旅行代金 [旅行代金には燃油サーチャージを含みません]

出発日						
旅行代金						

コース名： 、 、 【 日間】

日程表

(日程) 食事回数 朝 回 昼 回 夜 回	(写真など)
--------------------------------------	--------

添乗員 最少催行人員

出発日と旅行代金 [旅行代金には燃油サーチャージを含みません]

出発日						
旅行代金						

広告のページは、旅行業法施行規則に定められた事項の全てを同一ページに表示しなければならない。

(2) メールマガジン等による広告

イ．旅行業者がメールマガジン等で旅行取引を誘引する場合のメール（以下「広告メール」といいます。）も、新聞や雑誌等の広告と同じく、旅行業法施行規則第28条の2及び第29条、「企画旅行に関する広告の表示基準等について」（平成17年国総旅振第387号）並びに当協会の「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」に基づき、必要な事項が広告メールに表示されていなければなりません。

ロ．広告メールを送信することについて事前に承諾を得ていない旅行者に対して広告メールを送信することについては、上記に加え、以下の事項を遵守しなければなりません。（特定電子メールの送信の適正化に関する法律第3条他、同施行規則）

（イ）旅行業者が公表した個人情報の利用目的又は旅行者から個人情報を取得する際に明示又は通知した個人情報の利用目的に広告メールの送信が含まれていない場合は、事前の本人の承諾なく、広告メールを送信しないこと。

（ロ）旅行業者が公表した個人情報の利用目的に広告メールの送信が含まれている場合又は個人情報を取得する際に通知若しくは明示した個人情報の利用目的に広告メールの送信が含まれている場合であっても、広告メールの送信について事前に旅行者の承諾を得ていない場合は、広告メールに以下の表示をしなければなりません。

広告メールの表題最前部に「未承諾広告」と表示すること。

広告メールの本文の前に、次の事項を表示すること。

a．旅行業者の名称

b．旅行業者のメールアドレス（メールフォーム等メールアドレスの表示に代わるインターフェースを含む。）

c．広告メールの送信の中止を求める場合は、上記メールアドレス（広告メールの送信の中止を求める通知をウェブサイト上で受ける場合は当該通知を受けるウェブページのURL）に通知すべき旨

旅行業者の住所及び電話番号を広告メールの任意の場所に表示すること。

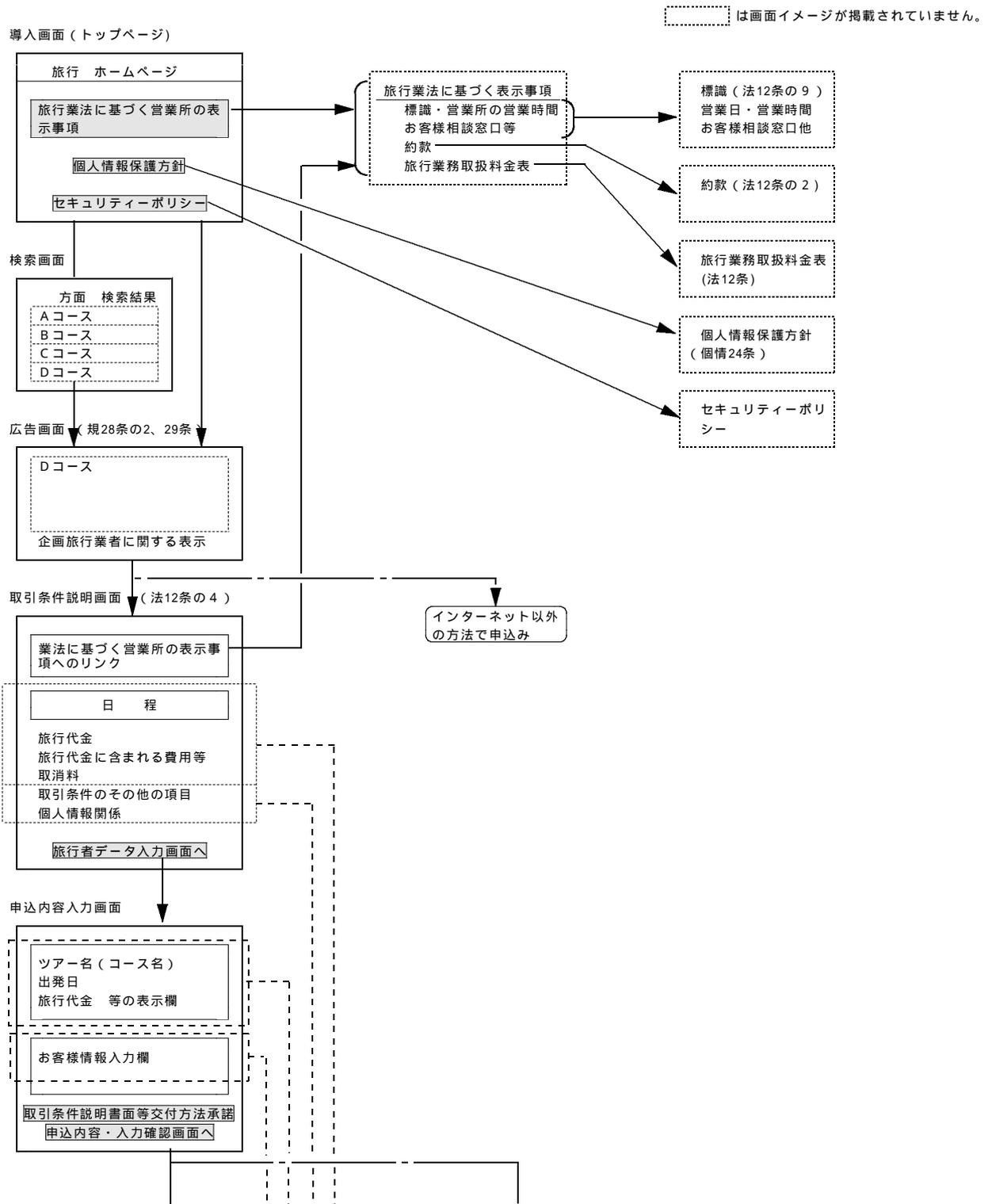
（ハ）旅行者から広告メールの送信について承諾を得ている場合であっても、改めて旅行者から広告メールの送信を希望しない旨の通知があったときは、広告メールを送信しないこと。

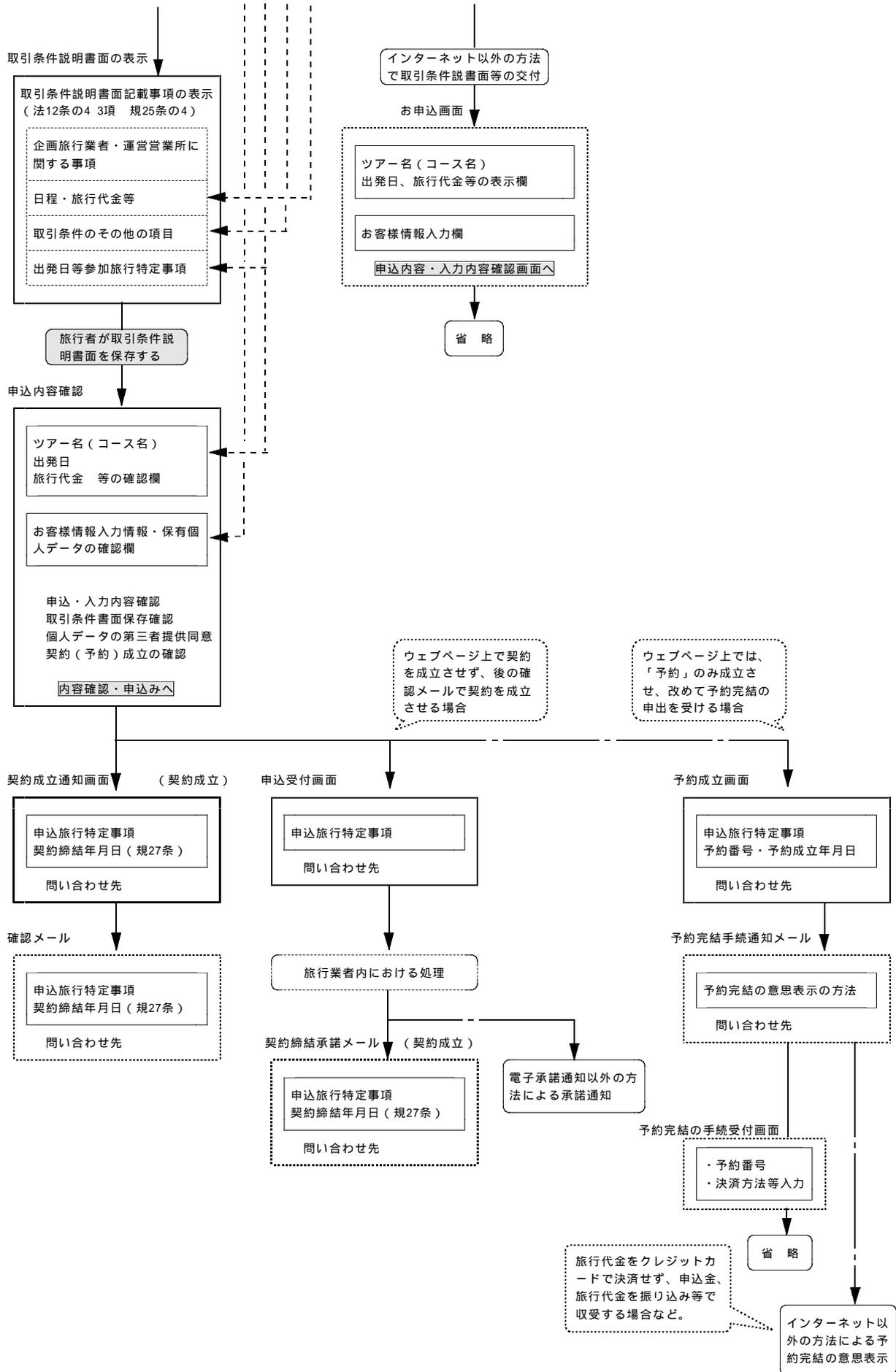
2. 募集型企画旅行の取引に係る取引サイトの構成

取引サイトの構成は、各々の旅行業者が取引サイトでどの範囲までの取引をするかによって変わってきます。ここでは、旅行業法に定められた広告、取引条件の説明、取引条件説明書面の交付、申込書の提出、申込金の支払い、契約書面の交付、旅行代金の決済を行う場合のサイトの例を示します。

これらの視点から、概ね必要と思われる画面の構成は、次の図のとおりとなります。

募集型企画旅行のインターネット販売画面推移（模式図）





(1) 募集型企画旅行の取引条件説明画面

イ．取引条件を説明する画面は、旅行業法施行規則第 25 条第 1 号及び個人情報保護法に基づき、必要な事項が表示・明示されなければなりません。

なお、項目の後に「別ページ可」と付記されている項目は、取引条件説明画面からリンクするページにおいて表示することができますが、他の事項については、1 ページで閲覧できるようにしなければなりません。また、取引条件説明画面からリンクしたページには、取引条件説明画面に記載された事項とリンクしたページに記載された事項とで取引条件の全体を構成する旨を記載しなければなりません。

(イ) 表示する項目

企画旅行業者名及び住所並びに登録番号

企画旅行業者以外の者が企画旅行業者を代理して申込みを受ける場合はその旨

旅行の目的地及び出発日その他の日程

旅行代金の額及び収受の方法

旅行代金に含まれるサービスの内容

旅行代金に含まれない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの

最少催行人員

旅行者が選択できる契約の申込方法（申込金の支払い方法を含む。）及び申込みの方法ごとの契約の成立時点に関する事項（例：通信契約による場合、通信契約によらない場合、取引条件説明書面を通常の手紙で交付する場合の申込方法等）

参加資格（必要とされる旅券、査証等に関する事項等）

契約の変更及び解除に関する事項（別ページ可：但し、旅行者が契約を解除した場合の取消料に関する事項を除く。）

責任及び免責に関する事項（別ページ可）

旅行中の損害の補償に関する事項（別ページ可：いわゆる「中抜き」日程において、日程表に記載すべき事項とされているものを除く。）

旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあってはその旨及び当該情報（別ページ可）

旅行先の地域に外務省危険情報が発出されている場合及び旅行契約締結後に同情報が発出された場合には別途書面（電磁的方法によるものを含みます。）で交付する旨（別ページ可）

取引条件説明書面・契約書面（取引条件説明書面及び契約書面を総称していいます。以下において同じ）の交付方法（記載事項を電磁的方法を使って交付する場合には、その具体的な交付方法及び方式並びに旅行者が希望すれば取引条件説明書面・契約書面を通常の手紙により交付する旨（ただし、旅行開始日当日等における契約など、郵送等による交付が不可能である場合には、その旨を明示し、郵送等による方法については記載しないことができる。））

個人情報利用目的及び旅行手配のための旅行者の個人データを第三者に提供することに同意すべき旨（別ページ可）

企画旅行業者の旅行業約款に準拠する旨（別ページ可）

（ロ）「電磁的方法及び方式」についての表示

取引条件説明書面・契約書面を電磁的方法で交付する場合は、上記「 」で、具体的な交付する方法と、取引条件説明書面・契約書面の記載事項が文書ファイルで交付される場合にはその文書ファイルがどのような方式（HTML、PDFなど）によって作成されているかを表示しなければなりません。電磁的方法による交付方法については、各旅行業者が採用した電磁的方法（36ページ、「ロ・取引条件説明書面・契約書面の記載事項の交付方法と旅行者による保存」を参照してください。）を表示します。

以下に、取引条件説明書面・契約書面の記載事項を電磁的方法で交付する方法と方式についての文例を示します。各社でこれらの例を一つの参考に、自社で採用した電磁的方法、文書の方式に従った表示をしてください。

【取引条件説明書面・契約書面の記載事項を電磁的方法で交付する方法と方式についての文例】

取引条件説明書面・契約書面の記載事項は、別途電子メールによりお客様に送信します。

取引条件説明書面・契約書面の記載事項は、別途PDFファイルを電子メールに添付して送信します。

申込内容入力画面の後に取引条件説明書面・契約書面の記載事項のページ（HTML）が表示されますので、それを保存してください。

申込内容入力画面の後に表示される「申込内容確認画面」の「取引条件説明書面を表示する」のボタンをクリックし、表示された取引条件説明書面・契約書面のページ（PDF）を保存してください。

申込内容入力画面の後に表示される「申込内容確認画面」の「取引条件説明書面を表示する」のボタンをクリックし、表示された取引条件説明書面・契約書面のページ（HTML）を保存してください。

お客様の取引条件説明書面・契約書面は、当社のコンピュータに保存されます。別途、電子メールで、お客様専用ページのURL、IDとパスワードをお知らせしますので、閲覧してください。

ロ・取引条件の説明画面においては、以下の項目を記載するか又はそれらが記載されたページにリンクが貼られていなければなりません。

企画旅行業者の旅行業約款

旅行業法に基づく運営営業所に関する表示事項

燃油サーチャージについて

燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。当社がお客様からお預かりし航空会社に支払います。旅行代金と併せて次の表の金額を当社にお支払いください。

航空会社名	区間	燃油サーチャージの額	円価額

上の表の金額は 月 日現在の金額です。日本円換算額は、 年 月 日の 銀行店頭売り渡し電信送金レート（US\$1.00=¥ ）を基準に算出しています。

燃油サーチャージは、航空会社・区間毎に必要となります。従って、旅程の変更に伴い燃油サーチャージの額が変更になった場合は、増額になったときは不足分を徴収し、減額になったときはその分を速やかに返金します。

旅行契約締結後に航空会社の定める燃油サーチャージの額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を速やかに返金します。

お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に旅行契約を解除する場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明および必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

空港諸税について

上記旅行代金には、旅行の目的国、経由国が旅行者に課している空港諸税は含まれておりません。空港諸税を航空券の発券時に徴収することを義務づけている国については当社がお客様からお預かりし航空会社に支払います。旅行代金と併せて次の金額を当社にお支払いください。

国名	税等の名称	都市名	現地通貨額	円価目安額	子供	幼児

上の表の金額は 月 日現在の金額です。日本円換算額は、 年 月 日の 銀行店頭売り渡し電信送金レート（US\$1.00=¥ ）を基準に算出しています。

取引条件説明書面の交付等について

取引条件説明書面の記載項目を電磁的方法で交付することを承諾いただける場合

取引条件説明書面の記載事項は、申込内容入力画面の後に表示される「申込内容の確認画面」から「取引条件説明書面を表示する」のボタンをクリックし、表示されたファイル（PDF）を保存してください。

取引条件説明書面を書面により交付する方法を指定される場合
当社から、取引条件説明書面を郵便でお送りします。

実際に取引サイトで採用する交付方法、方式を記載すること。

サイトでの取引を、取引条件説明書面の記載事項を電磁的方法で交付することを承諾した者に限定することはできない。

申し込みの方法と旅行契約の成立、旅行代金のお支払いについて

【クレジットカードで旅行代金を決済する場合】

取引条件説明書面の記載項目を電磁的方法で交付することを承諾いただける場合

・お申し込み画面に必要事項を記載のうえお申し込みください。契約締結承諾画面がウェブページ上に表示された時点をもって、旅行契約が成立するものとします。

取引条件説明書面を書面により交付する方法を指定される場合

・お申し込み画面に必要事項を記載のうえお申し込みください。取引条件説明書面がお手元に届いてから、指定のウェブサイトですべての手続きをしてください。予約を本契約にする旨の通知が当社に到達した時点をもって、旅行契約が成立するものとします。なお、お客様が予約成立画面に表示する日までに予約を本契約にする手続きをされない場合は、予約はなかったものとなります。

旅行代金の支払い、カード利用日、無署名取扱いについて

・当社は、お客様のカードにより所定の伝票へお客様の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この際、契約成立日を旅行代金のお支払いのカード利用日といたします。

実際にサイトで採用されている支払い方法について記載すること。

左の例はウェブ上で旅行契約の予約を成立させた後、申込金を支払うことで予約を完結させる方法を取る場合を想定している。

サイトでの取引を、取引条件説明書面の記載事項を電磁的方法で交付することを承諾した者に限定することはできない。

【銀行振込等で旅行代金を支払う場合】

当社が予約成立画面に表示する日までに、当社指定の口座に申込金をお振り込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれの一部または全部として取扱います。旅行契約は当社が申込金を受理したときに成立するものとします。

申込金を除く旅行代金は、旅行出発の 日前までに当社指定の口座にお振り込みください。なお、当社が予約成立画面に表示する日までに申込金の振込みがない場合は予約はなかったものとします。

旅券・査証等について（お客様自身の責任で、出発までに確認してください。）

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。これら手続き等の代行を希望の場合は、別途当社に渡航手続代行契約をお申し込みください。（以下は、日本国籍のお客様の場合の条件です。日本国籍以外の方は、ご自身で、自国の領事館、渡航先国・経由国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。）

・旅券（パスポート）：この旅行には、（ ）の時点で有効期間が ヶ月以上残っている旅券が必要です。

・査証（ビザ）：この旅行には（ ）（ ）の国の査証が必要です。

予防接種：この旅行では 国入国時に の予防接種証明書が必要です。あらかじめ指定の検疫所等で予防接種を受け証明書の交付を受け携行してください。

お客様固有の事情により、渡航先国の判断でお客様の入国が拒否されることがあります。

申し込みにあたってのお願い

a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

複数の旅行者を一度にお申し込みになる場合は、代表者を定めその代表者の方からお申し込みください。当社は、お申し込みいただいた方を契約責任者として契約締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を行います。

旅行先についての安全情報、衛生情報の入手について（お客様自身の責任で、出発までに確認してください。）

衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

海外危険情報等について

・（危険情報が発出されている場合）この旅行の旅行先である には 月 日付で危険情報が発出されています。危険情報の内容は [こちら](#) のページで確認し、そのページを保存してください。

・外務省の「外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」で国、地域別の渡航情報（危険情報、スポット情報、安全対策基礎データ等）が公開されています。必ずお申し込み前に、ご自身の責任で旅行先の渡航情報をご確認ください。

渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、その旨を電子メール等で通知のうえ、旅行契約の内容を変更し又は旅行契約を解除することがあります。外務省が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出した場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります（各社において対応方法を決定してください。）。その場合、当社は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して旅行を催行する場合であつてお客様が旅行契約を解除するときは、当社は所定の取消料を申し受けます。

左の「予約」は民法第556条、第559条の「予約」を意味している。

左の例は危険情報が発出されたときの表記。「こちら」の部分に危険情報の内容を記載したページにリンクを張ることを想定している。

各社において対応方法を決定すること。

旅行契約内容・代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

当社は、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。この場合、当社が旅行代金を増額するときは、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けた旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

旅行契約の解除

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

解除時期等	取消料
旅行開始日の前日から () ~ () 日目	
起算してさかのぼって () ~ () 日目	
前々日、前日、当日(旅行開始前に限る)の解除	
旅行開始後の解除、無連絡不参加	

- ・お取消しは、「お取消し受付」のページからお受けします。
- ・当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も上記取消料をいただきます。
- ・取消料の対象となる旅行代金は追加代金を含めた代金です。
- ・当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして取消料の支払いを受けます。

お客様が下記の理由で旅行契約を解除した場合は取消料はいただきません。

- ・当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「旅程保証」の項目の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- ・旅行に利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が増額されたことにより当社が旅行代金を増額した場合。
- ・当社が確定日程表を契約書面(取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には当該取引条件説明書面の記載事項。以下において同じ。)に記載する日までに交付しない場合。
- ・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

当社は、次の場合は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)

- ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
- ・お客様が参加旅行者の条件を満たしていないことがわかったとき。
- ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

当社の責任

当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内(手荷物に関するものは21日以内)に当社に通知があった場合に限りです。また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1人15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)とします。

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負いません。

特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款(別紙)特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万

左の例は海外旅行の場合の記載。

左の例は海外旅行の場合の記載。

円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、その日は「当旅行参加中」とはいたしません。

旅程保証

旅行日程に下表左欄に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当社が一募集型企画旅行契約について支払う変更補償金の額は、旅行代金の %を限度とします。また、一募集型企画旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは追加代金を含めた代金です。

当社は、下表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。ただし、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が生じたことによるものについては、この限りではありません。

天災地変 戦乱 暴動 官公署の命令

欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	.	.
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	.	.
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	.	.
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	.	.
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	.	.
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	.	.
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	.	.
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	.	.
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	.	.

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注3)第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注4)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5)第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

(注6)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、1人あたり 円の手数料をお支払いいただくことにより他のお客様と交替することができます。

海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。お客様ご自身の必要に応じて充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

左の例は海外旅行の場合の記載

個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に当社が取得した個人情報を、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については日程表及び契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。旅行にお申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等の個人データを、あらかじめ電磁的方法等で送信することによって土産物店に提供いたします。なお、これら土産物店への個人データの提供の停止を希望される場合は、下記のお問い合わせ窓口宛出発前までにお申出ください。

旅行株式会社 営業所
TEL: - -

募集型企画旅行契約約款について

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。印刷した当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、[こちら](#)からもご覧になれます。

「こちら」の部分に約款が記載されたウェブページにリンクを張ることを想定している。

もとの画面に戻る

この旅行の取引条件を了承し申込画面に移動する

空港施設使用料、空港税・出国税等運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの

……

燃油サーチャージについて

燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。当社がお客様からお預かりし航空会社に支払います。旅行代金と併せて次の表の金額を当社にお支払いください。

航空会社名	区間	燃油サーチャージの額	円価額

上の表の金額は 月 日現在の金額です。日本円換算額は、 年 月 日の 銀行店頭売り渡し電信送金レート（US\$1.00=¥ ）を基準に算出しています。

燃油サーチャージは、航空会社・区間毎に必要となります。従って、旅程の変更に伴い燃油サーチャージの額が変更になった場合は、増額になったときは不足分を徴収し、減額になったときはその分を速やかに返金します。

旅行契約締結後に航空会社の定める燃油サーチャージの額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を速やかに返金します。

お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に旅行契約を解除する場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明および必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

空港諸税について

上記旅行代金には、旅行の目的国、経由国が旅行者に課している空港諸税は含まれておりません。空港諸税を航空券の発券時に徴収することを義務づけている国については当社がお客様からお預かりし航空会社に支払います。旅行代金と併せて次の金額を当社にお支払いください。

国名	税等の名称	都市名	現地通貨額	円価目安額	子供	幼児

上の表の金額は 月 日現在の金額です。日本円換算額は、 年 月 日の 銀行店頭売り渡し電信送金レート（US\$1.00=¥ ）を基準に算出しています。

取引条件説明書面の交付等について

取引条件説明書面の記載項目を電磁的方法で交付することを承諾いただける場合

取引条件説明書面の記載事項は、申込内容入力画面の後に表示される「申込内容の確認画面」から「取引条件説明書面を表示する」のボタンをクリックし、表示されたファイル（PDF）を保存してください。

取引条件説明書面を書面により交付する方法を指定される場合

当社から、取引条件説明書面を郵便でお送りします。

申し込みの方法と旅行契約の成立、旅行代金のお支払いについて

【クレジットカードで旅行代金を決済する場合】

取引条件説明書面の記載項目を電磁的方法で交付することを承諾いただける場合

・お申込内容入力画面に必要事項を記載のうえお申し込みください。契約締結承諾画面がウェブページ上に表示された時点をもって、旅行契約が成立するものとします。

取引条件説明書面を書面により交付する方法を指定される場合

・お申込内容入力画面に必要事項を記載のうえお申し込みください。取引条件説明書面がお手元に届いてから、指定のウェブサイトで予約を本契約にする手続きをしてください。予約を本契約にする旨の通知が当社に到達した時点をもって、旅行契約が成立するものとします。なお、お客様が予約成立画面に表示する日までに予約を本契約にする手続きをされない場合は、予約はなかったものとなります。

実際に取引サイトで採用する交付方法、方式を記載すること。

サイトでの取引を、取引条件説明書面の記載事項を電磁的方法で交付することを承諾した者に限定することはできない。

実際にサイトで採用されている支払い方法について記載すること。

左の例はウェブ上で旅行契約の予約を成立させた後、申込金を支払うことで予約を完結させる方法を取る場合を想定している。

サイトでの取引を、取引条件説明書面の記載事項を電磁的方法で交付することを承諾した者に限定することはできない。

旅行代金の支払い、カード利用日、無署名取扱いについて

・当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この際、契約成立日を旅行代金のお支払いのカード利用日といたします。

【銀行振込等で旅行代金を支払う場合】

当社が予約成立画面に表示する日までに、当社指定の口座に申込金をお振り込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれの一部または全部として取扱います。旅行契約は当社が申込金を受理したときに成立するものとします。

申込金を除く旅行代金は、旅行出発の 日前までに当社指定の口座にお振り込みください。なお、当社が予約成立画面に表示する日までに申込金の振り込みがない場合は予約はなかったものとします。

旅券・査証等について（お客様自身の責任で、出発までに確認してください。）

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。これら手続き等の代行を希望の場合は、別途当社に渡航手続代行契約をお申し込みください。（以下は、日本国籍のお客様の場合の条件です。日本国籍以外の方は、ご自身で、自国の領事館、渡航先国・経由国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。）

・旅券（パスポート）：この旅行には、（ ）の時点で有効期間が ヶ月以上残っている旅券が必要です。

・査証（ビザ）：この旅行には（ ）（ ）の国の査証が必要です。

予防接種：この旅行では 国入国時に の予防接種証明書が必要です。あらかじめ指定の検疫所等で予防接種を受け証明書の交付を受け携行してください。

お客様固有の事情により、渡航先国の判断でお客様の入国が拒否されることがあります。

申し込みにあたってのお願い

a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

複数の旅行者を一度にお申し込みになる場合は、代表者を定めその代表者の方からお申し込みください。当社は、お申し込みいただいた方を契約責任者として契約締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を行います。

お客様による旅行契約の解除

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

解除時期等	取消料
旅行開始日の前日から () ~ () 日目	
起算してさかのぼって () ~ () 日目	
前々日、前日、当日（旅行開始前に限る）の解除	
旅行開始後の解除、無連絡不参加	

・お取消しは、「お取消し受付」のページからお受けします。

・当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も上記取消料をいただきます。

・取消料の対象となる旅行代金は追加代金を含めた代金です。

・当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして取消料の支払いを受けます。

旅行条件のその他の項目は、こちらからご覧ください。

[旅行先についての安全情報、衛生情報の入手について](#)

[渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について](#)

[旅行契約内容・代金の変更](#)

[旅行契約の解除](#)

[当社の責任](#)

[特別補償](#)

左の「予約」は民法第556条、第559条の「予約」を意味している。

各項目は、「取引条件その他の項目画面」の対応する項目にリンクされていること。

[旅程保証](#)
[お客様の責任](#)
[お客様の交替](#)
[海外旅行保険について](#)
[個人情報の利用目的及び第三者提供について](#)
[募集型企画旅行契約約款について](#)

もとの画面に戻る

この旅行の取引条件を了
承し申込画面に移動する

取引条件説明画面からリンクする「取引条件のその他の項目」画面

取引条件のその他の項目

お客様のお申し込みの旅行条件は、取引条件説明画面に表示する事項及び以下に記載する事項の全体をもって構成されます。

旅行先についての安全情報、衛生情報の入手について（お客様自身の責任で、出発までに確認してください。）

衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

海外危険情報について

- ・（危険情報が発出されている場合）この旅行の旅行先である には 月 日 付で危険情報が発出されています。危険情報の内容は[こちら](#)のページで確認し、そのページを保存してください。
- ・外務省の「外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」で国、地域別の渡航情報（危険情報、スポット情報、安全対策基礎データ等）が公開されています。必ずお申し込み前に、ご自身の責任で旅行先の渡航情報をご確認ください。

渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、その旨を電子メール等で通知のうえ、旅行契約の内容を変更し又は旅行契約を解除することがあります。外務省が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出した場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。（各社において対応方法を決定してください。）その場合、当社は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して旅行を催行する場合であってお客様が旅行契約を解除するときは当社は所定の取消料を申し受けます。

旅行契約内容・代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

当社は、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがありま

左の例は危険情報が発出されたときの表記。「こちら」の部分に危険情報の内容を記載したページにリンクを張ることを想定している。

危険情報が発出された場合の取扱いについては各社で対応方法を決定すること。

す。この場合、当社が旅行代金を増額するときは、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けけるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

旅行契約の解除

お客様が下記の理由で旅行契約を解除した場合は取消料はいただきません。

- ・当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「旅程保証」の項目の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- ・旅行に利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が増額されたことにより当社が旅行代金を増額した場合。
- ・当社が確定日程表を契約書面（取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には当該取引条件説明書面の記載事項。以下において同じ。）に記載する日までに交付しない場合。
- ・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

当社は、次の場合は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）

- ・旅行代金を期日までに支払っていただけないとき。
- ・お客様が参加旅行者の条件を満たしていないことがわかったとき。
- ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

当社の責任

当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内（手荷物に関するものは21日以内）に当社に通知があった場合に限ります。また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1人15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）とします。

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負いません。

左の例は海外旅行の場合の記載

特別補償

当社がお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款（別紙）特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、その日は「当旅行参加中」とはいたしません。

左の例は海外旅行の場合の記載

旅程保証

旅行日程に下表左欄に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当社が一募集型企画旅行契約について支払う変更補償金の額は、旅行代金の % を限度とします。また、一募集型企画旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは追加代金を含めた代金です。

当社は、下表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。ただし、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が生じたことによるものについては、この限りではありません。

天災地変 戦乱 暴動 官公署の命令

欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供

参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	.	.
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	.	.
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	.	.
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	.	.
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	.	.
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	.	.
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	.	.
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	.	.
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	.	.

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注3)第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注4)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5)第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱いません。

(注6)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、1人あたり 円の手数料をお支払いいただくことにより他のお客様と交替することができます。

海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。お客様ご自身の必要に応じて充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に当社が取得した個人情報を、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については日程表及び契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。旅行にお申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等の個人データを、あらかじめ電磁的方法等で送信することによって土産物店に提供いたします。なお、これら土産物店への個人データの提供の停止を希望される場合は、下記のお問い合わせ窓口宛出発前までにお申出ください。

旅行株式会社 営業所
TEL: - -

募集型企画旅行契約約款について

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。印刷した当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、[こちら](#)からもご覧になれます。

「こちら」の部分に約款が記載されたウェブページにリンクを張ることを想定している。

(2) 申込内容入力画面

旅行者が旅行に申し込むための画面（申込内容入力画面）には、申し込む旅行を特定する事項及び申込みに当たって旅行者に明示すべき事項を表示し、申込みに必要な個人情報を旅行者に入力してもらいます。また、この画面を通じて必要な旅行者の承諾・同意を取得します。旅行者が申し込もうとする旅行について、概ね以下の事項を入力してもらいます。また、この画面には、取引条件説明画面のみから移動できるようにします。

【入力すべき事項】

旅行者及び契約責任者の氏名、年齢、住所、電話番号等の申込みに必要な個人情報

旅行業者から旅行者・契約責任者への通信の受領に使用する通信機器の種類及び当該通信機器の番号・アドレス等

申し込もうとする旅行のコース名、出発日その他の申し込もうとする旅行を特定する事項（注2）

適用する旅行代金種別ごとの人数、追加旅行代金等申込みの内容

旅行代金の支払い方法（旅行代金をウェブサイト上で決済する場合は、クレジットカード番号等決済に必要な事項）

取引条件説明書面・契約書面の記載事項を旅行業者が電磁的方法で交付すること

への承諾の有無（旅行者がこのことを承諾する旨の意思表示をした場合に限り、取引を進めることができる措置を講ずること。）（注3）

旅行手配等のための個人データの第三者への提供に同意する旨

注2： 上記「 」については取引条件説明画面からデータを受け取ることにより、あらかじめ表示することとして差し支えありません。

注3： 上記「 」の承諾の有無を取得する方法としては、例えば取引条件説明画面に「取引条件説明書面・契約書面は電子メールでお送りします。」というような具体的な交付方法を表示したうえで、申込内容入力画面に「取引条件説明書面を電磁的方法で交付することに 承諾します。 承諾しません。」というような表示をし、その承諾の有無をラジオボタン又はチェックボックスを利用するなどの方法で旅行者のコンピュータに書き込むことなどが考えられます。

取引条件説明書面・契約書面の記載事項を電磁的方法で交付することを承諾しない旅行者については、取引条件説明書面・契約書面を通常どおり書面で交付しなければなりません。この場合、旅行者が取引条件説明書面を受領した後でなければ、旅行者からの申込みを受けることができません。

また、旅行者から「旅行契約の予約」の申込みを受け、後日旅行者が取引条件説明書面・契約書面を受領した後に旅行業者が定める期間内に申込書・申込金の提出を受ける、又は取引サイトを利用するなどの方法で、予約を正式な契約とする申込み（予約完結の意思表示）を受けることが可能です。（51ページ「（7）予約成立通知画面（ウェブサイト上で旅行契約の予約を成立させ、改めて旅行者に予約完結の意思表示をしてもらう場合）」を参照）

旅行業者が取引条件説明書面・契約書面の記載事項を電磁的方法で交付する前に旅行者が通常取引条件説明書面・契約書面の交付を希望した場合には、旅行業者は、当該記載事項を電磁的方法で交付してはならず、通常取引条件説明書面・契約書面を郵送等により交付しなければなりません。

募集型企画旅行の申込内容入力画面イメージ

申込内容入力画面	
申込先（企画旅行業者）	<input type="text"/>
お申し込み旅行コース	
コース名	<input type="text"/>
出発日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
申し込み人数	二人部屋使用 <input type="text"/> 名
	一人部屋使用 <input type="text"/> 名

この画面は、「取引条件説明画面」以外の画面からは表示できないようにしておくこと。

申込先、申し込み旅行コースのデータは、取引条件説明画面からデータを引用して表示することができる。

旅行参加者（年齢に関わりなく、すべての参加者をご記入ください。）

（氏名（ローマ字）は、今回の旅行に使用する旅券の名義人欄に記載のとおり記入してください。）

旅行者（１）	氏名（漢字）	姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>			
	（ローマ字）	姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>			
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>
	性別	男		女				
	住所	<input type="text"/>						
	電話番号	<input type="text"/>						
	旅行中の国内連絡先							
	氏名	<input type="text"/>		続柄	<input type="text"/>			
	住所	<input type="text"/>						
	電話番号	<input type="text"/>						

旅行者（２）	氏名（漢字）	姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>			
	（ローマ字）	姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>			
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>
	性別	男		女				
	住所	<input type="text"/>						
	電話番号	<input type="text"/>						
	旅行中の国内連絡先							
	氏名	<input type="text"/>		続柄	<input type="text"/>			
	住所	<input type="text"/>						
	電話番号	<input type="text"/>						

旅行契約の申込者（契約責任者）・旅行代金支払者

（この欄に記載の方を上記旅行者の代表者・代理人として当社との取引の窓口とさせていただきます。）

申込者（契約責任者）	氏名（漢字）	姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>			
	（ローマ字）	姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>			
	生年月日	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	<input type="text"/>
	性別	男		女				
	自宅住所	<input type="text"/>						
	自宅電話番号	<input type="text"/>						
	当社からの連絡に使用する通信機器							
	電話（昼間）	<input type="text"/>						
	ファクシミリ	<input type="text"/>						
	電子メール	<input type="text"/>						
	取引条件説明書面の記載項目を電磁的方法により交付を受けることを							
		承諾する						
		承諾しない（書面による交付を希望する。）						
	決済方法							
		銀行振込み						
	クレジットカード（下記にご記入ください。）							
	旅行代金等の決済に使用するクレジットカード							
	カードの名義人		<input type="text"/>					
	カード会社		<input type="text"/>					
	カード番号		<input type="text"/>					
	有効期間		<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	

クレジットカードのデータは、取引条件説明書面の記載項目を電磁的方法によって交付することに同意し決済方法にクレジットカードを選択した場合のみ入力できるようにしておくこと。

上記旅行の取引条件及び旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、保険会社等への個人データの提供について同意のうえ、上記の旅行に申し込みます。

[申込内容確認画面に進む](#)

(3) 取引条件説明書面・契約書面の交付

イ．取引条件説明書面・契約書面への記載事項

取引サイトで交付する取引条件説明書面・契約書面への記載事項は、旅行者が実際に申し込もうとする旅行について、旅行業法施行規則第25条の3第1号に掲げるすべての事項及び他の法令により必要とされる事項が1ファイル(1ページ(HTML等のウェブページ表示用の言語で記述する場合)又は連続したページ(PDFなどの文書形式で数枚の単票のページに分けて作成する場合))に記載されたものでなければなりません。

各記載事項の具体的な記載方法は、「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」を参照してください。なお、下記の項目については、それぞれの項目に説明する内容で記載してください。

「当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地」及び「当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨」について

運営営業所について所要の項目を記載すること。

「旅行の目的地及び出発日その他の日程」及び「旅行者が旅行者等に支払うべき対価及びその収受の方法」について

実際に旅行者が申し込もうとする出発日、コースに関するものについてのみ記載すること。

「契約の申込方法及び契約の成立に関する事項」について

実際に旅行者が申し込もうとする申込方法及び当該方法による場合の契約の成立時期について記載すること。

「旅行者等が旅行者等に支払うべき対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」について

旅行者が当該経費を旅行者等に支払う場合は、旅行者が申し込もうとする旅行について必要となる経費の内容と金額を記載すること。

「契約の変更及び解除に関する事項」について

旅行者の旅行開始前の解除に関する事項については、申し込もうとする旅行に関し取消料が課される期間の開始日を付記すること。

また、最少催行人員に達しない場合に旅行者等が契約を解除する場合には旅行者にその旨を通知する旨及びその期限となる日を付記すること。

「旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあっては、その旨及び当該情報」

旅行の目的地に関し外務省から海外危険情報が発出されている場合は、その旨を記載すると同時に、危険情報の趣旨、内容を記載したページにリンクを張ること。

また、旅行業法施行規則に規定された事項に加え、以下の事項を追加して記載してください。

確定書面を交付する期限となる日

旅行契約が成立した場合は、取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付として取扱う旨

取引条件説明書面に記載のない事項については、企画旅行業者の旅行業約款に準拠する旨

ロ．取引条件説明書面・契約書面の記載事項の交付方法と旅行者による保存

取引条件説明書面・契約書面の記載事項は、次に掲げるいずれかの方法で、旅行者が受け取ることができるもの又は閲覧できるものでなければなりません（旅行業法施行規則第25条の4）。各社で適切と思われるものを採用してください。また、その方法を取引条件説明画面にも表示しなければなりません。

電子メールにより旅行者に送信し、旅行者がこれを保存する方法（この場合の文書ファイルの方式は、旅行者が旅行者のコンピュータに保存でき、かつ、プリンターで印字できるものでなければなりません。）

旅行者のコンピュータに取引条件説明書面・契約書面の記載事項を記載したページを表示し、旅行者がそのページを保存する方法（この場合の文書ファイルの方式は、旅行者が旅行者のコンピュータに保存でき、かつ、プリンターで印字できるものでなければなりません。）

旅行者が、旅行業者のコンピュータに設けられた当該旅行者専用のファイルに保存された取引条件説明書面・契約書面の記載事項を閲覧する方法。（この場合、取引条件説明書面・契約書面の記載事項は、取引条件説明書面がファイルに書き込まれた時を起点として旅行終了の2年を経過するまで（その旅行者について苦情があったときは、その苦情が解決した日から2年を経過するまで）の間、消去し又は改変することができないものでなければなりません。）

磁気ディスク、CD-ROM等に記録したものを旅行者に交付する方法

募集型企画旅行の取引条件説明書イメージ

ツアー取引条件説明書面

お客様の責任において必ずこの画面の内容を保存してください。
旅行契約が成立した場合は、このファイルの記載事項の交付をもって、契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱います。

旅行企画・実施： 国土交通大臣登録旅行業第 号
旅行株式会社 営業所
県 市 丁目 -
(社)日本旅行業協会正会員

取扱営業所： 旅行株式会社 営業所
県 市 丁目 -
営業時間： ~ :
電話番号 - -
休業日 曜日 曜日
旅行業務取扱管理者
旅行契約の内容について不明な点がございましたら、
上記旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。

お申し込みの旅行の旅行条件

コース名： 台北、香港、マニラ 8日間 (月 日発)

日程

確定書面

確定した主な航空機の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定日程表は、月 日までにお客様の住所に郵送します。なお、期日前であっても問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

最少催行人員 名(参加者数が左記人員に満たないために旅行が実施されない場合は、月 日までにお知らせいたします。)

旅程管理：添乗員が全行程に同行して旅程管理業務を行います。

旅行代金

大人代金	お一人様	円	名	円
子供代金	お一人様	円	名	円
一人部屋追加代金		円	名	円
合計お支払い旅行代金				円

*上記の旅行代金は、年 月 日の運賃・料金を基準としています。

お客様が実際に申し込もうとする旅行について確定書面を交付する期限を具体的に記載すること。

旅行者が実際に申し込もうとする旅行についてのみ記載すること。

旅行代金に含まれる費用

旅行代金には次の費用が含まれます。

航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（この運賃・料金には、航空会社の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。）を含みません。）……

……

旅行代金に含まれない費用

次の費用は旅行代金に含まれません。

航空会社の課す付加運賃・料金（下記「 燃油サーチャージについて」をご参照ください。）

空港施設使用料、空港税・出国税等運送機関が政府その他の公的機関に代わって収受しているもの

……

燃油サーチャージについて

燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。当社がお客様からお預かりし航空会社に支払います。旅行代金と併せて次の表の金額を当社にお支払いください。

航空会社名	区間	燃油サーチャージの額	円価額

上の表の金額は 月 日現在の金額です。日本円換算額は、 年 月 日の 銀行店頭売り渡し電信送金レート（US\$1.00=¥ ）を基準に算出しています。

燃油サーチャージは、航空会社・区間毎に必要となります。従って、旅程の変更に伴い燃油サーチャージの額が変更になった場合は、増額になったときは不足分を徴収し、減額になったときはその分を速やかに返金します。

旅行契約締結後に航空会社の定める燃油サーチャージの額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を速やかに返金します。

お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約を解除する場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明および必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

空港諸税について

上記旅行代金には、旅行の目的国、経由国が旅行者に課している空港諸税は含まれておりません。空港諸税を航空券の発券時に徴収することを義務づけている国については当社がお客様からお預かりし航空会社に支払います。旅行代金と併せて次の金額を当社にお支払いください。

国名	税等の名称	都市名	現地通貨額	円価目安額	子供	幼児

上の表の金額は 月 日現在の金額です。日本円換算額は、 年 月 日の 銀行店頭売り渡し電信送金レート（US\$1.00=¥ ）を基準に算出しています。

契約成立日

申込内容確認画面で申込内容を確認いただいた後、契約締結承諾画面がウェブページ上に表示された時点をもって、旅行契約が成立するものとします。

旅行代金のお支払いについて

当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この際、契約成立日を旅行代金のお支払いのカード利用日といたします。

実際に申し込もうとする旅行について必要な費用を具体的に記載すること。

実際に申し込もうとする旅行について必要な費用を具体的に記載すること。

実際に旅行者が申し込んだ申込方法、旅行代金の支払い方法に基づいて記載すること。

左の例は、旅行代金をクレジットカードで決済する場合を想定して記載してある。銀行振込み等の場合は、それぞれの決済方法に応じて記載すること。

取消料について

月 日以降お客様の都合により旅行契約を解除した場合には、以下の取消料を申し受けます。

解除時期等	取消料
旅行開始日の前日から () ~ () 日目	
起算してさかのぼって () ~ () 日目	
前々日、前日、当日(旅行開始前に限る)の解除	
旅行開始後の解除、無連絡不参加	

- ・お取消しは、「お取消し受付」のページからお受けします。
- ・当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も上記取消料をいただきます。
- ・取消料の対象となる旅行代金は追加代金を含めた代金です。
- ・当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして取消料の支払いを受けます。

旅券・査証等について(お客様自身の責任で、出発までに確認してください。)

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。これら手続き等の代行を希望の場合は、別途当社に渡航手続代行契約をお申し込みください。(以下は、日本国籍のお客様の場合の条件です。日本国籍以外の方は、ご自身で、自国の領事館、渡航先国・経由国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)

・旅券(パスポート): この旅行には、()の時点で有効期間が ヶ月以上残っている旅券が必要です。

・査証(ビザ): この旅行には()()の国の査証が必要です。

予防接種: この旅行では 国入国時に の予防接種証明書が必要です。あらかじめ指定の検疫所等で予防接種を受け証明書の交付を受け携行してください。お客様固有の事情により、渡航先国の判断でお客様の入国が拒否されることがあります。

旅行先についての安全情報、衛生情報の入手について(お客様自身の責任で、出発までに確認してください。)

衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ: <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

海外危険情報について

- ・(危険情報が発出されている場合)この旅行の旅行先である には 月 日付で危険情報が発出されています。危険情報の内容は [こちら](#) のページで確認し、そのページを保存してください。
- ・外務省の「外務省海外安全ホームページ: <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」で国、地域別の渡航情報(危険情報、スポット情報、安全対策基礎データ等)が公開されています。必ずお申し込み前に、ご自身の責任で旅行先の渡航情報をご確認ください。

渡航先に「海外危険情報」が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、その旨を電子メール等で通知のうえ、旅行契約の内容を変更し又は旅行契約を解除することがあります。外務省が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出した場合は、当社は旅行の催行を中止することがあります。(各社において対応方法を決定してください。) その場合、当社は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して旅行を催行する場合であつてお客様が旅行契約を解除するときは、当社は所定の取消料を申し受けます。

旅行契約内容・代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

当社は、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用す

取消料がかかる期間の最初の日を具体的に記載すること。

実際に申し込もうとする旅行について具体的に記載すること。

左の例は危険情報が発出されたときの表記。「こちら」の部分に危険情報の内容を記載したページにリンクを張ることを想定している。

危険情報が発出された場合の取扱いについては各社で対応方法を決定すること。

る運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。この場合、当社が旅行代金を増額するときは、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けのほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

旅行契約の解除

お客様が下記の理由で旅行契約を解除した場合は取消料はいただきません。

- ・当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「旅程保証」の項目の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- ・旅行に利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が増額されたことにより当社が旅行代金を増額した場合。
- ・当社が確定日程表を契約書面（取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には当該取引条件説明書面の記載事項。以下において同じ。）に記載する日までに交付しない場合。
- ・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

当社は、次の場合は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）

- ・旅行代金を期日までに支払っていただけないとき。
- ・お客様が参加旅行者の条件を満たしていないことがわかったとき。
- ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

当社の責任

当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内（手荷物に関するものは21日以内）に当社に通知があった場合に限りです。また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1人15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）とします。

お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負いません。

左の例は海外旅行の場合の記載

特別補償

当社がお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款（別紙）特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、その日は「当旅行参加中」とはいたしません。

左の例は海外旅行の場合の記載

旅程保証

旅行日程に下表左欄に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当社が一募集型企画旅行契約について支払う変更補償金の額は、旅行代金の % を限度とします。また、一募集型企画旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは追加代金を含めた代金です。

当社は、下表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。ただし、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が生じたことによるものについては、この限りではありません。

天災地変 戦乱 暴動 官公署の命令

欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供

参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	.	.
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	.	.
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	.	.
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	.	.
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	.	.
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	.	.
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	.	.
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	.	.
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	.	.

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注2)確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注3)第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注4)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

(注5)第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

(注6)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、1人あたり 円の手数料をお支払いいただくことにより他のお客様と交替することができます。

海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。お客様ご自身の必要に応じて充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

各社の方針に従って記載すること。

左の例は海外旅行の場合の記載。

個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に当社が取得した個人情報を、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については日程表及び契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。旅行にお申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等の個人データを、あらかじめ電磁的方法等で送信することによって土産物店に提供いたします。なお、これら土産物店への個人データの提供の停止を希望される場合は、下記のお問い合わせ窓口宛出発前までにお申出ください。

旅行株式会社 営業所
TEL: - -

募集型企画旅行契約約款について

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。印刷した当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、[こちら](#)からもご覧になれます。

「こちら」の部分に約款が記載されたウェブページにリンクを張ることを想定している。

(4) 申込内容確認画面

旅行業者が申込内容入力画面で入力されたデータを旅行者から受け取ったときは、当該データを受領したことで「申込みの受理」として取り扱うのではなく、当該入力されたデータに間違いがないかどうかを旅行者が再確認すると同時に、旅行業法で定めた取引条件説明書面・契約書面の交付を受けたことを確認したうえで、申込みの意思表示をするような構成となったものでなければなりません。（注4）

申込内容確認画面には概ね以下の事項が記載されなければなりません。

企画旅行業者名、旅行のコース名、出発日、一人部屋利用等の追加代金を収受するサービスの内容その他の旅行者が参加しようとする旅行の内容が特定できる事項

旅行者が支払うべき旅行代金の額及び旅行代金に含まれない経費で旅行業者に支払うべきものの額

旅行者及び契約責任者の氏名、年齢、住所、電話番号その他の申込みに必要な個人情報

旅行業者から旅行者・契約責任者への通信の受領に使用する通信機器の種類及び当該通信機器の番号・アドレス等

申し込もうとする旅行に関し取消料が課される期間の開始日

取引条件説明書面・契約書面の記載事項の交付を受けた旨、当該取引条件説明書面・契約書面に記載事項を承諾する旨及び当該承諾をもって、取引条件の説明を受

旅行代金

大人代金	お一人様	円	名	円
子供代金	お一人様	円	名	円
一人部屋追加代金		円	名	円
合計お支払い旅行代金				円

* 上記の旅行代金は、 年 月 日の運賃・料金を基準としています。

燃油サーチャージ・空港諸税等の諸経費

燃油サーチャージ・空港諸税は、旅行代金には含まれておりません。当社がお客様からお預かりし航空会社に支払います。旅行代金と併せて次の表の金額を当社にお支払ください。（燃油サーチャージと空港諸税の取扱いの詳細については、取引条件説明書面をご覧ください。）

燃油サーチャージ	お一人様	円	名	円
空港諸税	お一人様	円	名	円
諸経費合計				円

実際に申し込もうとする旅行について必要な費用を具体的に記載すること。

取消料について

月 日以降お客様の都合により旅行契約を解除した場合には、所定の取消料を申し受けます。

旅行参加者（年齢に関わりなく、すべての参加者を記入されていることを確認してください。）（氏名（ローマ字）は、今回の旅行に使用する旅券の名義人欄に記載のとおり記入されていることを確認してください。）

旅行者（１）	氏名（漢字）	姓	名	
	（ローマ字）	姓	名	
	生年月日	年	月	日 性別
	住 所			
	電話番号	-	-	
	旅行中の国内連絡先			
	氏名			続柄
	住所			
電話番号	-	-		

旅行者（２）	氏名（漢字）	姓	名	
	（ローマ字）	姓	名	
	生年月日	年	月	日 性別
	住 所			
	電話番号	-	-	
	旅行中の国内連絡先			
	氏名			続柄
	住所			
電話番号	-	-		

旅行契約の申込者（契約責任者）・旅行代金支払者

（この欄に記載の方を上記旅行者の代表者・代理人として当社との取引の窓口とさせていただきます。）

申込者（契約責任者）	氏名（漢字）	姓	名	
	（ローマ字）	姓	名	
	生年月日	年	月	日 性別
	自宅住所			
	自宅電話番号	-	-	
	当社からの連絡に使用する通信機器			
	電話（昼間）	-	-	
	ファクシミリ	-	-	
	電子メール			@

募集型企画旅行の契約成立通知画面イメージ

ご契約有り難うございました。
この画面の表示をもって下記の旅行契約が成立しました。

[この画面を印刷する](#)

契約成立日： 年 月 日

契約番号 : -

申込先（企画旅行者）

お申し込み旅行コース
 コース名
 出発日 年 月 日
 申し込み人数 二人部屋使用 名
 一人部屋使用 名

旅行代金等の決済内容

旅行代金

大人代金	お一人様	円	名	円
子供代金	お一人様	円	名	円
一人部屋追加代金		円	名	円
合計お支払い旅行代金				円

燃油サーチャージ・空港諸税等の諸経費

燃油サーチャージ	お一人様	円	名	円
空港諸税	お一人様	円	名	円
諸経費合計				円

上記旅行代金と諸経費の合計額を 月 日付でご指定のクレジットカードで精算させていただきました。

旅行参加者

旅行者（１）	氏名（漢字） 姓 名 （ローマ字） 姓 名 生年月日 年 月 日 性別 住 所 電話番号 - -
--------	--

旅行者（２）	氏名（漢字） 姓 名 （ローマ字） 姓 名 生年月日 年 月 日 性別 住 所 電話番号 - -
--------	--

本画面が表示された場合に、旅行者のサーバーに旅行者が閲覧したことの記録が残るようなコードを埋め込んでおくことが望ましい。

「この画面を印刷する」をクリックすると印刷用のページが表示されることを想定している。

契約番号は記載を義務づけられたものではない。各社で必要に応じて設定・記載すること。

実際に申し込もうとする旅行について必要な経費を具体的に記載すること。

旅行契約の申込者（契約責任者）・旅行代金支払者

（この欄に記載の方を上記旅行者の代表者・代理人として当社との取引の窓口とさせていただきます。）

申込者（契約責任者）	氏名（漢字）	姓	名		
	（ローマ字）	姓	名		
	生年月日	年	月	日	性別
	自宅住所				
	自宅電話番号	-	-		
	当社からの連絡に使用する通信機器				
	電話（昼間）	-	-		
	ファクシミリ	-	-		
	電子メール				@
	旅行代金等の決済クレジットカード				
	カードの名義人				
カード会社					
カード番号	××××××××××××				

取引条件説明書面・契約書面

お客様に保存頂いた取引条件説明書面記載事項の内容をもって契約書面の内容とさせていただきます。

ロ．確認メール

ウェブサイト上で旅行契約を成立させた場合は、申込みが適切なものであること、成立した契約の内容の確認などのため、いわゆる「確認メール」を送信しなければなりません。

確認メールには概ね以下の事項を記載することとします。

確認メールである旨及び確認メールの目的

契約成立日

企画旅行業者名及び住所並びに登録番号

運営営業所の旅行業者名、営業所名及び所在地並びに電話番号等旅行者から運営営業所への連絡に必要な事項

旅行者の氏名等旅行者を特定する事項及び契約責任者がある場合には契約責任者の氏名

旅行のコース名、出発日、一人部屋利用等の追加代金を収受するサービスの内容等旅行者が参加しようとする旅行の内容が特定できる事項

旅行者が支払うべき旅行代金の額及び旅行代金に含まれない経費で旅行業者に支払うべきものの額並びにその決済時期及び方法（ウェブ上で決済した場合は決済した金額とカード利用日）

旅行者が電磁的方法で交付をうけた取引条件説明書面・契約書面の記載事項の内容をもって契約書面の内容とする旨

確認メールの内容と申込みの内容に相違がある場合には直ちに旅行業者に申し出なければならない旨

(6) 申込受付通知画面(ウェブサイト上で契約を成立させず、別途承諾通知を発する場合)

イ. ウェブページ上の表示

ウェブサイト上で旅行契約を成立させない場合は、旅行者からの申込みを受け付けた旨をウェブページ上に表示して、契約の成立に関する事項をどのように通知するのかを明示します。

申込受付通知画面には、概ね以下の事項を記載します。

企画旅行業者名、旅行のコース名、出発日、一人部屋利用等の追加代金を収受するサービスの内容等旅行者が参加しようとする旅行の内容が特定できる事項

旅行者が支払うべき旅行代金の額及び旅行代金に含まれない経費で旅行業者に支払うべきものの額並びにその決済時期及び方法

旅行者の氏名等旅行者を特定する事項及び契約責任者がある場合には契約責任者の氏名、住所、旅行業者からの通信を受領する手段

旅行契約の承諾を旅行者に通知する方法及び当該通知をする概ねの時期

旅行者が電磁的方法で交付を受けた取引条件説明書面・契約書面の記載事項の内容をもって契約書面の内容とする旨

申込受付通知画面のイメージ

【別途、契約締結の承諾通知を出す場合】

お申し込みを受け付けました。		
旅行契約締結の可否については、 レス宛にお知らせいたします。		
日以内にご指定いただいた電子メールアドレス		
お申込み受付番号	:	-
申込先(企画旅行業者)		
お申込み旅行コース		
コース名		
出発日	年	月 日
申込み人数	二人部屋使用	名
	一人部屋使用	名

受付番号は記載を義務づけられたものではない。各社で必要に応じて設定・記載すること。

旅行代金等の内容と決済方法

旅行代金

大人代金	お一人様	円	名	円
子供代金	お一人様	円	名	円
一人部屋追加代金		円	名	円
合計お支払い旅行代金				円

燃油サーチャージ・空港諸税

燃油サーチャージ	お一人様	円	名	円
空港諸税	お一人様	円	名	円
諸経費合計				円

上記旅行代金と諸経費の合計額を契約成立後ご指定のクレジットカードで精算させていただきます。

実際に申し込もうとする旅行について必要な経費を具体的に記載すること。

旅行参加者

旅行者(1)	氏名(漢字)	姓	名		
	(ローマ字)	姓	名		
	生年月日	年	月	日	性別
	住所				
	電話番号	-	-		

旅行者(2)	氏名(漢字)	姓	名		
	(ローマ字)	姓	名		
	生年月日	年	月	日	性別
	住所				
	電話番号	-	-		

旅行契約の申込者(契約責任者)・旅行代金支払者

(この欄に記載の方を上記旅行者の代表者・代理人として当社との取引の窓口とさせていただきます。)

申込者(契約責任者)	氏名(漢字)	姓	名		
	(ローマ字)	姓	名		
	生年月日	年	月	日	性別
	自宅住所				
	自宅電話番号	-	-		
	当社からの連絡に使用する通信機器				
	電話(昼間)	-	-		
	ファクシミリ	-	-		
	電子メール			@	
	旅行代金等の決済クレジットカード				
カードの名義人					
カード会社					
カード番号	x x x x x x x x x x x x				

取引条件説明書面・契約書面

契約成立後、お客様に保存頂いた取引条件説明書面記載事項の内容をもって契約書面の内容とさせていただきます。

□ . 承諾通知

ウェブサイト上で旅行契約を成立させることとしない場合であって旅行業者が別途契約締結の承諾通知を発するときは、上記「イ。」のように、別途、旅行契約の成立に関する事項を郵便、電子メールその他の通信手段で通知しなければなりません。

せん。この場合、申込内容入力画面等で旅行者が指定する通信手段を使用する必要があります。

この通知（承諾通知）は、概ね、以下の事項を記載します。

契約の成立日

企画旅行者名及び住所並びに登録番号

運営営業所の旅行者名、営業所名及び所在地並びに電話番号等旅行者からの運営営業所への連絡に必要な事項

旅行者の氏名等旅行者を特定する事項及び契約責任者がある場合には契約責任者の氏名

旅行のコース名、出発日、一人部屋利用等の追加代金を収受するサービスの内容等旅行者が参加しようとする旅行の内容が特定できる事項

旅行者が支払うべき旅行代金の額及び旅行代金に含まれない経費で旅行者に支払うべきものの額並びにその決済時期及び方法

旅行者が電磁的方法で交付をうけた取引条件説明書面・契約書面の記載事項の内容をもって契約書面の内容とする旨

承諾通知の内容と申込みの内容に相違がある場合には直ちに旅行者に申し出るべき旨

旅行契約の成立時点

ウェブページ上で申込みと同時にカード番号を通知した場合に、旅行契約の承諾通知の方法ごとの契約の成立時点は、次のようになります。（電話等の対話者間で行われるものを除く。）

承諾通知の方法	到達時期
電話（留守番電話録音）	旅行者の電話機に情報が録音された時
ファクシミリ	旅行者の機器に情報が書き込まれた時
電子メール	旅行者が受信に使用するメールサーバーに情報が記録された時
ウェブページに表示する場合	ウェブページに承諾画面が表示された時

上の資料は、経済産業省が作成した資料に基づいていますが、現時点で確定したものではありません。今後の裁判等によっては異なった解釈が出る可能性がありますのでご承知おきください。

(7) 予約成立通知画面(ウェブサイト上で旅行契約の予約を成立させ、改めて旅行者に予約完結の意思表示をしてもらう場合)

イ. ウェブページ上の表示

ウェブサイト上で旅行契約の予約を成立させ、旅行者から予約完結の意思表示をしてもらう場合は、ウェブページ上に予約が成立した旨を表示したうえで、期限内に予約完結の手続(申込金の支払い)をすべき旨を明示します。

予約成立通知画面には、概ね以下の事項を記載します。

企画旅行業者名、旅行のコース名、出発日、一人部屋利用等の追加代金を収受するサービスの内容等旅行者が参加しようとする旅行の内容が特定できる事項

旅行者が支払うべき旅行代金の額及び旅行代金に含まれない経費で旅行業者に支払うべきものの額並びにその決済時期及び方法

ウェブページへの表示をもって旅行契約の予約が成立した旨及び成立日

予約完結の意思表示を行うべき期限及び予約完結手続の方法

旅行者の氏名等旅行者を特定する事項及び契約責任者がある場合には契約責任者の氏名、住所、旅行業者からの通信を受領する手段

旅行者が電磁的方法で交付を受けた取引条件説明書面・契約書面の記載事項の内容をもって契約書面の内容とする旨

募集型企画旅行の予約成立通知画面イメージ

ウェブ上で「予約」のみを成立させたうえで、申込金の振り込みをもって予約を本契約とする場合の例

ご予約有り難うございました。
この画面の表示をもって下記の旅行契約の予約が成立しました。

この予約は、「申込金・旅行代金の支払い」の欄に記載された期日までに申込金をお振り込みいただくまで正式な契約とはなりません。期日までに申込金の振り込みがない場合は、予約はなかったものとなります。

予約成立日： 年 月 日

予約番号 : -

申込先(企画旅行業者)

お申し込み旅行コース

 コース名

 出発日 年 月 日

 申込み人数 二人部屋使用 名

 一人部屋使用 名

本画面が表示された場合に、旅行業者のサーバーに旅行者が閲覧したことの記録が残るようなコードを埋め込んでおくことが望ましい。

予約番号は記載を義務づけられたものではない。各社で必要に応じて設定・記載すること。

旅行代金等の内容

旅行代金

大人代金	お一人様	円	名	円
子供代金	お一人様	円	名	円
一人部屋追加代金		円	名	円
合計お支払い旅行代金				円

燃油サーチャージ・空港諸税

燃油サーチャージ	お一人様	円	名	円
空港諸税	お一人様	円	名	円
諸経費合計				円

申込金・旅行代金等の支払い

申込金 円 月 日までに予約成立確認メールでお知らせする口座に振り込んでください。期日までに申込金の振り込みがない場合は、予約はなかったものとなります。

残金 円 月 日までに予約成立確認メールでお知らせする口座に振り込んでください。

旅行参加者

旅行者(1)	氏名(漢字)	姓	名		
	(ローマ字)	姓	名		
	生年月日	年	月	日	性別
	住所				
	電話番号	-	-		

旅行者(2)	氏名(漢字)	姓	名		
	(ローマ字)	姓	名		
	生年月日	年	月	日	性別
	住所				
	電話番号	-	-		

旅行契約の申込者(契約責任者)・旅行代金支払者

(この欄に記載の方を上記旅行者の代表者・代理人として当社との取引の窓口とさせていただきます。)

申込者(契約責任者)	氏名(漢字)	姓	名		
	(ローマ字)	姓	名		
	生年月日	年	月	日	性別
	自宅住所				
	自宅電話番号	-	-		
	当社からの連絡に使用する通信機器				
	電話(昼間)	-	-		
	ファクシミリ	-	-		
電子メール				@	

取引条件説明書面・契約書面

契約成立後、お客様に保存頂いた取引条件説明書面記載事項の内容をもって契約書面の内容とさせていただきます。

ロ．予約成立確認メール

ウェブサイト上で旅行契約の予約を成立させた場合は、その旨及び予約完結の手続方法を、郵便、電子メールその他の通信手段で通知します。この場合、申込内容入力画面等で旅行者が指定する通信手段を使用する必要があります。この通知（予約成立確認メールなど）には、概ね以下の事項を記載します。

企画旅行業者名及び住所並びに登録番号

運営営業所の旅行業者名、営業所名及び所在地並びに電話番号等旅行者からの運営営業所への連絡に必要な事項

旅行者の氏名等旅行者を特定する事項及び契約責任者がある場合には契約責任者の氏名、住所、旅行業者からの通信を受領する手段

旅行のコース名、出発日、一人部屋利用等の追加代金を収受するサービスの内容等旅行者が参加しようとする旅行の内容が特定できる事項

予約完結の意思表示の方法と契約の成立時点

旅行者が支払うべき旅行代金の額及び旅行代金に含まれない経費で旅行業者に支払うべきものの額並びにその決済時期及び方法

予約成立の通知の内容と申込みの内容に相違がある場合には直ちに旅行業者に申し出るべき旨

．インターネットを利用した手配旅行の販売

1．インターネットを利用した手配旅行の広告等

(1) 手配旅行の広告表示画面

手配旅行の広告については、旅行業法には、明示的に規制が定められていません。従って、手配旅行の広告を行う場合は、旅行業務に関する広告規制（旅行業法第12条の8）、手配旅行の法的性格（旅行者から依頼を受けた内容に従って手配すること。）、及び一般的な法令、慣習に従って適正に広告することが求められます。以下に取引サイト上に手配旅行の広告を出す場合の主な留意事項を述べます。

イ．手配の対象となるサービス提供業者に支払うサービス対価額及び旅行者が旅行者から旅行業務取扱料金（手配料金）を収受する旨を広告に表示すること。サービス対価の額のみ又はサービス対価と旅行者の手配料金見合を合計した額のみを表示してはならない。（旅行業法、民法の趣旨）

ロ．手配の対象となるサービス提供業者から、広告をする旨を包括的又は個別に承諾を得ていることが望ましい。（サービス提供業者との契約等）

ハ．サービス提供業者のロゴ等を利用するときは、そのサービス提供業者の許諾を得ていること。（商標法）

ニ．サービス提供業者のパンフレット等からイラスト、写真等を転用するときは、事前にサービス提供業者に相談し、著作権者の許諾を得ること。（著作権法）

ホ．優良誤認又は有利誤認を与えるものではないこと。（旅行業法、不当景品類及び不当表示防止法）

(2) メールマガジン等による広告

イ．旅行者がメールマガジン等で旅行取引を誘引する場合のメール（以下「広告メール」といいます。）も、旅行業務に関する広告規制（旅行業法第12条の8）、手配旅行の法的性格、及び一般的な法令、慣習に従って適正に広告メールに表示されていなければなりません。

ロ．広告メールを送信することについて事前に承諾を得ていない旅行者に対して広告メールを送信することについては、上記に加え、15ページの「(2) メールマガジン等による広告」を参照してください。

手配旅行の広告画面イメージ

【検索結果の表示を兼ねるタイプのイメージ】

国土交通大臣登録旅行業第 号 旅行株式会社 県 市 丁目 - (社) 日本旅行業協会正会員			
地区旅館 各旅館の宿泊料金の他、 <u>当社の手配料金</u> をお支払いいただきます。			
旅館名	宿泊料金適用期間	宿泊料金	食事条件
旅館			
この旅館の空き状況を見る			
旅館			
この旅館の空き状況を見る			
旅館			
⋮			
⋮			

サービス提供者との契約内容を確かめ、必要であれば、インターネット上で広告することについて、事前にサービス提供者の了解を得ておくこと。

「当社の手配料金」のところに旅行業務取扱料金表が記載されたウェブページにリンクを張ることを想定している。

宿泊料金（運送機関の場合は運賃）の欄は、サービス提供機関が定めたものを記載すること。

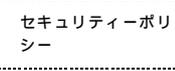
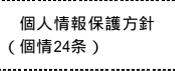
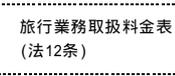
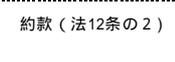
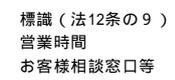
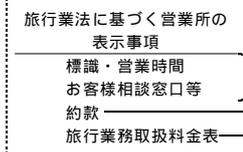
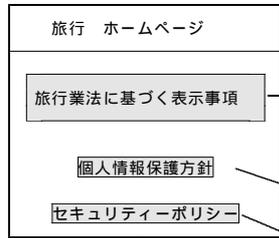
サービス提供者の写真等を掲載するときは、事前に著作権者の許諾を得ること。

2. 手配旅行の取引に係る取引サイトの構成

手配旅行のインターネット販売画面推移（模式図）

は画面イメージが掲載されていません。

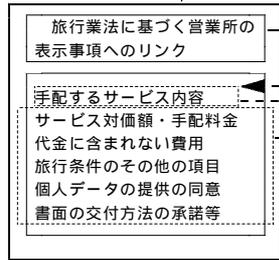
導入画面 (Top Page)



広告画面

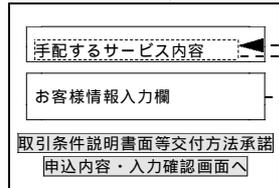


取引条件説明画面 (法12条の4)

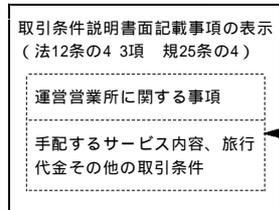


インターネット以外の方法での申込

申込内容入力画面

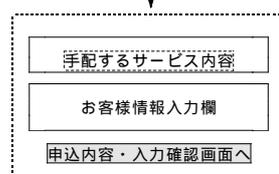


取引条件説明書面の表示

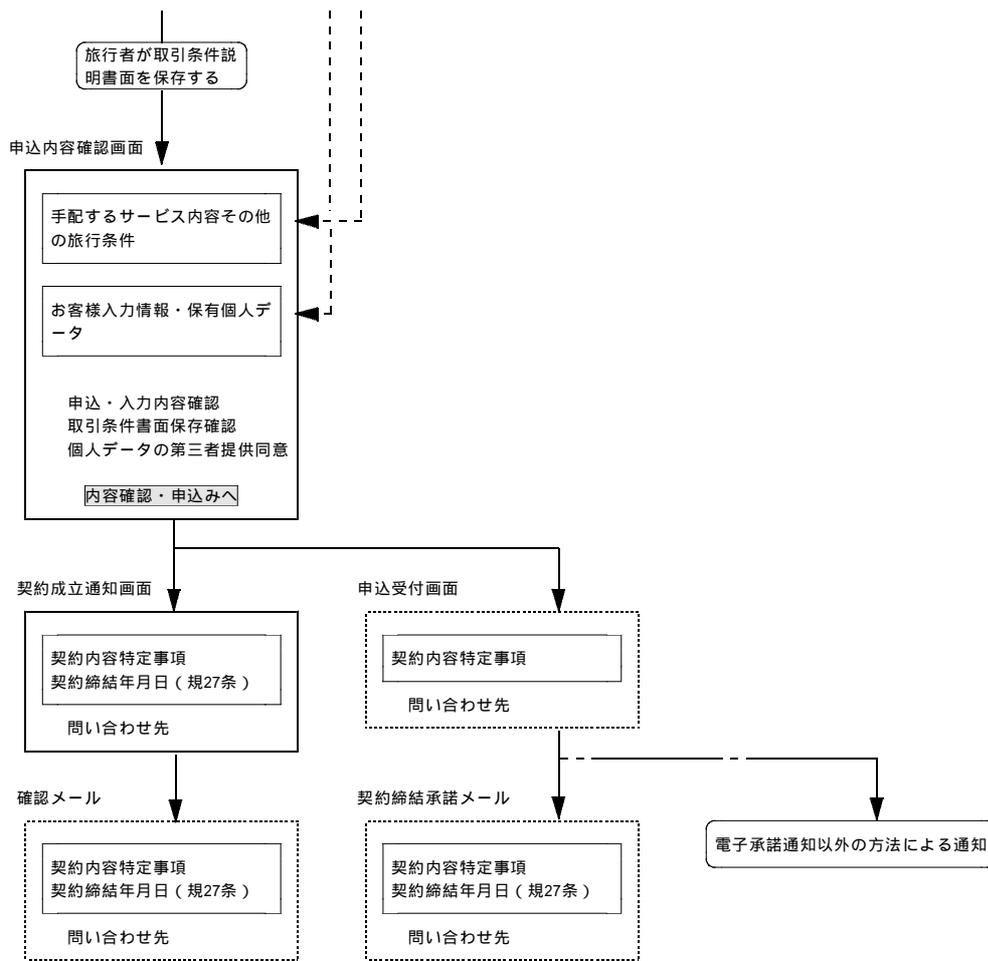


インターネット以外の方法で取引条件説明書面等の交付

お申込画面



省略



(1) 手配旅行の取引条件説明画面

手配旅行は、旅行者及びサービス提供業者の計算において取引するものです。従って、取引条件等もこの考え方に従い、かつ、旅行業法施行規則等に則ったものでなければなりません。

イ．取引条件を説明する画面は、旅行業法施行規則第25条第2号、及び個人情報保護法に基づき、必要な事項が表示・明示されなければなりません。

なお、項目の後に「別ページ可」と付記されている項目は、取引条件説明画面からリンクするページにおいて表示することができますが、他の事項については、1ページで閲覧できるようにしなければなりません。また、取引条件説明画面からリンクしたページには、取引条件説明画面に記載された事項とリンクしたページに記載された事項とで取引条件の全体を構成する旨を記載しなければなりません。

(イ) 表示する項目

手配を引き受けようとするサービス提供業者名、便名・列車名、利用日、希望する運賃・料金種別その他の手配を申し込もうとする旅行サービスの内容、

人数、及びこれらを記載した日程

サービス提供業者ごとのサービス対価の額及び旅行業務取扱料金の額並びに収受の方法

旅行代金に含まれる旅行サービスの内容

旅行代金に含まれない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの

サービスの提供に関しサービス提供業者が資格・条件等を定めている場合はその旨及びその資格等の内容

旅行者が旅行者に航空券、乗車船券その他のサービスの提供を受ける権利を証する書面又は完了した手配の内容を記載した書面を交付する時期及び方法

旅行者が選択できる契約の申込方法（申込金の支払い方法を含む。）及び申込みの方法ごとの契約の成立時点等に関する事項

契約の変更及び解除に関する事項（旅行者の取消手續料金、当社が得るはずであった取扱料金（手配料金）及びサービス提供業者が定めた取消料を収受する旨）（別ページ可：但し、旅行者が契約を解除した場合のサービス提供業者が課す取消料等並びに旅行者の取消手續料金及び手配料金に関する事項を除く。）

責任及び免責に関する事項（別ページ可）

旅行中の補償に関する事項（別ページ可）

必要とされる旅券、査証等については、旅行者自身の責任において確認、準備すべき旨及びサービスの提供に関しサービス提供業者が資格・条件等を定めている場合はその旨及びその資格等の内容（別ページ可）

旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあってはその旨及び当該情報（渡航先の予防接種の要求状況等の衛生情報、渡航先の危険情報の発出状況等の渡航情報について旅行者自身の責任で確認すべき旨及び当該情報を提供している厚生労働省、外務省のホームページのアドレス）（別ページ可）

取引条件説明書面・契約書面の交付方法（記載事項を電磁的方法を使って交付する場合には、その具体的な交付方法及び方式並びに旅行者が希望すれば取引条件説明書面・契約書面を通常の書面により交付する旨（ただし、旅行開始日当日等における契約など、郵送等による交付が不可能である場合には、その旨を明示し、郵送等による方法については記載しないことができる。））

旅行手配等のための旅行者の個人データを第三者に提供することに同意すべき旨（別ページ可）

旅行者の旅行業約款に準拠する旨（別ページ可）

（ロ）「電磁的方法及び方式」についての表示

取引条件説明書面・契約書面を電磁的方法で交付する場合は、上記「 」で、具体的な交付する方法と文書ファイルで交付される場合にはその文書ファイルがどのような方式（HTML、PDFなど）によって作成されているかを表示しなければなりません。電磁的方法による交付方法については、各旅行者が採用した電磁的方

取引条件説明書面の交付等について

取引条件説明書面の記載事項を電磁的方法で交付することを承諾いただける場合

取引条件説明書面の記載事項は、申込内容入力画面の後に表示される「申込内容確認画面」から「取引条件説明書面を表示する」のボタンをクリックし、表示されたファイル（PDF）を表示して保存してください。

取引条件説明書面を書面により交付する方法を指定される場合

当社から、取引条件説明書面を郵便でお送りします。

申し込みにあたってのお願い

a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は宿泊機関にその旨をお伝えします。この場合、宿泊機関からお客様のために講じた特別な措置に要する費用に関する請求があったときは当該費用はお客様の負担とします。

複数の旅行者を一度にお申し込みになる場合は、代表者を定めその代表者の方からお申し込みください。当社は、お申し込みいただいた方を契約責任者として契約締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を行います。

申し込みの方法と旅行契約の成立

取引条件説明書面の記載項目を電磁的方法で交付することを承諾いただける場合

・お申込内容入力画面に必要事項を記載のうえお申し込みください。契約成立通知画面がウェブページ上に表示された時点をもって、旅行契約が成立するものとします。

取引条件説明書面を書面により交付する方法を指定される場合

・お申込内容入力画面に必要事項を記載のうえお申し込みください。取引条件説明書面がお手元に届いてから、指定のウェブサイトで改めて申込の手続きをしてください。

手配完了書面のお渡し

宿泊日（複数日宿泊する場合は最初の宿泊日）の 日前までに手配完了書面（PDF形式）を電子メールに添付してお客様に交付いたします。お客様には、手配完了画面を宿泊機関に提示して、宿泊サービスを受けていただきます。

旅行代金のお支払いについて

旅行代金の支払い、カード利用日、無署名取扱いについて

・旅行代金の支払いは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」といいます。）によりお受けします。当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この際、前項により確定した宿泊サービスの内容をお客様に通知した日をカード利用日といたします。

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合の事由により、宿泊機関との間で宿泊サービスを提供する契約を締結することができなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、所定の旅行業務取扱料金としての手配料金を支払わなければなりません。この場合において、カード利用日は、当社が宿泊機関との間で宿泊サービスを提供する契約を締結できなかった旨をお客様に通知した日とします。

お客様による旅行契約の解除

・お取消しの場合は、宿泊機関が定める取消料及び当社の旅行業務取扱料金としての手配料金及び取消手数料金を申し受けます。

【 旅館が定める取消料】

解除時期等	取消料
宿泊開始日の 日前からの解除	
宿泊日の前日の解除	
宿泊当日以降の解除	

複数のお客様のうちの一部のお客様のみの宿泊を取り消す場合は、宿泊を取り消すお客様について上記の取消料を申し受けます。

各社が実際に採用している交付方法を記載すること。

実際にサイトで採用されている取引条件説明書面の記載事項の交付方法及び支払い方法について記載すること。

サイトでの取引を取引条件説明書面の記載事項を電磁的方法で交付することを承諾した者に限定することはできない。

取消料については、サービス提供者が定めた取消料を記載すること。旅行者が自己の計算でサービス提供者の取消しに係る取消料を定めてはならない。（左の例では、少人数の申込を受ける場合を想定して架空の条件を記載して

【当社の取消手数料金】

取消一宿泊について 円

- ・お取消しは、「お取消し受付」のページからお受けします。
- ・当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして取消料、手配料金、取消手数料金の支払いを受けます。
- ・その他の取消に関する条件は、「取引条件のその他の項目」をごらんください。

旅行代金の精算

当社は、旅行代金として収受した額と宿泊機関に対して支払うべき額とが合致しない場合は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

旅行条件のその他の項目は、こちらからご覧ください。

[旅行契約内容・代金の変更](#)

[旅行契約の解除](#)

[当社の責任](#)

[お客様の責任](#)

[特別補償規程の不適用について](#)

[個人情報の利用目的及び第三者提供について](#)

[手配旅行契約約款について](#)

もとの画面に戻る

申込内容入力画面に移動する

いる。)

「当社の取消手数料金」は、各社の「旅行業務取扱料金表」とおりとすること。

各項目は、「取引条件その他の項目画面」の対応する項目にリンクされていること。

海外旅行の場合は、以下のような記載を追加することが必要になります。

旅券・査証等について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。これらの確認や手続き等の代行を希望する場合は、別途当社に渡航手続代行契約をお申し込みください。

旅行に必要な予防接種の確認、予防接種証明書の取得はお客様の責任で行ってください。必要な場合は、あらかじめ指定の検疫所等で予防接種を受け証明書の交付を受け携行してください。

お客様固有の事情により、渡航先国の判断でお客様の入国が拒否されることがあります。

取引条件説明画面からリンクする「取引条件その他の項目画面」

取引条件のその他の項目

お客様のお申し込みの旅行条件は、取引条件説明画面に表示する事項及び以下に記載する事項の全体をもって構成されます。

旅行契約内容・代金の変更

当社は、お客様から宿泊日、宿泊サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めがあった場合は、可能な限りその求めに応じます。

お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、当社は、既に完了した手配を取消す際に宿泊機関に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用及び一宿泊機関、一変更申出あたり 円の変更手数料金を申し受けま

す。また、手配旅行契約の内容の変更によって生じた旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとし、当社はおお客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして変更分の旅行代金の支払いを受け又はカードに対し払い戻しの手続きを取ります。この場合のカード利用日は、当社が増加額又は減少額をお客様に通知した日とします。

当社は、旅行開始前に、宿泊機関の料金の改訂その他の事情により旅行代金の変動を生じた場合は旅行代金を変更することがあります。

旅行契約の解除

お客様は下記の料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

- ・お客様が提供を受けた宿泊サービスの費用
- ・未提供の宿泊サービスに係る取消料その他宿泊機関への未払い費用
- ・当社所定の旅行業務取扱料金としての手配料金・取消手続料金

当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合又はお客様がクレジットカードによるお支払いを希望されるクレジットカード会社より旅行代金を決済できない場合には、旅行契約を解除し、宿泊機関との間で成立させた宿泊契約を取り消させていただく場合があります。この場合、既に提供を受けた宿泊サービスの費用及び未提供の宿泊サービスに係る取消料その他宿泊機関への未払い費用並びに当社所定の手配料金・取消手続料金を申し受けます。

当社の責任により宿泊サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた宿泊サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

当社の責任

当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内（手荷物に関するものは14日以内）に当社に通知があった場合に限りです。また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1人15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）とします。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、原則として責任を負いません。

左の例は国内旅行の場合の記載

お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面（取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には取引条件説明書面。以下において同じ。）に記載された旅行者の権利・義務その他の手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は宿泊機関にその旨を申し出なければなりません。

特別補償規程の不適用

当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に当社が取得した個人情報を、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において宿泊機関の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名及び を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。旅行にお申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

左の記載は各社の実際の取扱状況に合わせて記載すること

手配旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。印刷した当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、[こちら](#)からもご覧になれます。

「こちら」の部分に約款の記載されたウェブページにリンクを張ることを想定している。

海外旅行の場合は、以下のような記載を追加することが必要になります。

旅行先についての安全情報、衛生情報の入手について（お客様自身の責任で、出発までに確認してください。）

衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

海外危険情報について

・外務省の「外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」で国、地域別の渡航情報（危険情報、スポット情報、安全対策基礎データ等）が公開されています。必ずお申込み前に、ご自身の責任で旅行先の渡航情報をご確認ください。

（２）申込内容入力画面

旅行者が旅行に申し込むためのデータを入力する画面には、取引条件説明画面に記載された内容で申し込む旨及び申込みに必要な個人情報を入力してもらいます。また、この画面を通じて必要な旅行者の承諾・同意を取得します。旅行者が申し込もうとする旅行について、概ね以下の事項を入力してもらうものとします。また、この画面には、取引条件説明画面のみから移動できるようにします。

【入力すべき事項】

旅行者の手配を依頼しようとするサービス提供者名、便名・列車名、利用日、希望する運賃・料金種別その他の手配を依頼しようとする旅行サービスの内容、人数、及びこれらを記載した日程

旅行者及び契約責任者の氏名、年齢、住所、電話番号等の本人への連絡及び手配に必要な個人情報

旅行者から旅行者・契約責任者への通信の受領に使用する通信機器の種類及び当該通信機器の番号・アドレス等

旅行代金の支払い方法（旅行代金をウェブサイト上で決済する場合は、クレジットカード番号等決済に必要な事項）

取引条件説明書面・契約書面の記載事項を旅行者が電磁的方法で交付することへの承諾の有無（旅行者がこのことを承諾する旨の意思表示をした場合に限り、取引を進めることができる措置を講ずること。）

旅行手配等のための個人データの第三者への提供に同意する旨

上記「 」の項目については取引条件説明画面からデータを受け取ることにより、あらかじめ表示することとして差し支えありません。

上記「 」の承諾の有無の取得方法は、33ページ「（２）申込内容入力画面」の「注3」の説明を参照してください。

手配旅行の申込内容入力画面のイメージ
 【宿泊機関の手配を想定したもの】

申込内容入力画面

お申し込み先
 旅行株式会社

申込内容
 宿泊機関名 宿泊日 月日から泊
 宿泊者数 大人（歳以上） 男 女
 こども（歳未満） 男 女
 申込部屋数 一人部屋室 ツイン室 ダブル室
 食事条件

旅行者の代表者（契約責任者）
 （この欄に記載の方を旅行者の代表者・代理人として当社との取引の窓口とさせていただきます。）

旅行者の代表者 （契約責任者）	氏名（漢字） 姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>
	（フリガナ） 姓 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>
	生年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
	性別 男 女
	自宅住所 <input type="text"/>
	自宅電話番号 <input type="text"/>
	当社からの連絡に使用する通信機器
	電話（昼間） <input type="text"/>
	ファクシミリ <input type="text"/>
	電子メール <input type="text"/>

取引条件説明書面の記載項目を電磁的方法により交付を受けることを

承諾する
 承諾しない（書面による交付を希望する。）

旅行代金の決済クレジットカード

カードの名義人
 カード会社
 カード番号
 有効期間 年月

旅行手配等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、保険会社等への個人データの提供について同意のうえ、上記の宿泊機関の手配を申し込みます。

[申込内容確認画面に進む](#)

ここでは、旅行者のうちの1名が契約責任者として契約する場合を想定している。

クレジットカードのデータは、取引条件説明書面の記載事項を電磁的方法によって交付することに同意した場合のみ入力できるようにしておくこと。

(3) 取引条件説明書面・契約書面の交付

イ．取引条件説明書面・契約書面の記載事項

手配旅行では、企画旅行と異なり、取引条件説明書面の記載要領について旅行業法に基づく通達が発出されておられません。

このため、取引サイトで交付する取引条件説明書面・契約書面への記載は、旅行業法施行規則第25条の3第2号、旅行業法施行規則第27条に掲げるすべての事項、他の法令、旅行業約款及び手配旅行の法的性格などから必要とされる事項を記載することになります。

以下に掲げる記載事項は、このような考え方に基づいて整理されたものです。この記載事項は、1ファイル(1ページ(HTML等のウェブページ表示用の言語で記述する場合)又は連続したページ(PDFなどの文書形式で数枚の単票のページに分けて作成する場合))で作成したものでなければなりません。

【取引条件説明書面・契約書面に記載すべき事項】

運営営業所が旅行業者代理業者の営業所である場合には所属旅行業者を代理して契約を締結する旨並びに所属旅行業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

運営営業所の旅行業者名、営業所名及び住所並びに登録番号

運営営業所の旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行う旨

旅行者が手配を依頼しようとするサービス提供業者名、便名・列車名、利用日、希望する運賃・料金種別その他の手配を依頼しようとする旅行サービスの内容、人数、及び、これらを記載した日程

サービス提供業者ごとのサービス対価の額及び旅行業務取扱料金の額並びにこれらの収受の方法

旅行代金に含まれる旅行サービスの内容

旅行代金に含まれない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするものの

サービスの提供に関し、サービス提供者が資格・条件等を定めている場合はその旨及びその資格等の内容

旅行業者が旅行者に航空券、乗車船券その他のサービスの提供を受ける権利を証する書面又は完了した手配の内容を記載した書面を旅行者に交付する日及び方法

旅行者が申し込もうとする契約の申込方法による契約の成立時点

契約の変更及び解除に関する事項(旅行業者の取消手続料金、旅行業者が得るはずであった取扱料金(手配料金)及びサービス提供業者が定めた取消料を収受する旨)

責任及び免責に関する事項

旅行中の補償に関する事項(特別補償規程の適用がない旨)

必要とされる旅券、査証等については、旅行者自身の責任において確認、準備

すべき旨

旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあってはその旨及び当該情報（渡航先の予防接種の要求状況等の衛生情報、渡航先の危険情報の発出状況等の渡航情報について旅行者自身の責任で確認すべき旨及び当該情報を提供している厚生労働省、外務省のホームページのアドレス）

サービス提供業者と旅行業者との間の契約等により、旅行業者から旅行者に提供することを義務づけられた情報又は旅行業者が旅行者のためにサービス提供業者から受領した情報

旅行契約が成立した場合には取引条件説明書面・契約書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項を交付したものと取り扱う旨

個人情報の取扱いについて明示すべき事項及び旅行手配等のための旅行者の個人データを第三者に提供することに同意すべき旨

旅行業者の旅行業約款に準拠する旨

ロ．取引条件説明書面・契約書面の記載事項の交付方法と旅行者による保存

取引条件説明書面・契約書面の記載事項は、次に掲げるいずれかの方法で、旅行者を受け取ることができるもの又は閲覧できるものでなければなりません（旅行業法施行規則第25条の4）。各社で適切と思われるものを採用してください。また、その方法を取引条件説明画面にも表示しなければなりません。

電子メールにより旅行者に送信し、旅行者がこれを保存する方法（この場合の文書ファイルの方式は、旅行者が旅行者のコンピュータに保存でき、かつ、プリンターで印字できるものでなければなりません。）

旅行者のコンピュータに取引条件説明書面・契約書面の記載事項を記載したページを表示し、旅行者がそのページを保存する方法（この場合の文書ファイルの方式は、旅行者が旅行者のコンピュータに保存でき、かつ、プリンターで印字できるものでなければなりません。）

旅行者が、旅行業者のコンピュータに設けられた当該旅行者専用のファイルに保存された取引条件説明書面・契約書面の記載事項を閲覧する方法。（この場合、取引条件説明書面・契約書面の記載事項は、取引条件説明書面がファイルに書き込まれた時を起点として旅行終了の2年を経過するまで（その旅行者について苦情があったときは、その苦情が解決した日から2年を経過するまで）の間、消去し又は改変することができないものでなければなりません。）

磁気ディスク、CD-ROM等に記録したものを旅行者に交付する方法

手配旅行の取引条件説明書面のイメージ

この取引条件説明書面のイメージは、取引条件説明書面・契約書面の交付を電磁的方法によるものとし、決済方法をクレジットカードに限定した場合を想定したものです。

手配旅行取引条件説明書面

お客様の責任において必ずこの表示内容を保存してください。
旅行契約が成立した場合は、このファイルの記載事項の交付をもって、契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱います。

国土交通大臣登録旅行業第 号

旅行株式会社 営業所

県 市 丁目 -

(社)日本旅行業協会正会員

営業時間 : ~ :

電話番号 - -

休業日 曜日 曜日

旅行業務取扱管理者

旅行契約の内容について不明な点がございましたら、
上記旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。

手配旅行契約の目的

当社は、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどによりお客様がこの取引条件説明書面に記載された宿泊機関等の提供する宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

お申込内容・旅行代金

地区	宿泊機関名	到着	出発	食事	部屋タイプ	部屋数	人数	料金
							大人	
							こども	
							大人	
							こども	
宿泊料金計 ()								
旅行業務取扱料金(手配料金) ()								
旅行代金 (+)								

旅行代金には次の費用が含まれます。

- ・宿泊料金(朝食代、夕食代、 税を含む。)
- ・当社旅行業務取扱料金及びそれに賦課される消費税
- ・...

次の費用は旅行代金に含まれません。ご自身で直接宿泊機関にお支払いください。

- ・ 税
- ・個人的に注文する飲食の代金及びそれに賦課される税金
- ・...

サービス提供業者の定める条件

当旅館は、未就学児童の宿泊はお受けしていません。

旅行契約の成立日

契約締結承諾画面がウェブページ上に表示された時点をもって、旅行契約が成立するものとします。

手配完了書面のお渡し

月 日までに、確定した宿泊サービスの内容を、当該内容を記載した手配完了書面(PDF形式)を電子メールに添付してお客様に交付する方法により通知いたします。お客様には、手配完了書面を宿泊機関に提示して、宿泊サービスを受けていただきます。

宿泊料金(運送機関の場合は運賃)の欄は、サービス提供機関が定めたものを記載すること。

旅行業務取扱料金の額は、営業所に掲示した「旅行業務取扱料金表」のとおりとすること。

各社で実際に実施している交付方法、交付日を記載すること。

旅行代金のお支払いについて

当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この際、前項により確定した宿泊サービスの内容をお客様に通知した日をカード利用日といたします。

当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスを手配したときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適合の事由により、宿泊機関との間で宿泊サービスの提供をする契約を締結することができなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、所定の旅行業務取扱料金としての手配料金を支払わなければなりません。この場合において、カード利用日は、当社が宿泊機関との間で宿泊サービスの提供する契約を締結できなかった旨をお客様に通知した日とします。

旅行契約内容・代金の変更

当社は、お客様から宿泊日、宿泊サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めがあった場合は、可能な限りその求めに応じます。

お客様の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、当社は、既に完了した手配を取消す際に宿泊機関に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更による費用及び一宿泊機関、一変更申出あたり 円の変更手続料金を申し受けます。また、手配旅行契約の内容の変更によって生じた旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとし、当社はおお客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして変更分の旅行代金の支払いを受け又はカードに対し払い戻しの手続きを取ります。この場合のカード利用日は、当社が増加額又は減少額を旅行者に通知した日とします。

当社は、旅行開始前に、宿泊機関の料金の改訂その他の事情により旅行代金の変動を生じた場合は旅行代金を変更することがあります。

旅行契約の解除

お客様による任意の旅行契約の解除

- ・旅行開始前にお取消しの場合は、宿泊機関が定める取消料及び当社の旅行業務取扱料金としての手配料金及び取消手続料金を申し受けます。

【 旅館が定める取消料】

解除時期等	取消料
宿泊開始日の 日前からの解除	
宿泊日の前日の解除	
宿泊当日の解除	
無連絡による不泊	

複数のお客様のうちの一部のお客様のみを取消す場合は、取り消すお客様について上記の取消料を申し受けます。

【当社の取消手続料金】

取消一宿泊について 円

- ・お取消しは、「お取消し受付」のページからお受けします。
- ・当社は、お客様のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして取消料・手配料金・取消手続料金の支払いを受けます。
- ・旅行開始後にお取消しの場合は、お客様が提供を受けた宿泊サービスの費用、未提供の宿泊サービスに係る上記の取消料その他宿泊機関への未払い費用及び当社の旅行業務取扱料金としての手配料金及び取消手続料金を申し受けます。

当社は、お客様より所定の期日までに旅行代金のお支払いがない場合又はお客様がクレジットカードによるお支払いを希望されるクレジットカード会社より旅行代金を決済できない場合には、旅行契約を解除し、宿泊機関との間で成立させた宿泊契約を取り消させていただく場合があります。この場合、既に提供を受けた宿泊サービスの費用及び未提供の宿泊サービスに係る取消料その他宿泊機関への未払い費用並びに当社所定の手配料金・取消手続料金を申し受けます。

当社の責任により宿泊サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた宿泊サービスの対価として支払った費用又はこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

実際にサイトで採用されている支払い方法について記載すること。

宿泊機関が定めた取消料を記載すること。（左の例では、少人数の申込を受ける場合を想定した架空のものを記載している。）

「当社の取消手続料金」は、各社の「旅行業務取扱料金表」とおりとすること

旅行代金の精算

当社は、旅行代金として収受した額と宿泊機関に対して支払うべき額とが合致しない場合は、旅行終了後すみやかにお支払旅行代金の精算をします。

当社の責任

当社は手配旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内（手荷物に関するものは14日以内）に当社に通知があった場合に限りです。また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1人15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）とします。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、原則として責任を負いません。

左の例は国内旅行の場合の記述

お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面（取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には取引条件説明書面。以下において同じ。）に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は宿泊機関にその旨を申し出なければなりません。

特別補償規程の不適用

当旅行契約については当社旅行業約款別紙特別補償規程の適用はありません。

個人情報の利用目的及び第三者提供について

当社は、旅行申込みの際に当社が取得した個人情報を、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において宿泊機関の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の氏名及び を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。旅行にお申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

手配旅行契約約款について

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。印刷された当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。また、[こちら](#)からもご覧になれます。

「こちら」の部分に約款の記載されたウェブページにリンクを張ることを想定している。

海外旅行の場合は、以下のような記載を追加することが必要になります。

旅行先についての安全情報、衛生情報の入手について（お客様自身の責任で、出発までに確認してください。）

衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

海外危険情報について

・外務省の「外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」で国、地域別の渡航情報（危険情報、スポット情報、安全対策基礎データ等）が公開されています。必ずお申込み前に、ご自身の責任で旅行先の渡航情報をご確認ください。

旅券・査証等について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行ってください。これら手続き等の代行を希望する場合は、別途当社に渡航手続代行契約をお申し込みください。

旅行に必要な予防接種の確認、予防接種証明書の取得はお客様の責任で行ってください。必要な場合は、あらかじめ指定の検疫所等で予防接種を受け証明書の交付を受け携行してください。

お客様固有の事情により、渡航先国の判断でお客様の入国が拒否されることがあります。

(4) 手配旅行の申込内容確認画面

旅行者が申込内容入力画面で入力されたデータを旅行業者が受け取ったときは、当該データを受領したことで「申込みの受理」として取り扱うのではなく、当該入力されたデータに間違いがないかどうかを旅行者が再確認すると同時に、旅行業法で定められた取引条件説明書面・契約書面の記載事項の交付を受けたことを確認したうえで、申込みの意思表示をするような構成となったものでなければなりません。

申込内容確認画面には概ね以下の事項が記載されなければなりません。

旅行者が手配を依頼しようとするサービス提供業者名、便名・列車名、利用日、希望する運賃・料金種別その他の手配を依頼しようとする旅行サービスの内容、人数、及びこれらを記載した日程

サービス提供業者ごとのサービス対価の額及び旅行業務取扱料金の額並びに收受の方法

旅行業者が旅行者に航空券、乗車船券その他のサービスの提供を受ける権利を証する書面又は完了した手配の内容を記載した書面を旅行者に交付する日及び方法

旅行者及び契約責任者の氏名、年齢、住所、電話番号等の本人への連絡及び手配に必要な個人情報

旅行業者から旅行者（契約責任者がある場合は契約責任者）への通信の受領に使用する通信機器の種類及び当該通信機器の番号・アドレス等

取引条件説明書面・契約書面の記載事項の交付を受けた旨、当該取引条件説明書面・契約書面の記載事項を承諾する旨及び当該承諾をもって取引条件の説明を受けたものとして取り扱うことに承諾する旨

旅行手配等のための個人データの第三者への提供に同意する旨

別途確認メールを送信する場合には、その旨及び、確認メールを送信する目的（例えば、「旅行契約はウェブページへの、旅行契約の締結を承諾する旨の表示をもって成立し、確認メールは申込が適切なものであることを確認するためのものであること、確認メールの到達の有無は契約の成立に影響を与えないこと、確認メールと契約締結承諾画面との齟齬があった場合には、契約締結承諾画面の記載と確認メールの記載とどちらを優先するのか」などを各社の方針に従ってその取扱いを記載する。）

手配旅行の申込内容確認画面のイメージ

申込内容確認画面

お客様のお申込みの旅行内容は下記のとおりです。記載内容を確認の上、間違いがなければ、下の「申込内容を確認し申し込む」ボタンをクリックして申込を確定してください。

契約が成立したことをお知らせする画面（契約成立画面）の表示をもって契約が成立します。契約成立画面の表示と並行して、申込みが適正なものであることを確認するため、所定のメールアドレス宛に「確認メール」を送信します。確認メールの着否は契約の成立に影響を及ぼしません。また、契約成立画面と確認メールの内容に齟齬があった場合は、契約成立画面の内容を優先します。

お申込内容・旅行代金

地区	宿泊機関名	到着	出発	食事	部屋タイプ	部屋数	人数	料金
							大人	
							子ども	
							大人	
							子ども	
宿泊料金計 ()								
旅行業務取扱料金(手配料金) ()								
旅行代金 (+)								

旅行業務取扱料金の額は、営業所に掲示した「旅行業務取扱料金表」に基づいて記載すること。

手配完了書面のお渡し

月 日までに、確定した宿泊サービスの内容を、当該内容を記載した手配完了書面(pdf形式)を電子メールに添付してお客様に交付する方法により通知いたします。お客様には、手配完了書面を宿泊機関に提示して宿泊サービスを受けていただきます。

旅行者の代表者

(この欄に記載の方を旅行者の代表者・代理人として当社との取引の窓口とさせていただきます。)

旅行者の代表者 (契約責任者)	氏名(漢字) 姓 名
	(フリガナ) 姓 名
	生年月日 年 月 日 性別
	自宅住所
	自宅電話番号 - -
	当社からの連絡に使用する通信機器
	電話(昼間) - -
	ファクシミリ - -
	電子メール @
	旅行代金の決済クレジットカード
カードの名義人	
カード会社	
カード番号	
有効期間 年 月	

取引条件説明書面

取引条件説明書面の記載事項を表示し、表示された内容を保存してください。

[取引条件説明書面を表示する](#)

下記をご確認のうえ をクリックしてください。

取引条件説明書面の記載事項を表示し保存しました。

取引条件説明書面の記載事項の内容を承諾し、その承諾をもって取引条件説明を受けたものとして取り扱うこと、及び当該内容をもって契約書面の記載事項の交付内容として取り扱うことを承諾します。

旅行手配等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、保険会社等への個人データの提供について同意します。

[申込内容入力画面に戻る](#)

[申込内容を確認し申し込む](#)

[申込みを取りやめる](#)

ここでは、取引条件説明書面の記載事項を、申込内容確認画面上の「ボタン」をクリックすることで表示することとしている。例えば、申込内容入力画面から旅行者がデータを入力した後に自動的に取引条件説明書面が表示され、旅行者がそれを保存した後に申込内容確認画面を表示する方法も考えられる。

(5) 契約成立通知画面 (ウェブサイト上で契約を成立させる場合)

イ . ウェブページ上の表示

ウェブページ上で契約を成立させる場合は、当該画面に契約の成立に関する事項を表示しなければなりません。また、契約成立通知画面が旅行者のコンピュータに表示されたことを確認するためのコードを当該画面を表示するためのコードに記述しておくことが望まれます。

契約成立通知画面には、概ね以下の事項を記載します。

旅行業者が手配を依頼しようとするサービス提供者名、便名・列車名、利用日、希望する運賃・料金種別その他の手配を依頼しようとする旅行サービスの内容、人数、及びこれらを記載した日程

サービス提供者ごとのサービス対価の額及び旅行業務取扱料金の額並びに收受の方法

旅行業者が旅行者に航空券、乗車船券その他のサービスの提供を受ける権利を証する書面又は完了した手配の内容を記載した書面を旅行者に交付する日及び方法

旅行者の氏名等旅行者を特定する事項及び契約責任者がある場合には契約責任者の氏名、住所、旅行業者からの通信を受領する手段

ウェブページへの表示をもって旅行契約が成立した旨及び成立日

旅行者が電磁的方法で交付を受けた取引条件説明書面・契約書面の記載事項の内容をもって契約書面の内容とする旨

手配旅行の契約成立通知画面イメージ

契約成立通知画面
ご契約有り難うございました。
 この画面の表示をもって下記の旅行契約が成立しました。

契約成立日： 年 月 日

契約番号 ： -

申込内容・旅行代金

地区	宿泊機関名	到着	出発	食事	部屋タイプ	部屋数	人数	料金
							大人 子ども	
							大人 子ども	
宿泊料金計 ()								
旅行業務取扱料金(手配料金)()								
旅行代金 (+)								

手配完了書面のお渡し
 月 日までに、確定した宿泊サービスの内容を、当該内容を記載した手配完了書面(PDF形式)を電子メールに添付してお客様に交付する方法により通知いたします。お客様には、手配完了書面を宿泊機関に提示して、宿泊サービスを受けていただきます。

旅行者の代表者
 (この欄に記載の方を上記旅行者の代表者・代理人として当社との取引の窓口とさせていただきます。)

旅行者の代表者 (契約責任者)	氏名(漢字) 姓 名 (フリガナ) 姓 名 生年月日 年 月 日 性別 自宅住所 自宅電話番号 - - 当社からの連絡に使用する通信機器 電話(昼間) - - ファクシミリ - - 電子メール @ 旅行代金の決済クレジットカード カードの名義人 カード会社 カード番号 x x x x x x x x x x x x
--------------------	---

取引条件説明書面・契約書面
 お客様に表示・保存頂いた取引条件説明書面記載事項の内容をもって契約書面とさせていただきます。

本画面が表示された場合に、旅行者のサーバーに旅行者が閲覧したことの記録が残るようなコードを埋め込んでおくことが望ましい。

契約番号は記載を義務づけられたものではない。各社が必要に応じて設定・記載すること。

宿泊料金(運送機関の場合は運賃)の欄は、サービス提供機関が定めたものを記載すること。旅行業務取扱料金の額は、営業所に掲示した「旅行業務取扱料金表」のとおりとする。

ロ．確認メール

ウェブサイト上で旅行契約を成立させた場合は、申込みが適正なものであること、成立した契約の内容の確認などのため、いわゆる「確認メール」を送信しなければなりません。

確認メールには、概ね以下の事項を記載します。

確認メールである旨及確認メールの目的

契約の成立日

運営営業所が旅行業者代理業者の営業所である場合には所属旅行業者を代理して契約を締結する旨並びに所属旅行業者の氏名又は名称及び登録番号

運営営業所の旅行業者の名称及び登録番号

運営営業所名及び所在地並びに電話番号等旅行者からの運営営業所への連絡に必要な事項

旅行者の氏名等旅行者を特定する事項及び契約責任者がある場合には契約責任者の氏名

旅行者が手配を依頼しようとするサービス提供者名、便名・列車名、利用日、希望する運賃・料金種別その他の手配を依頼しようとする旅行サービスの内容、人数、及びこれらを記載した日程

サービス提供者ごとのサービス対価の額及び旅行業務取扱料金の額

旅行者が支払うべき旅行代金の額と支払いの時期、方法（クレジットカードで決済する場合は決済する金額とカード利用日の取扱い）

旅行業者が航空券、乗車船券その他のサービスの提供を受ける権利を証する書面又は完了した手配の内容を記載した書面を旅行者に交付する日及び方法

旅行者が電磁的方法で交付をうけた取引条件説明書面・契約書面の記載事項の内容をもって契約書面の内容とする旨

確認メールの内容と申込みの内容に相違がある場合には直ちに旅行業者に申し出なければならない旨

(6) 申込受付通知画面（ウェブサイト上で契約を成立させず、別途承諾通知を発する場合）

イ．ウェブページ上の表示

ウェブサイト上で旅行契約を成立させずに、後日契約締結を承諾する旨の通知をもって契約締結とする場合は、旅行者からの申込みを受け付けた旨をウェブページ上に表示して、契約の成立に関する事項をどのように通知するのかを明示します。

申込受付通知画面には、概ね以下の事項を記載します。

旅行者が手配を依頼しようとするサービス提供者名、便名・列車名、利用日、希望する運賃・料金種別その他の手配を依頼しようとする旅行サービスの内容、人数、及びこれらを記載した日程

サービス提供者ごとのサービス対価の額及び旅行業務取扱料金の額並びに收受の方法

旅行者の氏名等旅行者を特定する事項及び契約責任者がある場合には契約責任者の氏名、住所、旅行者からの通信を受領する手段

旅行契約の承諾を旅行者に通知する方法及び当該通知をする概ねの時期

旅行者が電磁的方法で交付を受けた取引条件説明書面・契約書面の記載事項の内容をもって契約書面の内容とする旨

ロ．承諾通知

ウェブサイト上で旅行契約を成立させることとしない場合であって旅行者が別途契約締結の承諾通知を発するときは、上記「イ．」のように、別途、旅行契約の成立に関する事項を郵便、電子メールその他の通信手段で通知しなければなりません。この場合、申込内容入力画面で旅行者が指定する通信手段を使用する必要があります。

この通知（承諾通知）は、概ね、以下の事項を記載します。

承諾通知メールである旨

契約成立日

運営営業所が旅行者代理業者の営業所である場合には所属旅行者を代理して契約を締結する旨並びに所属旅行者の氏名又は名称及び登録番号

運営営業所の旅行者の名称及び登録番号

運営営業所名及び所在地並びに電話番号等旅行者からの運営営業所への連絡に必要な事項

旅行者の氏名等旅行者を特定する事項及び契約責任者がある場合には契約責任者の氏名

旅行者が手配を依頼しようとするサービス提供者名、便名・列車名、利用日、希望する運賃・料金種別その他の手配を依頼しようとする旅行サービスの内容、人数、及びこれらを記載した日程

サービス提供者ごとのサービス対価の額及び旅行業務取扱料金の額並びにこれらの收受の方法

旅行者が支払うべき旅行代金の額と支払いの時期、方法（ウェブ上で決済した場合は決済した金額とカード利用日）

旅行者が旅行者に航空券、乗車船券その他のサービスの提供を受ける権利を証する書面又は完了した手配の内容を記載した書面を旅行者に交付する日及び方法

旅行者が電磁的方法で交付を受けた取引条件説明書面・契約書面の記載事項の内容をもって契約書面の内容とする旨

承諾通知の内容と申込みの内容に相違がある場合には直ちに旅行者に申し出るべき旨

ポータルサイト等との連携による販売

旅行業者がポータルサイト等の検索サービス、ショッピングモールを利用する場合は、「どこまでがポータルサイトでどこからが旅行業者のサイトかわかりにくい」などの理由で、旅行者が誰と取引しているか明確な認識のないまま取引をしてしまうものがあります。

旅行業者がポータルサイト等の運営事業者と連携するときは以下の事項に留意してください。

1. アフィリエイト広告

旅行業等の登録のないポータルサイト等、あるいは旅行業等の登録のない関連企業のウェブサイトなどに広告を出し、当該広告からリンクする方法で旅行業者のウェブサイトに誘引する場合は、以下の事項に留意してください。

- (1) 広告の媒体となるポータルサイト等の運営事業者、関連企業等のウェブサイトに掲載する広告は、広告を掲載する旅行業者の広告であることが明確であるようなものとする。この際、旅行者にとって取引しようとする相手を誤認させるおそれのある表示が行われないように留意すること。
- (2) 旅行業者が支払う広告の対価は、定額に限らず、当該アフィリエイト広告を経由したのものについて契約締結数に応じて支払うものも認められている。

2. ポータルサイト等を利用する場合の注意事項

(1) 検索サービスを提供するポータルサイト等の利用

ポータルサイト等と連携して取引サイトを運営するときは以下の事項に留意すること。

イ. ポータルサイト等で表示できる範囲及び旅行業者の取引サイトでのみ表示できる範囲の区分は以下のとおりである。

ポータルサイト等
で表示できる範囲

トッページ
検索条件入力画面
検索結果表示画面
商品概要表示ページ（日程、旅行サービスの内容等旅行商品の選定に必要な情報）

旅行業者の取引サイトで表示しなければならない範囲

- 取引条件説明画面（旅行業法第12条の4に基づく説明事項）
- 申込内容入力画面
- 取引条件説明書面・契約書面（旅行業法第12条の5に基づく記載事項）
- 契約成立通知画面/申込受付通知画面

ロ．ポータルサイト等から旅行業者の取引サイトへ移行する時点で、例えば、旅行業者のサイトに移行する旨を表示し旅行者が「確認」のボタンをクリックする、あるいは、移行するためのボタンに隣接して旅行業者のサイトに移行する旨をわかりやすく表示する、移行することを確認するポップアップ画面を表示するなど、旅行者が旅行業者のサイトに移行することを確認する手順を設けること。

ハ．ポータルサイト等から旅行業者の取引サイトに移行した後は、旅行業務に関する取引に係る旅行者への表示、メール等の送信は、すべて旅行業者の名において行うこと。（注5）また、ポータルサイト等の名称、ポータルサイト等を運営する事業者のロゴが旅行業者のロゴや名称よりも大きく表示されるなど、旅行者にとって取引の相手方を誤認するおそれのある表示が行われないように措置すること。

注5： 旅行業務に関する取引に係る旅行者への表示又はメール等の送信がポータルサイト等の名称を使用して行われるときは、当該モール等の運営者が旅行業務を行っているものと解される。この場合、当該モール事業者が旅行業の登録を受けていない場合は旅行業法違反になり、旅行業者は旅行業法違反の幫助をしたものと解される可能性がある。

ニ．ポータルサイト等のサイトと旅行業者の取引サイトとの間で個人データ等が受け渡される場合は、暗号化するなどの傍受・盗聴を防止するために必要な措置を講じること。

サービス提供者によるポータルサイト等が提供する販売システムの利用
サービス提供者が、ポータルサイト等の提供するシステムを利用して取引サイトを運営する場合は、当該サイトでの一連の表示、通知、データの交付等が、サービス提供者の名称で行われていること及び取引のためのデータの管理がサービス提供者によって行われているなど、サービス提供者が実質的にそのサイトを運営していると客観的に認められる場合は、当該ポータルサイト等を運営

する事業者は旅行業を行っているとは認められず、サービス提供者は当該ポータルサイト等を利用して取引サイトを運営して差し支えありません。

この場合に、ポータルサイト等が検索サービスを提供するときは、この項で説明された要領で、ポータルサイト等が運営する検索サービスからサービス提供者の取引サイトへの移行の確認のための手順を設ける必要があります。

特殊なウェブサイト上の取引についての留意事項

1. 「ダイナミックパッケージ」について

いわゆる「ダイナミックパッケージ」は、旅行業者が手配すべき個々のサービス提供者を旅行業者が予め選定し、旅行者は、当該旅行業者のサイトにリストアップされたサービス提供者を選択して全体の旅行計画を組み立てるものです。

このいわゆる「ダイナミックパッケージ」は、旅行者が全体の日程を組み立てるものの、旅行業者が予め選定し代金を設定した個々のサービス提供者から旅行者が選択することから、募集型企画旅行として取り扱うこととされています（旅行業法施行要領第一、2、2）、（4）。従って、12ページから53ページの内容に沿って、適切に運営することが必要です。

2. 旅行業者が行うインターネット上のオークションについて

（1）インターネットオークションの考え方

イ. 出品することができるいわゆる「旅行商品」について

オークションによる取引は、「募集型企画旅行」に限ります。（旅行業者が値付けすることができない手配旅行、及び募集ができない受注型企画旅行をオークションで取引することはできません。）

ロ. オークション販売の流れ

（イ）オークションの出品画面は、旅行業法上「広告」として取り扱います。

（ロ）落札された時点で、落札者と旅行業者との間で、落札した旅行に係る「旅行契約の予約」（旅行業約款募集型企画旅行契約の部第6条に定めるもの）が成立したものとします。

（ハ）旅行業者は、落札者に対して取引条件説明書面を交付するものとし、旅行契約は、原則として旅行者から申込書と申込金の提出を受け、旅行業者が申込金を受理した時点で成立します。

（2）オークションサイトの構成

イ. 出品画面

オークションの出品画面は、旅行業法上は、広告として取り扱わなければなりません。従って、旅行業法第12条の7、旅行業法施行規則第28条の2、同規則第29条、その他これらに基づく通達に準拠して必要な事項を表示するほか、以下の事項を併せて表示しなければなりません。

（イ）「旅行業法に基づく運営営業所に関する表示事項」へのリンク

（ロ）旅行者が閲覧する時点での最高入札価格（オークション開始時においては旅行業者が定める旅行代金についての「最低落札価格」）

（ハ）落札をもって落札者と旅行業者との間で、旅行契約の予約が成立する旨

（ニ）旅行業者が取引条件説明書面・契約書面を落札者に交付し、旅行業者が定める

一定の期間内に旅行者が申込書、申込金を旅行業者に提出し、旅行業者が申込金を受理した時に契約が成立する旨。

(ホ) 落札後から旅行契約成立までの旅行者の手続き及び手順

(ヘ) 出品した旅行に係る取引条件説明画面へのリンク

ロ．落札後の取引

落札者と旅行業者との間で旅行契約の予約が成立した後は、郵便等の方法で取引条件説明書面・契約書面を交付するなど、インターネットによらない方法で取引することも、インターネット上で以後の取引を行うことも可能です。

インターネット上で落札後の取引をする場合は、落札者のための「申込内容入力画面」を作成するなど、適宜、適切な取引が行われるよう措置を講じてください。

旅行業者以外の者が行うオークション

旅行業者以外の者が旅行商品をオークション販売をした場合は、旅行業法違反になると思われます。ただし、旅行業者と旅行契約をした旅行者が、他の旅行者に契約を譲渡する（旅行業約款上の「旅行者の交替」）ために行う場合は事業性が認められない限り旅行業法違反とはなりません。しかしながら、この場合は旅行者の交代には旅行業者の承諾及び交替のための費用負担が必要となるなど、「落札したものの実際に旅行に行けない」というトラブルが予想されることから、旅行業者としては、「素人オークション」には関与すべきではないでしょう。

3．いわゆる「ギャザリング」について

旅行業の登録を受けていない者が、インターネットを用いて日常的に接触のある団体内部を超えて参加者を募り、一定の旅行者が集まった段階で旅行業者にそれを引き受けさせるような行為（いわゆる「ギャザリング」）については、「無登録営業」になります。旅行業者がこのようなギャザリング業者に「商品」を提供することは、旅行業法違反の幫助行為となります。

「e-T B T（電子旅行取引信託マーク）」について

e-T B T（electronic - Travel Business Trust）マークは、インターネットを利用した電子旅行取引の普及と消費者の信頼を確保することを目的に定められた制度です。旅行業者、旅行業者代理業者の運営するサイトが、旅行業法令等を遵守したものであるとJ A T A、A N T Aが認めた場合（*）に、「e-T B Tマーク」が交付されます。

* e-T B Tマークの認証内容

- ・ 旅行業法令及びそれに基づく通達の遵守
- ・ 旅行業約款に規定された事項の適切な記載
- ・ 「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」の遵守
- ・ 「インターネットを利用した旅行取引に関するガイドライン」の遵守

e-T B Tマークは、消費者が旅行業者を選択するときの目安になるものです。取引サイトを開設した旅行業者等は、積極的にe-T B Tマークを取得することが望まれます。

なお、e-T B Tマークは、旅行会社を推奨したり、旅行会社が提供する旅行商品・サービス内容・品質を保証したり、旅行会社の経営内容を保証するものではありませんが、適正な表示と手続手順によりインターネット取引を行う旅行業者であることを表すマークです。また、J A T A、A N T Aのホームページでは、このマークを取得していることが表示されています。

(空白ページ)

資 料

- 1 . 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
- 2 . 旅行業法【抜粋】
- 3 . 旅行業法施行規則【抜粋】
- 4 . 旅行業法施行要領【抜粋】
- 5 . インターネット取引を利用する旅行業務に関する取扱について
- 6 . 企画旅行に関する広告の表示基準等について
- 7 . 標準旅行業約款【抜粋】
- 8 . 旅行業における電子商取引に係る検討委員会報告書

(空白ページ)

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (平成十三年六月二十九日 法律第九十五号)

(趣旨)

第一条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し民法(明治二十九年法律第八十九号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「電子消費者契約」とは、消費者と事業者との間で電磁的方法により電子計算機の映像面を介して締結される契約であって、事業者又はその委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従って消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによってその申込み又はその承諾の意思表示を行うものをいう。

2 この法律において「消費者」とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいい、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

3 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

4 この法律において「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等(電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同じ。)と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいう。

(電子消費者契約に関する民法の特例)

第三条 民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であって、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者(その委託を受けた者を含む。以下同じ。)が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合は、この限りでない。

一 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかったとき。

二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行う意思があったとき。

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第四条 民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にその申込み又はその承諾の意思表示を行った電子消費者契約については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に隔地者間の契約において発した電子承諾通知については、なお従前の例による。

旅行業法（昭和二十七年七月十八日 法律第二百三十九号）【抜粋】

（料金の揭示）

- 第十二条 旅行業者は、事業の開始前に、旅行者から収受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 2 前項の料金は、国土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならない。
 - 3 旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者が第一項の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。

（旅行業約款）

- 第十二条の二 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。
 - 一 旅行者の正当な利益を害するおそれがないものであること。
 - 二 少なくとも旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の収受及び払戻しに関する事項並びに旅行業者の責任に関する事項が明確に（企画旅行を実施する旅行業者にあつては、企画旅行契約と手配旅行契約その他の企画旅行契約以外の契約との別に応じ、明確に）定められているものであること。
 - 3 旅行業者等は、旅行業約款（旅行業者代理業者にあつては所属旅行業者の旅行業約款、第十四条の二第一項又は第二項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる者にあつては当該他の旅行業者の旅行業約款）をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置かなければならない。

（取引条件の説明）

- 第十二条の四 旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。
- 2 旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
 - 3 旅行業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、

旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該旅行者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第十二条の五 旅行者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

2 旅行者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させる措置であつて国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(企画旅行の広告)

第十二条の七 旅行者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該企画旅行を実施する旅行者の氏名又は名称、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容、旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項、第十二条の十の国土交通省令で定める措置を講ずるために必要な業務を行う者の同行の有無その他の国土交通省令で定める事項を表示してしなければならない。

(誇大広告の禁止)

第十二条の八 旅行者等は、旅行業務について広告をするときは、広告された旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(標識の掲示)

第十二条の九 旅行者等は、営業所において、旅行業と旅行者代理業との別及び第十一条の二第五項各号に規定する営業所の別に応じ国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

2 旅行者等以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

旅行業法施行規則（昭和四十六年 運輸省令第六十一号）【抜粋】

（取引条件の説明）

第二十五条 法第十二条の四第一項に規定する取引条件の説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- 一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 企画旅行を実施する旅行業者（以下「企画者」という。）の氏名又は名称
 - ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨
 - ハ 旅行の目的地及び出発日その他の日程
 - ニ 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価及びその收受の方法
 - ホ 旅行者が二に掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容
 - ヘ 二に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であつて旅行者が通常必要とするもの
 - ト 企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
 - チ 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
 - リ 契約の変更及び解除に関する事項
 - ヌ 責任及び免責に関する事項
 - ル 旅行中の損害の補償に関する事項
 - ヲ 旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格
 - ワ 旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び当該情報
- 二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 契約を締結する旅行業者の氏名又は名称
 - ロ 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨
 - ハ 旅行業務の取扱いの料金に関する事項
 - ニ 前号ハからへまで及びチからワまでに掲げる事項
- 三 法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第一号ニ及びホに掲げる事項

（書面の交付を要しない場合）

第二十五条の二 法第十二条の四第二項の国土交通省令で定める場合は、旅行業者等が対価と引き換えに法第十二条の五に規定するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付する場合とする。

(書面の記載事項)

第二十五条の三 法第十二条の四第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 企画旅行契約を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
 - ロ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
 - ハ 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地（外務員が書面を交付する場合にあつては、当該外務員の氏名並びにその所属する営業所の名称及び所在地）
- 二 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行う旨
- ホ 第二十五条第一号八からワまでに掲げる事項
- 二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約（次号に規定する契約を除く。）を締結しようとする場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 契約を締結する旅行者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
 - ロ 旅行者代理業者が所属旅行者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該旅行者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
 - ハ 第二十五条第一号八からへまで及びチからワまで、同条第二号八並びに前号八及び二に掲げる事項
- 三 法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について契約を締結しようとする場合にあつては、第二十五条第一号二及びホに掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十五条の四 法第十二条の四第三項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織（旅行者等の使用に係る電子計算機と旅行者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十五条の五第二項において同じ。）を利用する方法のうち、イ、ロ又はハに掲げるもの
 - イ 旅行者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法
 - ハ 旅行者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイルが備えられていない場合に、旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限る。次項第二号において「顧客ファイル」という。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供する方法

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
 - 一 前項第一号イ又はロに掲げる方法にあつては、旅行者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
 - 二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した翌日から起算して二年を経過した日（同日以前に当該旅行に関するサービスについて苦情の申出があったときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日）を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

第二十五条の五 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち旅行者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

- 2 令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下「承諾等」という。）をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
 - 一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 旅行者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 旅行者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
 - 二 第二十五条の四第一項第二号に掲げる方法

（書面の交付を要しない場合）

第二十六条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める場合は、法第二条第一項第九号に掲げる行為に係る旅行業務について旅行者と契約を締結した場合とする。

（書面の記載事項）

- 第二十七条 法第十二条の五第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 企画旅行契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
 - ロ 第二十五条第一号ハからトまで及びリからワまで並びに第二十五条の三第一号イ、ハ及びニに掲げる事項
 - ハ 契約締結の年月日

- 二 旅程管理業務を行う者が同行しない場合にあつては、旅行地における企画者との連絡方法
- 二 企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 契約を締結した旅行業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
 - ロ 旅行業者代理業者が所属旅行業者を代理して契約を締結した場合にあつては、その旨並びに当該旅行業者代理業者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
 - ハ 第二十五条第一号八からへまで及びりからワまで、同条二号八、第二十五条の三第一号八及び二並びに前号八に掲げる事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十七条の二 法第十二条の五第二項の国土交通省令で定める方法は、第二十五条の四第一項に掲げる方法とする。

2 第二十五条の四第二項の規定は、前項に規定する方法について準用する。

第二十七条の三 第二十五条の五第一項の規定は令二条において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第二十五条の五第二項の規定は令二条において準用する令第一条の承諾等について、それぞれ準用する。

(広告の表示方法)

第二十八条の二 旅行業者等は、企画旅行に参加する旅行者を募集するため広告をするときは、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 企画者以外の者の氏名又は名称を表示する場合にあつては、文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること。
- 二 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出発日より異なる場合において、その最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示すること。

(広告の表示事項)

第二十九条 法第十二条の七の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号
- 二 旅行の目的地及び日程に関する事項
- 三 旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項
- 四 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項
- 五 旅程管理業務を行う者の同行の有無
- 六 企画旅行の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- 七 法第十二条の四に規定する取引条件の説明を行う旨(第二十五条第一号に規定する事項を表示して広告する場合を除く。)

(誇大表示をしてはならない事項)

第三十条 法第十二条の八の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項
- 二 旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項
- 三 感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項
- 四 旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項
- 五 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項
- 六 旅行中の旅行者の負担に関する事項
- 七 旅行者に対する損害の補償に関する事項
- 八 旅行業者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項

旅行業法施行要領（平成十七年二月二十八日 国総旅振第三百八十六号）【抜粋】

第一 定義（法第2条）

1 旅行業（法第2条第1項）

6) ISP（インターネット・サービス・プロバイダー）等が運営するウェブサイトを通じて旅行取引を行う場合は、遅くとも予約入力画面から予約確認画面に移行する際（すなわち、予約入力画面に入力された情報を送信する際）までに、旅行者と旅行業者又はサービス提供事業者との間での取引となる旨が明確に表示されている場合には、ISP等の旅行業の登録は不要とする。

2 企画旅行契約（法第2条第4項）

2) 旅行に関する計画の要件

(4) 旅行業者が手配すべき個々の運送・宿泊機関等を予め選定し、その中から旅行者がサービスを選択して旅行計画を組み立てる旅行取引（いわゆる「ダイナミックパッケージ」）については、旅行計画を構成する個々のサービスを旅行業者が予め選定する点において募集性が認められるため、募集型企画旅行に該当する。

3 手配旅行契約（法第2条第5項）

手配旅行契約は、旅行業者が旅行者からの依頼により「自己の計算において」ではなく「他人の計算において」旅行サービスを手配する契約であるため、旅行者に対しては、運賃・料金、宿泊料その他の運送事業者、宿泊事業者等のサービス提供機関が旅行者に対して支払いを求めているサービスの対価及び旅行業者が手配の対価として収受することができる旅行業務取扱料金の合計額のみを旅行代金として請求することができる。

4 オークションについて

旅行業者が最低落札価格を決めるなどした上で、旅行者に入札させ、入札価格の高いものから落札者として旅行契約を締結するような募集方法による旅行取引（いわゆる「オークション取引」）に当たっては、以下の要件を満たす必要がある。

1) 旅行業法第12条の7の規定に従って広告表示が行われていること

2) 落札をもって「予約」が成立したものとし、改めて取引条件説明書面を交付するなどして旅行業法に従った手続きにより契約が行われること

インターネット取引を利用する旅行業務に関する取扱について

国総観事第289号

平成19年12月17日

社団法人日本旅行業協会会長 殿

社団法人全国旅行業協会会長 殿

国土交通省総合政策局観光事業課長

インターネット取引を利用する旅行業務に関する取扱について

標記については、旅行取引における電子商取引を巡る消費者保護上の諸問題を整理するとともに、旅行契約の標準化、旅行業法の適用関係の整理等について検討を行うため設置した「旅行業における電子商取引に係る検討委員会」での検討を踏まえ、別添のとおり取り扱うこととしたので、貴協会傘下会員に対し周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するようによろしく取り計らわれたい。

(別添)

インターネットを利用する旅行業務に関する取扱について

インターネットを利用して旅行業務を行う際には、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1. 営業所の登録等

インターネットを利用して旅行業務を行う場合には、旅行取引を行うウェブサイト进行管理する営業所については、旅行業務を取り扱う営業所としての登録を受ける必要がある。なお、この場合、取引に伴う問い合わせについては、電子メールによりのみ受け付けることも可能とし、営業所の営業時間以外でもウェブサイトにおいて、旅行取引を行うことは差し支えない。

2. 旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款、標識の掲示の方法

旅行業法上、営業所において掲示すべきこととされている事項については、旅行取引を行うウェブサイト上においても掲示すること。ただし、ウェブサイト上での掲示については、トップページに、料金等の掲載されているページへのリンクを設定することで足りることとする。

3．取引条件説明について

ウェブサイト上に取引条件説明書面が掲示され、その内容を了承した旨のアイコンをクリックする等により、旅行者が了承した場合に限り、取引条件説明が行われたとして、取引を進めることができることとする。

4．契約書面等について

- (1) 取引条件説明書面及び契約書面（以下「契約書面等」という。）を電磁的方法で交付することを了承する旨のアイコンをクリックする等により、旅行者が了承した場合に限り、契約書面等を電磁的方法で交付することができることとする。
- (2) ウェブサイト上に取引条件説明書面を掲示する際など適時において、契約書面等の交付を電磁的方法で行うことを希望しない場合の手続きについてもあわせて記載することとする。
- (3) 旅行開始日当日における契約等、電磁的方法以外の交付が不可能である場合には、その旨を明示することとし、電磁的方法のみにより交付することができることとする。

5．ウェブサイト上での旅行契約成立について

旅行者による契約内容の誤入力为防止するため、旅行者が入力内容を確認するページを設け、入力内容を確認した旨のアイコンをクリックする等により旅行者が了承した場合に限り、契約を締結することができるものとする。

6．旅行業協会によるガイドラインの作成

- (1) 旅行業協会は、本通達を踏まえ、インターネットを利用して取引する際のガイドラインを作成するものとする。
- (2) 旅行業協会は、前号のガイドラインを作成したときは、速やかにこれを国土交通省に届け出るものとする。また、これを変更したときも同様とする。

企画旅行に関する広告の表示基準等について（平成十七年二月二十八日 国総旅振第三百八十七号）

国総旅振第387号
平成17年2月28日

（社）日本旅行業協会会長 殿
（社）全国旅行業協会会長 殿

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官

企画旅行に関する広告の表示基準等について

近年、旅行者ニーズが多様化、高度化するとともに、旅行商品についてより詳細かつ正確な表示が求められている現状にかんがみ、今般、旅行業法の一部を改正する法律（平成16年法律第72号）及び旅行業法施行規則の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第98号）において、従来の主催旅行を包含する新たな旅行の態様として企画旅行を設定した上で、広告や取引条件説明等の内容も見直す等所要の措置を講じたところである。

これに伴い、企画旅行に関する広告の表示基準等を別添のとおり定めることとした。

については、貴協会傘下会員に対し、周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するようによろしく取り計らわれたい。

なお、本通達は平成17年4月1日以降の広告等について適用し、また、「主催旅行に関する広告の表示基準等について」（平成8年2月9日付け運観旅第73号）は同年3月31日をもって廃止する。

（別添）

企画旅行に関する広告の表示基準等について

1 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示方法について（旅行業法（以下「法」という。）第12条の7、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第28条の2関係）

（1）

「企画者以外の者」について（施行規則第28条の2第1号）

企画者以外の者には、企画旅行業者の旅行業者代理業者並びに企画旅行業者の受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者のほか、以下のような者が含まれることに留意すること。

ア 企画旅行業者以外の者が企画に参画した場合のオーガナイザー等

イ 後援者、協賛者、賛同者、推薦者

ウ 運送機関、宿泊機関

「文字の大きさ等に留意して、企画者の氏名又は名称の明確性を確保すること」
について（施行規則第28条の2第1号）

原則として以下の要領により表示すること。

ア 受託旅行者については、企画旅行者の名称に用いている活字と同等以下の
大きさの活字を用いること。

イ 企画旅行者の旅行者代理業者、受託旅行者代理業者については、それぞ
れ企画旅行者、受託旅行者の名称に用いている活字より小さい活字を用いる
こと。

ウ 旅行者又は旅行者代理業者以外の者の名称については、企画旅行者の名
称に用いている活字と同等以下の大きさの活字を用いること。

エ その他、企画旅行者以外の者の名称に太い活字や鮮かな色を用いるなど、そ
の者の名称をことさらに目立たせるような表示を行わないこと。

旅行と特殊なイベントを組み合わせた企画を旅行者とイベント業者が共同して
企画する場合における企画旅行者の氏名又は名称の表示については、旅行業法施
行要領（平成17年2月28日付け国総旅振第386号。以下「施行要領」とい
う。）によること。

（2）施行規則第28条の2第2号に規定する場合においても、支払うべき対価の最低額
及び最高額を同等の大きさの活字を用いて表示するとともに、最低額又は最高額をこ
とさらに目立たせるような表示を行わないこと。

2 企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告の表示事項について（法第12条の
7、施行規則第29条関係）

（1）「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について（施行規則第29条第
1号）

登録番号は、企画旅行者の氏名又は名称に近接して表示すること。

旅行業協会に加入している旅行者にあっては、当該旅行業協会名（マークの表
示は任意とする。）も併せて表示すること。

当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行者が第三種旅行者である
場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出
発地、目的地、宿泊地及び帰着地の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が
全て含まれるように、一の当該企画旅行者の営業所の存する市町村、これに隣接
する市町村及び平成十九年国土交通省告示445号（以下「告示」という。）で定
める市町村を、企画旅行者の氏名又は名称に近接して表示すること。

（2）「旅行の目的地及び日程に関する事項」について（施行規則第29条第2号）

少なくとも次の事項を表示すること。

ア 旅行の主たる目的地、出発地、宿泊地及び帰着地

宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を表示すること。ただし、当

該都市における宿泊サービスの手配が当該都市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「A市又は近郊の都市」のように、当該都市名を表示した上で近郊都市が宿泊地となり得る旨を表示してよい。

イ 出発日及び旅行日数

出発日については、標準旅行業約款（平成16年国土交通省告示第1593号。以下「約款」という。）に規定する「旅行開始日」を表示し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を表示すること。

機中泊、車中泊等の場合は、その旨を表示すること。

(3) 「旅行者が提供を受けることができる運送、宿泊又は食事のサービスの内容に関する事項」について（施行規則第29条第3号）

少なくとも、利用する運送機関の種類又は名称、宿泊機関の種類又は名称並びに朝食、昼食及び夕食別の回数につき以下の要領により表示すること。

利用予定航空会社を表示する場合には、「A航空、B航空他」などの利用予定航空会社の範囲が不明確な表示を行わないこと。また、コードシェア便を利用する場合であって、表示上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨を表示すること。なお、この場合には、表示上の航空会社をツアー・タイトル（旅行の選択の上で重要な要素として表示されているものをいう。以下同じ。）に記載することはできない。

宿泊機関の名称については、「Aホテル又は同等クラス」等の表示も認められる。機内食は食事の回数に含めないで別途表示すること。

(4) 「旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項」について（施行規則第29条第4号）

ツアー・タイトルに、入場に当たり入場券が必要とされる特定の施設の名称又は当該施設内における催物等の名称を記載する場合は、旅行代金に当該入場券の代金を含んだ旅行代金を表示すること。

の入場券が記名式であることその他の理由により他人への譲渡が禁止されている場合であって、旅行者が取消料を支払うことなく旅行契約を解除した際に当該入場券を買い取ることを旅行契約締結の条件とするときには、その旨及び入場券の代金の額を旅行代金に近接して表示すること。

当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行者が第三種旅行者である場合には、旅行代金は、申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないことを旅行代金に近接して表示すること。

(5) 「旅程管理業務を行う者の同行の有無」について（施行規則第29条第5号）

旅程管理業務を行う者の同行の有無を表示すること。なお、旅程管理業務を行う者の同行が区間を限って行われる場合は、この旨を注記して表示すること。

旅行参加者数により旅程管理業務を行う者の同行の有無が変わる場合にあっては

旅程管理業務を行う者が同行しないことを基本とした上で、旅行参加者数が一定以上となったときに、旅程管理業務を行う者を同行させる旨を表示すること。

- (6) 「法第12条の4に規定する取引条件の説明を行う旨」について(施行規則第29条第7号)

契約の締結前に書面を交付して取引条件の説明を行う旨を表示すること。

- 3 企画旅行契約に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について(法第12条の4、施行規則第25条の3関係)

- (1) 「企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について(施行規則第25条の3第1号イ)

登録番号は、企画者の氏名又は名称に近接して記載すること。

企画旅行業者が旅行業協会に加入している場合にあつては、当該旅行業協会名(マークの記載は任意とする。)も併せて記載すること。

企画旅行業者以外の者の氏名又は名称を記載する場合にあつては、1、(1)、に示す要領により文字の大きさ等に留意して、企画旅行業者の氏名又は名称の明確性を確保すること。

旅行と特殊なイベントを組み合わせた企画を旅行業者とイベント業者が共同して企画する場合における企画者の氏名又は名称の記載については、施行要領によること。

当該企画旅行が募集型企画旅行であつて、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、募集型企画旅行を実施することができる区域として、当該企画旅行の出発地、目的地、宿泊地及び帰着地の存する市町村が全て含まれるように、一の当該企画旅行業者の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び告示で定める市町村を、企画旅行業者の氏名又は名称に近接して表示すること。

- (2) 「企画者以外の者が企画者を代理して契約を締結する場合にあつては、その旨並びに当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに登録番号」について(施行規則第25条の3第1号ロ)

登録番号は、当該代理人の氏名又は名称に近接して記載すること。

1、(1)、に示す要領も踏まえ、企画旅行業者の旅行業者代理業者又は受託旅行業者若しくは受託旅行業者代理業者である旨を明確に記載すること。

当該代理人が旅行業協会に加入している場合にあつては、当該旅行業協会名(マークの記載は任意とする。)も併せて記載すること。

- (3) 「当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地」及び「当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名及び旅行者の依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨」について(施行規則第25条の3第1号ハ、ニ)

当該企画旅行に係る旅行業務を取り扱う営業所の電話番号も併せて記載すること。依頼があれば当該旅行業務取扱管理者が最終的には説明を行う旨を記載すること。

(4) 「旅行の目的地及び出発日その他の日程」について(施行規則第25条の3第1号ホ)

少なくとも入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地、宿泊地、帰着地、出発日、旅行日数及び日程を以下の要領により表示すること。

ア 観光地、観光施設については、少なくとも入場する観光地又は観光施設の名称及び入場する旨を明示すること。

イ その他の旅行の目的地については、当該目的地が入場する観光地、観光施設を含まない場合は、経由地、乗継地、休憩地等と明確に区別されるように記載すること。

ウ 宿泊地については、日程中のすべての宿泊都市名を記載すること。ただし、当該都市における宿泊サービスの手配が当該都市に特有の事情により困難となる可能性がある場合に限り、例えば「A市又はB市」のように、当該都市名を記載した上で他の特定の代替都市が宿泊地となり得る旨を記載してよい。この場合、当該都市の中心部から当該代替都市の中心部までのおおよその距離、この間の移動に用いる運送機関の種類及び当該運送機関を利用した場合の所要時間を記載すること。

エ 出発日については、約款に規定する「旅行開始日」を記載し、旅行日数については、約款に規定する「旅行開始日」を初日とし、「旅行終了日」を末日として算定した日数を記載すること。

オ 企画旅行日程中、旅行者が旅行者の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日が定められている場合には、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被った損害については約款中の特別補償規程による補償金及び見舞金の支払いが行われぬ旨を記載すること。

行程の記載に当たっては少なくとも「 時から 時まで」又は「早朝」、「午前」、「午後」、「夜」、「深夜」等の時間帯を記載すること。

機中泊、車中泊等の場合は、その旨を記載すること。

(5) 「旅行者が旅行者等に支払うべき対価及びその收受の方法」について(施行規則第25条の3第1号ホ)

複数の出発日を有するコースであって、出発日により旅行代金の額が異なるものについては、出発日ごとの全ての旅行代金を明確に記載すること。

運送機関の等級、宿泊機関の一室当たりの利用人数等の利用条件の差異により旅行代金の額が異なるものについては、その差異を明確に記載すること。

子供及び幼児について特別の旅行代金を設定する場合には、その金額、適用年齢及び旅行サービスの内容に差異がある場合におけるその内容について記載すること。

旅行代金に含まれている運送機関の運賃・料金がいつの時点を基準として設定されたものであるかを記載すること。

收受方法については、申込金の額及び残金の支払期限につき記載すること。

2、(4)、の入場券が記名式であることその他の理由により他人への譲渡が禁止されている場合であって、旅行者が取消料を支払うことなく旅行契約を解除した際に当該入場券を買い取ることを旅行契約締結の条件とするときには、その旨並びに入場券の代金の額及び引渡し時期を旅行代金に近接して記載すること。

企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものを除く。）の契約の締結に際して企画料金を明示する場合は、旅行代金に近接して記載すること。企画料金の額は、国内旅行にあっては約款中の受注型企画旅行契約の部別表第一、一、（一）、口に基づき定める額、海外旅行にあっては同表二、一、口及び同表二、二、口に基づき定める額の範囲内で定めて記載すること。

当該企画旅行が募集型企画旅行であって、企画旅行業者が第三種旅行業者である場合には、旅行代金は、申込金を除き、旅行開始日より前の収受は行わないことを旅行代金に近接して表示すること。

(6)「旅行者が(5)に掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容」について（施行規則第25条の3第1号ホ）少なくとも次の事項を記載すること。

運送サービス

利用する運送機関の種類、名称及び等級

ア 利用する運送機関については、その名称を記載する場合を除き、原則として種類を特定して記載すること。

イ 少なくとも出発地から最初の目的地及び最後の目的地から帰着地への主要な運送機関が航空、鉄道、船舶の場合には運送機関の名称を記載すること。この際、運送機関の名称が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「A航空会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「A航空会社又はB航空会社」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

ウ 航空機が乗継便又は経由便となることが予定されている場合は、その旨を記載すること。この際、「直行便又は乗継便」、「直行便又は経由便」の記載は認められない。

エ コードシェア便を利用する場合であって、記載上の航空会社と実際の運航航空会社とが異なるときは、その旨並びに運航航空会社名及び当該運航航空会社によって航空機が運航され、機内サービスが提供される旨を併せて記載すること。

宿泊サービス

ア 利用する宿泊機関の種類、名称

）日程中に利用する宿泊機関については、その名称を記載する場合を除き、原則として種類を特定して記載すること。

）宿泊機関が旅館又はホテルの場合は、宿泊機関の名称を記載すること。この際、宿泊機関の名称が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aホテル又は同等クラス」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aホテル又はBホテル」のような限定的な記載方法により複数列記すること。

イ 客室の種類、バス・トイレ等の設備、景観及び利用人員

宿泊機関が旅館又はホテルの場合において、客室の種類として、和室・洋室・和洋室の別（海外のホテルである場合を除く。）及び洋室については、シングル、ツイン、ダブル、トリプル等の客室の種類を記載すること。洋室の設備については、バス、シャワー及びトイレの設備の有無が明確となるように記載すること。

なお、客室の景観、階数、喫・禁煙の別その他の客室に係る条件が旅行の選択の上で重要な要素となっている場合は、これらの条件についても併せて記載することが望ましい。

食事サービス

ア 旅行代金に含まれている朝食、昼食及び夕食別の食事の回数。なお、機内食は食事の回数に含めないで別途記載すること。

イ 国内旅行にあっては、宿泊機関内での食事が部屋食である場合はその旨を記載すること。

(7) 「(5) に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」について（施行規則第 2 5 条の 3 第 1 号ホ）

渡航手続諸費用、空港諸税、空港施設使用料、運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る。）、超過手荷物料金等の旅行代金に含まれていない旅行に関する経費を具体的に記載すること。

旅行業者等が当該経費を別途旅行者から収受する場合にあっては、それぞれの経費の収受方法、収受内容、収受金額の根拠を記載すること。

(8) 「契約の申込方法及び契約の成立に関する事項」について（施行規則第 2 5 条の 3 第 1 号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第 2 章（契約の締結）及び受注型企画旅行契約の部第 2 章（契約の締結）の規定に準拠して記載すること。

企画旅行業者、企画旅行業者の旅行業者代理業者、受託旅行業者又は受託旅行業者代理業者以外の者を旅行契約の申込先等とはしないこと。

(9) 「契約の変更及び解除に関する事項」について（施行規則第 2 5 条の 3 第 1 号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第 3 章（契約の変更）及び第 4 章（契約の解除）又は受注型企画旅行契約の部第 3 章（契約の変更）及び第 4 章（契約の解除）の規定に準拠して記載すること。

(1 0) 「責任及び免責に関する事項」について（施行規則第 2 5 条の 3 第 1 号ホ）

約款中の募集型企画旅行契約の部第 2 7 条（当社の責任）、第 2 9 条（旅程保証）及び第 3 0 条（旅行者の責任）又は受注型企画旅行契約の部第 2 8 条（当社の責任）、第 3 0 条（旅程保証）及び第 3 1 条（旅行者の責任）の規定に準拠して記載すること。

(1 1) 「旅行中の損害の補償に関する事項」について（施行規則第 2 5 条の 3 第 1 号

ホ)

約款中の募集型企画旅行契約の部第28条(特別補償)又は受注型企画旅行契約の部第29条(特別補償)の規定に準拠して記載すること。

(12)「旅行に参加する資格を定める場合にあつては、その旨及び当該資格」について(施行規則第25条の3第1号ホ)

海外旅行にあつては、渡航先国が入国者に査証の取得を要求している場合はその旨を、渡航先国が旅券に一定の残存有効期間を要求している場合はその旨及び入国時において必要とされる残存有効期間の長さを、それぞれ記載すること。ただし、本邦国籍者以外の旅行者については、旅行者自身が関係官署に問い合わせるなどし、必要な査証、旅券、再入国許可証等を取得又は所持すべき旨を記載することで足りる。

その他、企画旅行への参加に当たり、性別、年齢、一定の技能を有していること等、参加資格を設ける場合はその旨を具体的に記載すること。

(13)「旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報がある場合にあつては、その旨及び当該情報」について(施行規則第25条の3第1号ホ)

海外旅行にあつては、外務省の提供する安全に関する情報及び厚生労働省の提供する感染症に関する情報に係るホームページのアドレス及び関係部局の問い合わせ先を記載すること。さらに、外務省から海外危険情報が発出されている場合は、危険情報の発出地域である旨を記載した書面を交付し、それぞれの危険情報の趣旨、内容を十分説明すること。また、渡航先国が入国者に予防接種証明書を要求している場合は、必要とされる予防接種の種類及び当該予防接種の証明書を所持すべき旨を書面により通知すること。

その他、旅行の目的地を勘案して、旅行業者の判断により、必要となる情報がある場合にあつては、その情報を旅行者に伝達するとともに、その具体的な入手方法について記載すること。

4 誇大広告の禁止(法第12条の8、施行規則第30条関係)

(1)本条の規制の対象となるのは、企画旅行の募集広告のみならず旅行業者等が旅行業務について行う広告すべてである。

(2)禁止される誇大表示の事例は次のとおりである。

「旅行に関するサービスの品質その他の内容に関する事項」について(施行規則第30条第1号)

ア 次に掲げる用語を客観的根拠なく使用すること。

) 「超豪華」、「当社だけの」等の優位性、唯一性を意味する用語

) 「完ぺき」等完全性を意味する用語

イ ファーストクラスの使用、添乗員の同行等単に契約条件に過ぎないものを「特典」として表示すること。

ウ 「後援」、「協賛」、「推薦」等の表示を事実と反して行うこと。

「旅行地における旅行者の安全の確保に関する事項」及び「感染症の発生の状況その他の旅行地における衛生に関する事項」について（施行規則第30条第2号、第3号）

旅行地において安全が確保されていることや、衛生面での懸念がないことを、事実と反して強調する目的で、「危険は一切ありません」、「衛生上の不安は全くありません」といった用語や、これを強く想起させる写真・イラスト等を使用すること。

「旅行地の景観、環境その他の状況に関する事項」について（施行規則第30条第4号）

ア 著しく事実と相違する表示を行うこと。

イ 日程に含まれない場所等の写真・イラスト等を使用すること（表紙等に使用する場合及びイメージであることを明記した上で使用する場合を除く。）。

「旅行者が旅行者等に支払うべき対価に関する事項」及び「旅行中の旅行者の負担に関する事項」について（施行規則第30条第5号、第6号）

ア 次に掲げる用語を客観的根拠なく使用すること。

）「優待価格」、「割引価格」等の優位性を意味する用語

）「格安」等価格が著しく安いという印象を与える用語

イ 旅行者が別個に負担するものについて、旅行代金に含まれるかのような表示をすること。

ウ コストが旅行代金に含まれているにもかかわらず「無料サービス」、「特典」等の表示を行うこと。

「旅行者に対する損害の補償に関する事項」について（施行規則第30条第7号）
特別補償責任を担保する保険としての旅行特別補償保険等をもって、旅行損害保険をかけている旨を表示すること。

「旅行者等の業務の範囲、資力又は信用に関する事項」について（施行規則第30条第8号）

ア 旅行の目的地若しくは日程、旅行者が提供を受けることができる運送等サービスの内容又は旅行者が支払うべき対価に関する事項を具体的に広告に記載することにより、当該旅行者等に認められた業務の範囲上実施することができない企画旅行に参加する旅行者の募集を行えるかのような誤認を与える表示を行うこと。

イ 「業界第 位」等優位性を意味する用語を客観的根拠なく使用すること。

ウ 事実と反して他の優良企業の信用を受けている旨の表示を行うこと。

5 特別の事項に関する表示

(1) オプショナルツアー

少なくとも次の事項を表示すること。

オプショナルツアーの企画者が企画旅行者と異なる場合にあっては、その旨
ツアーの内容、料金、取消料その他の実施条件
ツアーの申込方法

(2) セット販売

旅行と旅行以外の商品等を一組として販売する場合には、旅行に係る代金を明確に表示すること。

6 旅行業約款の認可を受けた場合の広告の基準

旅行業約款について国土交通大臣の認可を受けた場合には、当該認可を受けた旅行業約款の内容が上記 1 から 5 の内容と異なる部分については当該認可を受けた旅行業約款に準拠して広告を行うこと。

7 旅行業協会によるガイドラインの作成

(1) 旅行業協会は、上記 1 ~ 6 に則して、募集広告、パンフレット等についてその作成基準、モデル等を含むガイドライン（以下単に「ガイドライン」という。）について、従来のものを速やかに改正するものとする。

(2) ガイドラインは、本通達に則するものでなければならない。

(3) 旅行業協会は、改正後のガイドラインを作成したときは、速やかにこれを国土交通省に届け出るものとする。

標準旅行業約款【抜粋】

募集型企画旅行契約の部

(用語の定義)

第二条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

4 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(旅行契約の内容)

第三条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(契約の申込み) (第三種旅行者でない場合)

第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

- 2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。
- 3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（契約の申込み）（第三種旅行者である場合）

- 第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、旅行代金の20%以内で当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。
 - 3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
 - 4 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
 - 5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（電話等による予約）

- 第六条 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第一項又は第二項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員番号等を通知しなければなりません。
- 2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
 - 3 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

（契約締結の拒否）

- 第七条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- 一 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
 - 二 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。

三 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

四 当社の業務上の都合があるとき。

五 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(契約の成立時期)

第八条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を發した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を發する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

第九条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面)

第十条 前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 第一項の確定書面を交付した場合には、前条第二項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において

「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(旅行代金)(第三種旅行者でない場合)

第十二条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

(旅行代金)(第三種旅行者である場合)

第十二条 旅行者は、旅行開始日以降で契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。また、当社は、旅行開始日より前には、申込金を除き、旅行代金の収受は一切行いません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は、申込金については旅行契約成立日とし、申込金を除く旅行代金については旅行開始日以降で契約書面に記載する日とします。

手配旅行契約の部

(用語の定義)

第二条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

- 3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます。)をいいます。

- 4 この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手

配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

- 5 この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
- 6 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

（手配債務の終了）

第三条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払わなければなりません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

（契約の申込み）

- 第五条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
 - 3 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

- 第六条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- 一 当社の業務上の都合があるとき。
 - 二 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

（契約の成立時期）

第七条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した

時に成立するものとします。

- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)

第八条 当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(乗車券及び宿泊券等の特則)

第九条 当社は、第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。

- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(契約書面)

第十条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

- 2 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十一条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限り、）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(旅行代金)

第十六条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第三章又は第四章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第一項第二号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。

(旅行代金の精算)

- 第十七条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。
- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
 - 3 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

旅行業における電子商取引に係る検討委員会報告書

平成19年6月

旅行取引は電子商取引の中でも最も成長が期待されている分野の一つで、旅行に関わる電子商取引市場の規模は急拡大を続けている。このような中、狭義の旅行業界にとどまらず、広く観光関連業界が、今後の電子商取引市場の拡大に向け、様々な取り組みを進めているところである。

この電子商取引は、技術の進歩とともに、旅行者にとって多大な便益をもたらしてきた一方で、旅行業の登録を受けていないインターネットプロバイダーによる宿泊予約サイトにおける取引上のトラブルや旅行者が取引の簡便さのみを追求し、取引条件の確認不足や旅行業者による説明不足によるトラブルも生じている。また、旅行取引形態の多様化も進んでおり、インターネットサイトの販売形態や関連事業者にとどまらず、新たな媒体として携帯電話の出現、旅行者・消費者による旅行商品のオークション出品など、従来は必ずしも想定していなかった旅行取引形態が次々に現れている。従って、トラブル防止の観点や新たな旅行取引形態に対する旅行業法の適用関係について、旅行者保護の観点から早急に整理を行う必要があることから、本検討委員会を立ち上げ、旅行業における電子商取引を巡る消費者保護上の諸問題について、主に旅行契約手順の標準化、旅行業法の適用関係の整理等の観点から検討を行ってきたところである。

検討結果において、今後の取り組みの方向性につき以下のような一定の結論を得たことにより、この報告書を踏まえ、電子商取引に関する公的なガイドライン等を作成することにより、旅行業における電子商取引の一層の発展を期待している。

旅行業における電子商取引に係る検討委員会」委員名簿

座 長

大塚 英作 横浜国立大学総合情報処理センター長
経営学部教授

委 員

三浦 雅生 弁護士

八田 眞子 消費生活専門相談員

石山 醇 (社)日本旅行業協会 事務局長

小久保 正保 (社)全国旅行業協会 事務局長

鎌木 伸一 (株)ジェイティービー 総務部法務室長

野中 雅彦 近畿日本ツーリスト(株) Web営業部長

岳野 昭英 楽天トラベル(株) 常務執行役員

高橋 淳 (株)リクルート 国内旅行カンパニーMP部CO

花角 英世 国土交通省 総合政策局観光事業課長

検討委員会開催概要

開 催 日		議 事
平成18年 5月10日	第1回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1)本検討委員会の設置の趣旨について (2)旅行業法の体系について (3)インターネット取引検討部会報告書について (4)旅行広告・取引条件説明書面ガイドラインについて (5)今後の検討スケジュールについて (6)意見交換 (7)その他
6月12日	第2回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1)インターネット取引及びコンビニ取引に係る制度の現状について (2)取引の適正化に向けた論点について (3)意見交換 (4)その他
7月26日	第3回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1)第2回検討委員会での論点の取りまとめについて (2)旅行商品のインターネット販売の模式図について (3)インターネットでの取引形態等に係る論点について (4)意見交換 (5)その他
12月22日	第4回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1)第3回検討委員会での論点の取りまとめについて (2)インターネットでの取引形態等に係る論点について (3)意見交換 (4)その他
平成19年 6月5日	第5回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1)ポータルサイトへの旅行業法の適用について (2)意見交換 (3)旅行業における電子商取引に係る検討委員会報告書(案)について (4)意見交換

【インターネットでの取引について】

インターネットでの取引については、今までの取引形態を参考にしつつ、技術の進歩に対応するために以下のとおり旅行業法の適用関係を整理する。

論点1 問い合わせ先営業所の営業時間と取引可能時間との関係等

取引に伴う問い合わせについては、電話や対面による問い合わせ窓口を設けずに電子メールによる問い合わせのみとすることも可とする。従って、問い合わせ先営業所の営業時間と取引可能時間を一致させる必要もない。

論点2 旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款、標識の掲示の方法

料金等の情報については、トップページからリンクを張っておくことにより、実態上、容易に閲覧が可能となること等を踏まえ、サイトのトップページからリンクを張ることにより掲示すれば足りることとする。

論点3 取引条件説明の方法

画面上に取引条件説明書面が掲示され、その内容を了承した旨を表すアイコンをクリックする等の方法により旅行者が何らかの意思表示をした場合に限り、取引条件説明が行われたとみなし、取引を進めることができることとする。

論点4 取引条件説明書面及び契約書面の交付の方法

旅行者の承諾を得た上で、旅行者に対してメールにて送付する方法等をとることや、旅行者から電磁的方法により提供を受けない旨の申し出があったときは当該方法を用いないことなど、旅行業法等に規定されている措置の遵守を徹底することとする。

論点5 取引条件説明書面及び契約書面の交付を電磁的方法で行う場合の旅行者の承諾の方法

取引条件説明書面及び契約書面の電磁的方法での交付については、論点4を踏まえれば、その都度、旅行者の承諾を得た上で行うことが必要であるが、一方で、旅行者にとっては煩雑さが増すとの意見もあった。

このため、画面上に取引条件説明書面を掲示する際など適時において、取

引条件説明書面及び契約書面の交付をともに電磁的方法で行うことを希望しない場合の手続き等についてもあわせて記載することとし、その上でともに電磁的方法で交付することを了承する旨を表すアイコンをクリックする等の方法により旅行者が何らかの意思表示をした場合に限り、取引条件説明書面及び契約書面の交付を電磁的方法で行うことを旅行者が承諾したと見なし、取引を進めることができる措置を講じることとする。

なお、旅行開始日当日等における契約など、郵送等による交付が不可能である場合には、その旨を明示し、郵送等による方法については記載しないことができることとする。

論点6 その他にルールとして規定することとする措置

）旅行者によるデータの二重送信や誤入力防止のための方法として、入力内容を確認する画面を設け、これを確認した旨のアイコンをクリックする等の方法により旅行者が何らかの意思表示をした場合に限り、契約締結に至ることとする。

）システムバグ等により、入力内容と旅行業者が送付する契約内容確認のためのメールの内容が異なった場合にどちらが優先するのか、また、優先することとされた内容につき変更を申し出る場合の手続き等について、（ ）の入力内容の確認画面等において、あらかじめ明示することとする。

【コンビニエンスストア設置の端末機における取引について】

インターネットでの取引についての整理を踏まえ、コンビニエンスストア設置の端末機における取引については、以下のとおり整理し、あわせて、「コンビニエンスストア等を使用した募集型企画旅行商品等の販売について」（平成9年運観旅第273号）を改正した。

論点7 端末機に備え付けられている電話機を使用した取引条件説明

論点3と同様の整理とし、コンビニエンスストア等における端末機への電話の設置義務を廃止する。

論点8 端末機を管理している営業所の営業時間内に限定した端末作動時間

論点1と同様の整理とし、コンビニエンスストア等における端末機の作動時間の制限を廃止する。

【ポータルサイトへの旅行業法の適用について】

旅行取引について、従来は想定されていなかった販売形態が出現してきており、これらの販売形態に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

論点 9 ISP（インターネット・サービス・プロバイダー）の運営するサイトから当該旅行業者の運営するサイトに移動し、契約が締結される場合 【参考 1 - 1】のパターン 2 に該当】

- ・ ケース 1 旅行業者が当該ISPの運営するサイトに広告を表示することについて支払う対価が定額である場合
- ・ ケース 2 旅行業者が当該ISPの運営するサイトに広告を表示することについて支払う対価が当該サイトを經由して成立した契約数に応じた額である場合

広告表示の対価が定額であるか成立した契約数に応じた額かにかかわらず、ISPが契約の当事者ではなく、旅行者は別の者（広告を表示している旅行業者）と契約するものであることが明確となっていれば、ISPには、旅行業者の登録は不要とする。

「別の者と契約するものであることが明確となつて」いるか否かの具体的な判断基準としては、遅くとも予約入力画面から予約確認画面に移行する際（すなわち、予約入力画面に入力された情報を送信する際）に旅行業者又はサービス提供事業者との取引となる旨が明確に表示されているか否かで判断することとし、このような表示が行われている場合には、ISPの旅行業の登録は不要とする。

論点 10 ISPがサービス提供事業者から販売枠の提供を受け、ISPの名前で販売する場合【参考 1 - 1】のパターン 3 に該当】

ISPがサービス提供事業者から販売枠の提供を受け、自らの名前で販売する場合は、旅行者においては、旅行者とISPとの間で旅行取引が行われるものであると認識されることから、ISPの旅行業の登録は必要とする。

論点 11 ISPがサービス提供事業者サーバ上のシステムを有償で提供し、それぞれのサービス提供事業者が販売を行う場合【参考 1 - 1】のパターン 4 に該当】

旅行者が、ISPがサービス提供事業者の提供するサービスについて、旅行業務を行うものではないこと（サービス提供事業者との直接契約であること）が明確となっていれば、ISPには、旅行業の登録は不要とする。

「旅行業務を行うものでないことが明確となって」いるか否かの具体的判断基準としては、遅くとも予約入力画面から予約確認画面に移行する際（すなわち、予約入力画面に入力された情報を送信する際）に旅行者又はサービス提供事業者との取引となる旨が明確に表示されているか否かで判断することとし、このような表示が行われている場合には、ISPの旅行業の登録は不要とする。

【多様化する事業者に対する旅行業法の適用について】

次のような旅行者以外の事業者が、インターネットで旅行取引を行っているケースが散見されるため、これらの事業者に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

論点 1 2 旅行取引を行う者がNPO等非営利法人である場合

事業目的の営利・非営利に関わらず、報酬を得て旅行業法第2条第1項に掲げる行為を事業として行う場合には、旅行業の登録が必要。

(参考) NPO等非営利法人の旅行業登録の例

社名(通称) : 東京都八丈島八丈町(八丈町営バス)

登録番号 : 東京都3-1882

社名(通称) : NPO法人国際交流カルチャークラブ(カルチャークラブ)

登録番号 : 大分県3-115

論点 1 3 旅行取引を行う事業者が海外で事業を営む者である場合

インターネットを介した取引であり、当該事業者の営業所が国内に存するとは認められない場合は、国内で旅行業を営んでいるとは考えられないため、旅行業の登録は不要。

論点 1 4 旅行取引を行う者がトラベル・アドバイザー(個人)である場合

旅行取引を行う者がトラベル・アドバイザーであっても、報酬を得て法第2条第1項に掲げる行為を事業として行う場合には、旅行業の登録が必要。

<論点12～14共通>

なお、消費者保護の観点からは、国や旅行業協会などにおいて、旅行業法の登録を受けていない者や海外の旅行者との取引については、営業保証金制度などの旅行業法に基づく消費者保護の措置の適用がないことを消費者に周知するための取組みが必要である。

旅行業協会においては、インターネット、パンフレット、小冊子により、旅行契約における注意事項等、消費者向けに注意喚起を行っている。

【参考1-2参照】

学校教育に関しては、文部科学省で定める学習指導要領において、「消費者教育」に関する定めがある。【参考1-3参照】

【ダイナミックパッケージについて】

新たな旅行の取引形態として、ダイナミックパッケージを行っているケースが散見されるため、この取引に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

論点1 旅行業者が手配すべき個々の運送・宿泊機関等を予め選定し、そこから旅行者が選択し全体の旅行計画を組み立てることから、旅行者から見た場合の募集性と旅行業者から見た場合の受注性の両面を持つが、旅行業務範囲についてどのように考えるべきか。【参考2 - 1】参照】

旅行者から当該サイトへアクセスし、目的地、日程等を入力するものの、旅行業者が予め選定した個々のサービスから構成される旅行内容、旅行代金が表示され、その中から旅行者が選択することとなるので、募集型企画旅行と考えられ、第3種旅行業者としての登録では足りないとする。

【ギャザリングについて】

新たな旅行の取引形態として、ギャザリングを行っているケースが必ずしも見られるわけではないが、今後、想定される取引として、この取引に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

論点2 旅行業の登録を受けていない者が、インターネットを用いて日常的に接触のある団体内部を超えて、参加者を募り、一定の旅行者が集まった段階で旅行業者にそれを引き受けさせるような行為（ギャザリング）について、どのように考えるべきか。【参考2 - 2】参照】

インターネットにおいて、ギャザリング実施者が日常的な接触のある団体内部を超えて参加者を募ることは不適切であり、旅行を企画して参加者を募集し、旅行代金についてギャザリングを行うことは、無登録営業に該当するおそれがある。

【オークションについて】

新たな旅行の取引形態として、オークションにより行っているケースが散見されるため、この取引に対する旅行業法の適用関係を以下のとおり整理する。

論点3 旅行業者が最低落札価格を決めるなどした上で、旅行者に入札させ、入札価格の高いものから落札者として旅行契約を締結するような募集方法（オークション取引）を認めてよいか。【参考2 - 3参照】

次のような要件を満たす場合には、オークション取引を認めて良いこととする。

- ・ 旅行業法第12条の7の規定に従って広告表示が行われていること
- ・ 旅行業法に基づき営業所に掲示すべきこととされている事項（旅行業務の取扱いの料金、旅行業約款、標識）がホームページに掲載されていること（リンクを含む）
- ・ 落札をもって「予約」が成立したものとし、改めて取引条件説明書を交付するなどして旅行業法に従った手続きにより契約が行われること

論点4 旅行者が行う場合は、旅行者の交代が担保されたものではないため旅行者交代がならず旅行に参加できない場合があり得るが、こうした事態をどう回避するか。

業として行うものでない以上、旅行業法上の規制は行えないが、落札者への旅行者交替が行えないリスクがあることから、このような取引上の危険を利用者に十分周知する。

旅行商品のインターネット販売の模式図

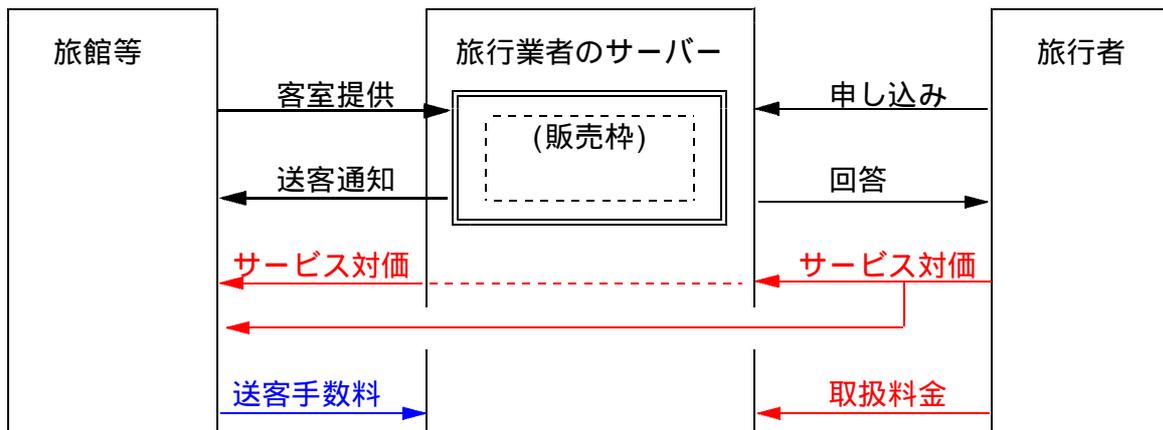
(「インターネット取引検討部会報告書」(平成18年1月・日本旅行業協会)より抜粋)

1. ポータルサイトの業法適用

【パターン1】

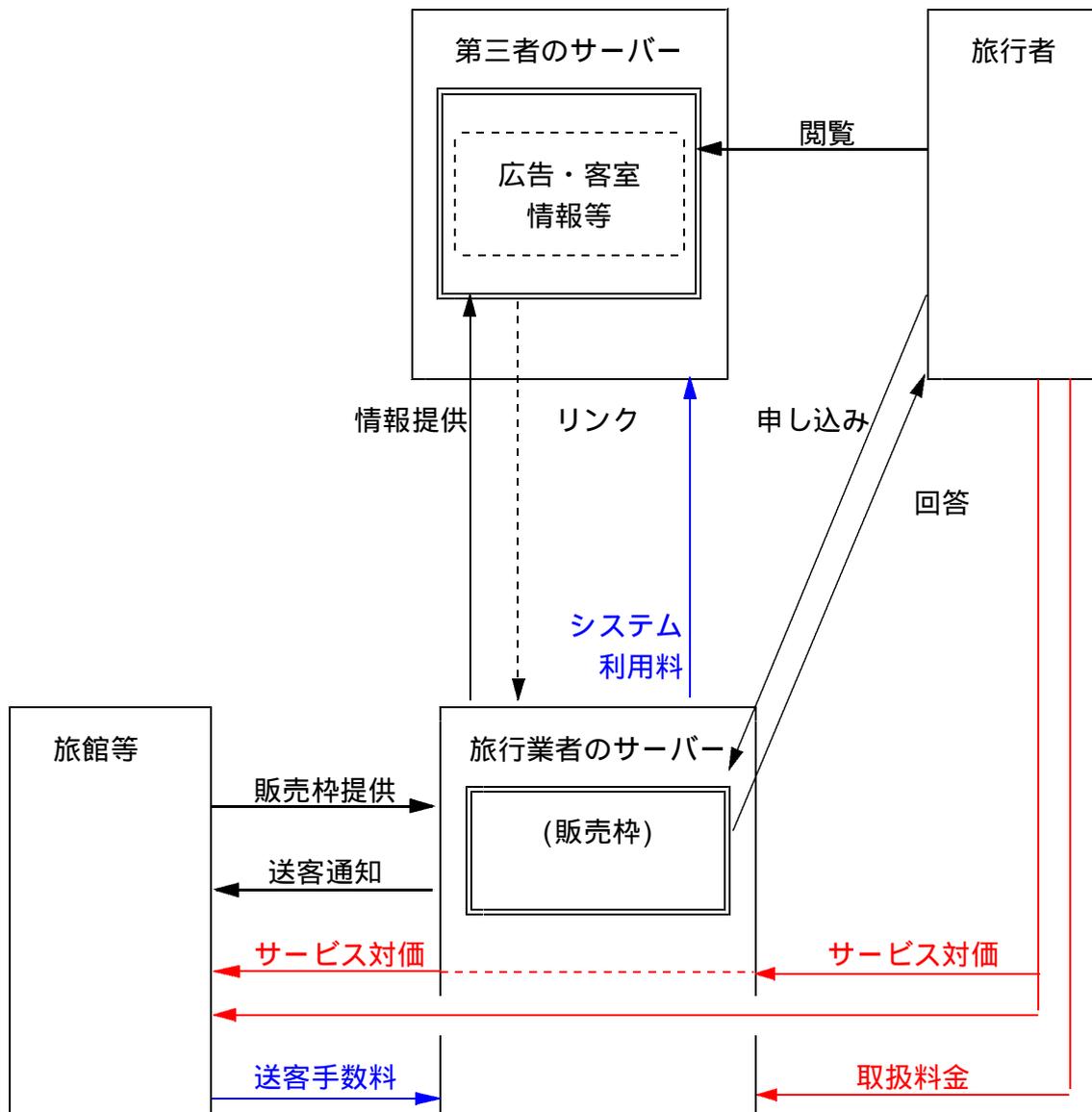
ポイント：(1) 旅行業者が運営するサイトに旅行の広告、サービス提供者の空室(空席)情報を掲示し、そのサイト上で旅行者からの申込を受け、旅行契約が締結される。(、 、)

(2) サービス対価(宿泊代金、運賃等)は、旅行業者に支払われるか、又はサービス提供者に旅行者が直接支払う。()



【パターン2】

- ポイント：（１）第三者の運営するサイトに旅行業者が旅行の広告・サービス提供者の空室（空席）情報を掲示し、当該広告等からリンクされた旅行業者のサイトで旅行の申込、契約が締結される。（ 、 、 、 、 ）
- （２）サービス対価（宿泊代金、運賃等）は、旅行業者に支払われるか、又はサービス提供者に旅行者が直接支払う。（ ）
- （３）旅行業者は、広告掲載等を行っている第三者にシステム使用料を定額または、契約の成立件数に応じて支払う。（ ）



【パターン3】

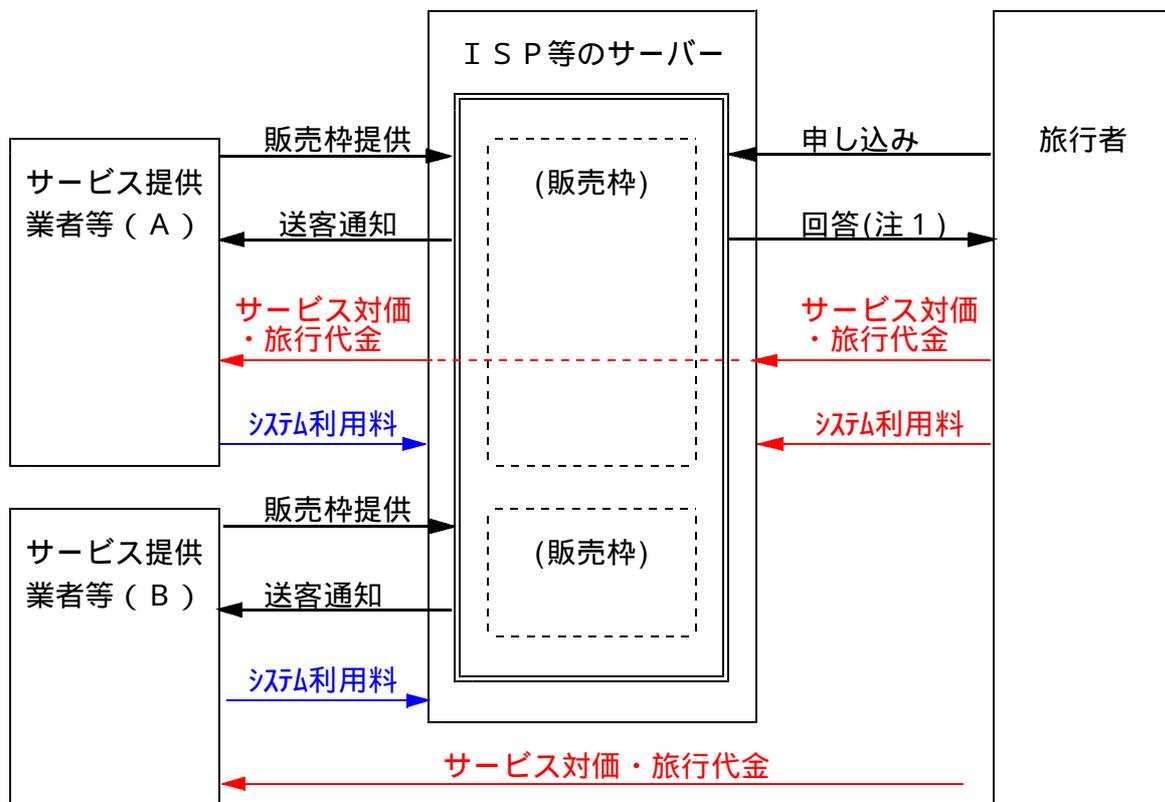
- ポイント (1) ISP等は、サービス提供者から、販売枠の提供を受け、旅行者はISP等のサイト上で、サービス提供者等との間でサービス提供に関する契約を締結する。()
- (2) サービス提供者等との間で契約(予約)成立したことの通知はISP等のサイトの画面上にISP等の名前で表示されるか、あるいはISP等から旅行者宛にe-mail等で通知される。()
- (3) サービス対価・旅行代金は、旅行者からISP等宛に支払われるか、或いは旅行者が直接サービス提供者等に支払う。()
- (4) ISP等は、旅行者からシステム利用料等の名目で料金を受け取ることがある。()

ISP等：

上述の機能を提供するインターネットサービスプロバイダー又はこれと同等のシステムを提供する旅行業者をいいます。

サービス提供者等：

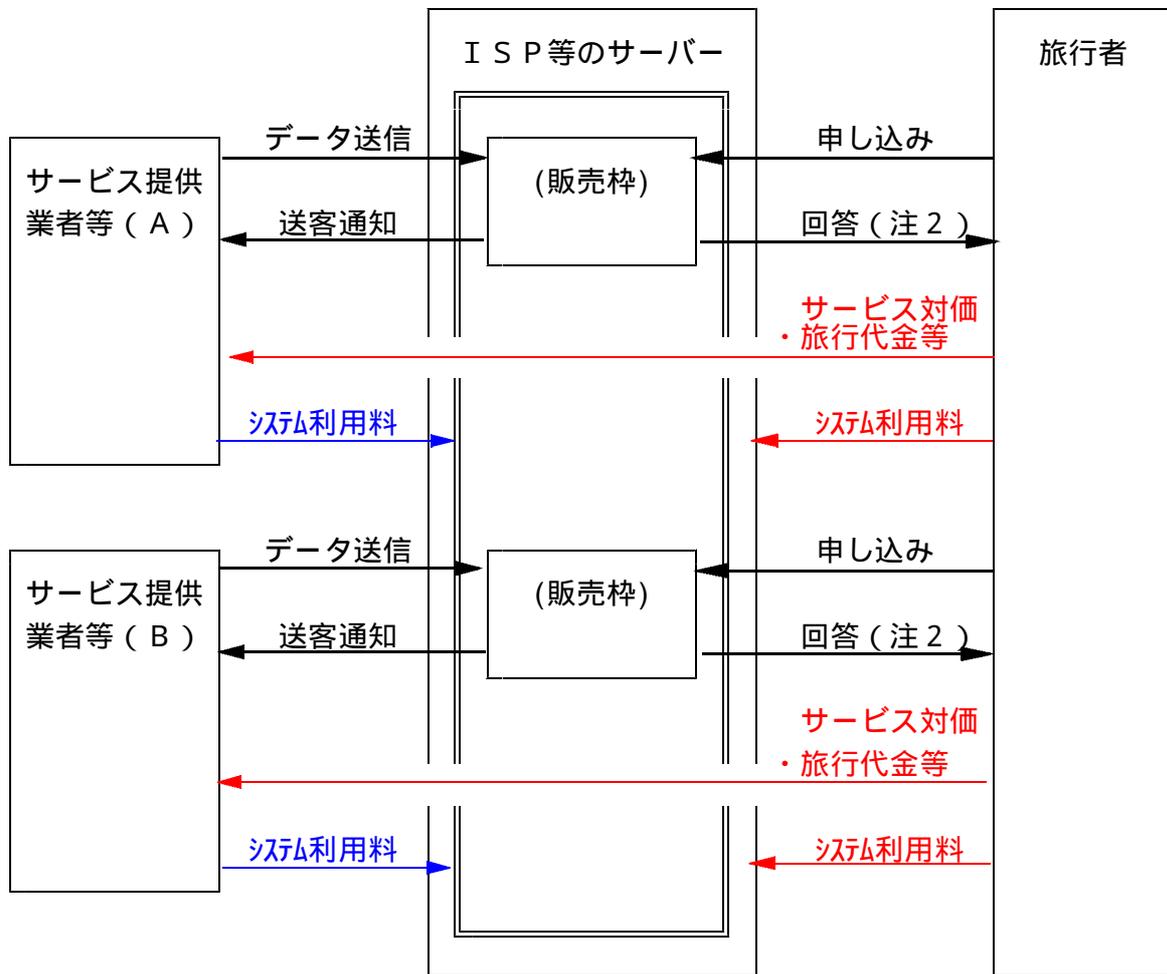
運送・宿泊等を提供するサービス提供機関又は募集型企画旅行等を提供する旅行業者をいいます。



注1：ISP等の名前で回答

【パターン４】

- ポイント
- (1) サービス提供者等は、I S P等のサーバーに販売枠を登録する。()
 - (2) 旅行者はI S P等のサイト上で、サービス提供者等との間でサービス提供に関する契約を締結する。(、)
 - (3) サービス提供者等の中で契約(予約)成立したことの通知はI S P等のサイトの画面上にサービス提供者等の名前で表示されるか、あるいはサービス提供者等の名前で旅行者宛にe-mail等で通知される。()
 - (4) サービス対価・旅行代金は、旅行者から直接サービス提供者等に支払う。()
 - (5) I S P等は、旅行者からシステム利用料等の名目で料金を受け取ることがある。()



注2：サービス提供者等の名前で回答

社団法人日本旅行業協会は旅行業の健全な発展のため、旅行者と旅行会社に関する調査・広報活動を行っています

ATTENTION!
外国の旅行会社のホームページへの申込に注意してください

最近外国の旅行会社が、日本語のホームページで旅行を募集しているケースが見られます。このようなホームページから外国の旅行会社に旅行を申し込んだ場合は、日本の旅行会社と取引した場合に受けられる法律上の保護を受けることはできません。

ホームページを見て旅行を申し込む前に…

ATTENTION!
ホームページが日本の旅行会社のものか、外国の旅行会社のものか確かめましょう。

- 日本の旅行会社であることは、旅行業の登録番号で確認できます。

第一種旅行業者の場合
 国土交通大臣登録旅行業第〇〇〇号
 第二種・第三種旅行業者の場合
 ●●県知事登録旅行業第〇-〇〇〇号

- ※ 旅行業の登録番号は、会社名の付近に記載されていることが多いようです。
- ※ 外国の政府機関等の許認可番号を記載している旅行会社もありますので、必ず「国土交通大臣登録」、「〇〇県知事登録」等の記載を確認してください。
- ※ 登録番号の記載がない旅行会社は、無登録(違法)の旅行会社か、外国の旅行会社の可能性があります。
 旅行業の業務範囲(第一種、第二種、第三種)の違いについては[こちら](#)をご覧ください

ATTENTION!
外国の旅行会社と取引した場合は、例えば次のような違いがあります。

- 取引条件は日本の旅行会社のものと同じではありません。それぞれの国ごとに違う内容となっています。取消料など、日本の旅行会社よりも厳しい条件のものも少なくありません。
- 外国の旅行会社との間でトラブルがあった場合に、日本には苦情の解決のための相談・あっ旋に応じてくれる窓口がほとんどないと思われれます。
- 外国の旅行会社と争う場合は、旅行会社の国の裁判所に訴え、その国の法律に従って裁判を進めなければならないと思われれます。
- 万一、外国の旅行会社が倒産したような場合は、その国の法律に従って処理されます。日本の旅行業法で定めた営業保証金制度、弁済業務保証金制度による弁済は受けられません。

外国の旅行会社に旅行を申し込むときは、予め上記のような点をご理解いただきますようご案内いたします。

学校教育における「消費者教育」の取り組み

文部科学省では、国としての学校教育の大綱的な基準としての学習指導要領を定めており、それに基づき、教育委員会の判断等により、教科書、教育委員会で作成した副読本等を使用した授業を実施している。

【参 考】

小学校学習指導要領（抜粋）

家庭〔第5学年及び第6学年〕

(7) 身の回りの物や金銭の計画的な使い方を考え、適切に買物ができるようにする。

ア 物や金銭の使い方を自分の生活とのかかわりで考えること。

イ 身の回りの物の選び方や買い方を考え、購入することができること。

中学校学習指導要領（抜粋）

技術家庭

(4) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

ア 販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

高等学校学習指導要領（抜粋）

家庭基礎

(3) 消費生活と環境

家庭経済や消費生活に関する基礎的な知識を習得させるとともに、現代の消費生活の課題について認識させ、消費者として責任をもって行動できるようにする。

ア 家庭の経済と消費

家庭の経済生活，社会の変化と消費生活及び消費者の権利と責任について理解させ、消費者として主体的に判断できるようにする。

家庭総合

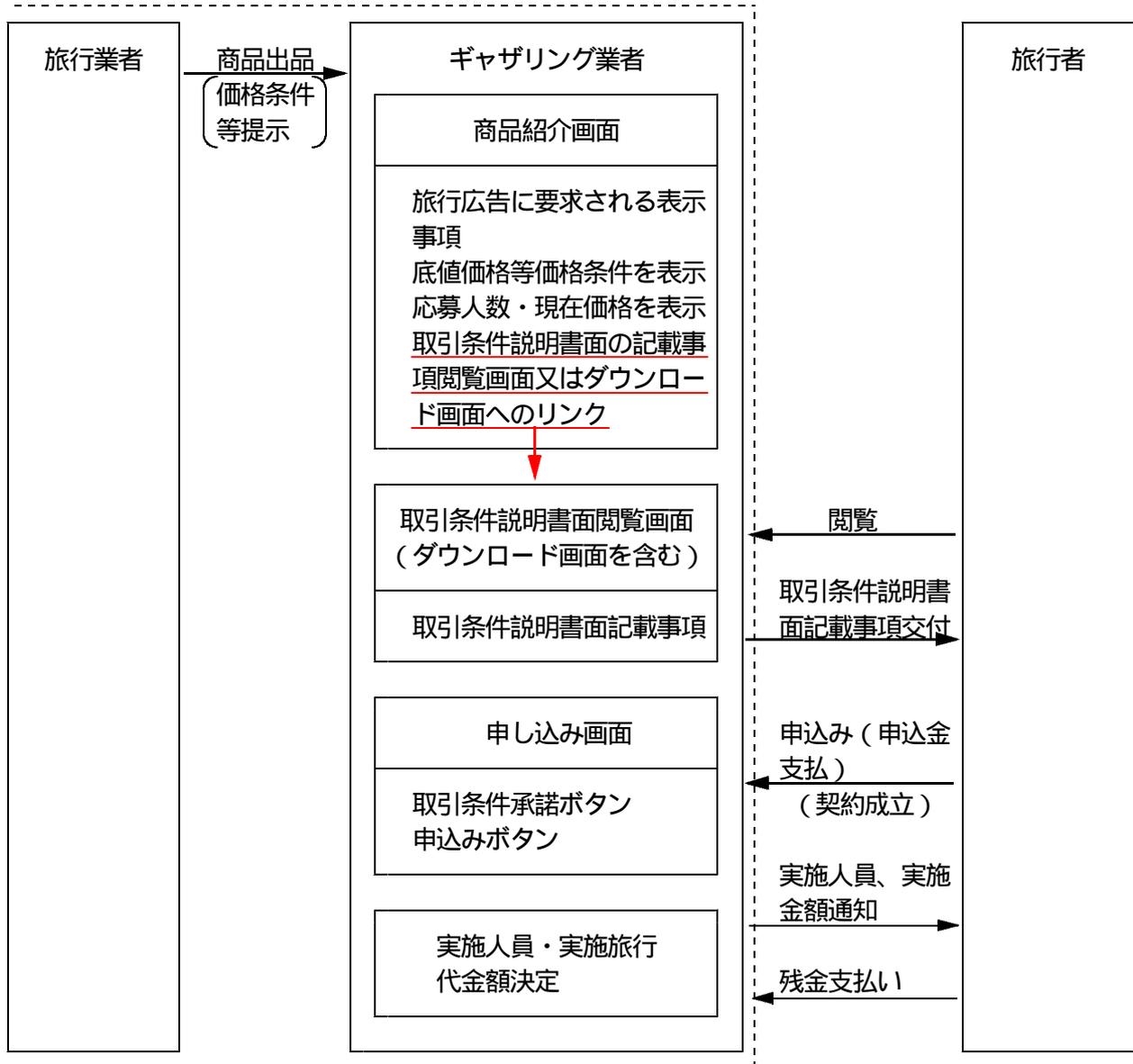
(5) 消費生活と資源・環境

家庭の経済生活，消費者の権利と責任などについて理解させるとともに，現代の消費生活の課題について認識させ，資源や環境に配慮し，消費者としての適切な意思決定に基づいて，責任をもって行動できるようにする。

ウ 消費者の権利と責任

消費生活の現状と課題，消費者問題と消費者の保護，消費者の責任及び生活情報の収集・選択と活用について理解させ，消費者として主体的に判断し責任をもって行動できるようにする。

〔参考 2 - 1〕「ダイナミックパッケージの事例」は著作権法上の理由等により添付を省略しました。



募集広告イメージ

ツアー
 ~ 1 ツアーあたりの参加人数が増えれば旅行代金が安くなるお得なツアーです。 ~

参加人数	旅行代金 (1人あたり)
30人~50人	100,000円
15人~29人	120,000円
5人~14人	150,000円

最少催行人員 5名

〔参考 2 - 3〕「オークションサイトの事例」は著作権法上の理由等により添付を省略しました。

(空白ページ)

**インターネットを利用した
旅行取引に関するガイドライン**

平成20年1月8日 国土交通省総合政策局観光事業課 届出

作成

社団法人日本旅行業協会
インターネット取引ワーキンググループ
法制委員会広告表示等適正化部会
e-TBT 審査部会

社団法人全国旅行業協会

発行

社団法人日本旅行業協会
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-3-3
全日通霞が関ビル3階
電話 03-3592-1327

社団法人全国旅行業協会
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-1-20
田中山ビル5階
電話 03-5401-3600